

みえ障がい者 共生社会づくりプラン

- 2021年度 ~ 2023年度 -

中間案

目 次

第1章	総論	1
第1節	計画の基本的な考え方	1
第2節	障がい者を取り巻く状況	9
第2章	障がい者施策の総合的推進	49
第1節	多様性を認め合う共生社会づくり	49
第2節	生きがいを実感できる共生社会づくり	61
第3節	安心を実感できる共生社会づくり	71
第3章	障害福祉計画・障害児福祉計画	87
第1節	地域生活移行・就労支援等に関する目標の設定	87
第2節	障がい者支援のための体制整備	98
第3節	障害保健福祉圏域別計画	115
第4章	計画の推進	121
第1節	計画の推進体制	121
第2節	計画の進行管理	122
第3節	計画の見直し	123

第1章 総論

第1節 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

わが国における障がい者の権利の保障、障がい者施策は、これまで、「リハビリテーション（ライフステージの全段階において全人間的復権をめざす）」、「ノーマライゼーション（障がいのある人もない人も共に一緒に暮らし活動する社会をめざす）」という理念のもと、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に向けた取組として展開されてきました。

平成 18（2006）年には、障がい者が有する人権や自由を確保し、障がい者固有の尊厳を大切にすることなどを目的とした「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が国連で採択されました。

わが国では、その批准に向け、「障害者基本法」の改正（平成 23 年 8 月施行）、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の制定（平成 24 年 10 月施行）、「障害者自立支援法」の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」への改正（平成 25 年 4 月施行）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定（平成 28（2016）年 4 月施行）など国内法の整備が進められ、平成 26（2014）年 1 月 20 日に条約を批准、同年 2 月 19 日に効力が発生しました。

本県では、平成 18（2006）年度に、「障害者基本法」に基づく障害者計画と、「障害者自立支援法」に基づく障害福祉計画を統合した「みえ障がい者福祉プラン」（平成 18 年度～平成 20 年度）を策定し、平成 20（2008）年度には第 2 期計画（平成 21 年度～平成 23 年度）に改定しました。

その後、平成 23（2011）年度に、「障害者基本法」の改正などをふまえ、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念とした「みえ障がい者共生社会づくりプラン」（平成 24 年度～平成 26 年度）を策定し、その後 2 度の改定を経て、現在は計画（2018 年度～2020 年度）（以下、「現行プラン」という。）に基づき、権利の擁護、特別支援教育、障がい者雇用、障がい者スポーツや芸術文化活動、地域生活移行・地域生活支援、相談支援、災害時の対応に関する取組など、総合的かつ計画的に施策を展開してきました。

また、旧優生保護法により心身に多大な苦痛を受けてきた方々の名誉と尊厳

の尊重、医療的ケア児・者への支援などの他、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変容により、ソーシャルディスタンスを保つために視覚障がい者のサポートが困難になる、マスクをつけることにより聴覚障がい者のコミュニケーションに支障が出るなど、新たな課題も発生しています。

このような中、現行プランは令和2（2020）年度に終期を迎えることから、現行プランの検証を行うとともに、本県における現状と課題や障がい者施策を取り巻く環境変化をふまえ、平成30（2018）年に策定された国の「障害者基本計画（第4次）」ならびに令和2（2020）年5月に告示された「障害者総合支援法」および「児童福祉法」に基づく国の基本指針に即して、プランを改定するものです。

2 計画の基本的事項

（1）計画の性格

この計画は、本県が取り組む障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策の方向性を明らかにした計画です。

また、県民一人ひとりや民間事業者、関係団体においても、それぞれの立場で自らの判断と責任のもとで、共生社会づくりを担う一員として行動するための指針となることを期待するものです。

（2）計画の位置づけ

この計画は、以下の3つの計画として策定します。

① 「障害者基本法」に定める都道府県障害者計画

第十一条（略）

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

② 「障害者総合支援法」に定める都道府県障害福祉計画

第八十九条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス

の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（都道府県障害福祉計画）を定めるものとする。

③ 「児童福祉法」に定める都道府県障害児福祉計画

第三十三条の二十二 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

（3）他の計画との関係

この計画は、本県の戦略計画である「みえ県民カビジョン」をふまえて策定するとともに、「みえ高齢者元気・かがやきプラン」、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」、「三重県医療計画」、「三重県特別支援教育推進基本計画」など、関連する他の計画との整合を図っています。

また、三重県手話言語条例に定める「手話を使用しやすい環境の整備に関する計画」として策定した「三重県手話施策推進計画」（平成 29（2017）年 3 月策定、令和 3（2021）年 3 月改定予定）を本計画の一部として位置づけるとともに、本計画と、平成 29（2017）年 12 月に策定した「ダイバーシティみえ推進方針 ～とも^{きらり}に輝く、多様な社会へ～」に基づく取組との調和を図ります。

（4）計画の期間

計画期間は、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度までの 3 年間とします。

なお、期間中の状況の変化等により見直しの必要が生じた場合は、計画期間内においても適宜見直しを行います。

3 基本理念

障がい者が、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できる仕組みを構築することで、主体的に社会づくりに関わりながら自立した生活を営み、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会の実現をめざします。

<基本理念>

障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

4 計画推進の基本原則

本計画に基づき、さまざまな分野において障がい者施策を展開するにあたり、その全ての取組の基礎として、共通に位置づけられる原則を次のように定めます。

(1) 障がい者の自己決定の尊重

障がい者を、自立し、行動する主体としてとらえ、施策の推進にあたっては、障がい者の自己決定による意見を尊重します。また、障がい者が施策に係る意思決定の過程に積極的に関わる機会を確保します。

(2) 社会的障壁の除去

障がい者が日常生活または社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみ起因するのではなく、社会におけるさまざまな障壁によって生ずるものとする、いわゆる「社会モデル」の考え方をふまえ、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行等の社会的障壁の除去を進めるため、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上を図ります。

(3) 障がい者本位の途切れのない支援

障がい者の日常生活や社会生活における制限の解消や、障がい者の自立と社会参加の促進を念頭に、障がい者本位の支援を行います。

障がい者本位の支援にあたっては、障がい者のライフステージに応じて、保健、医療、福祉、保育、教育、就労等の支援を行う者が、関係機関の連携により（横

の連携)、途切れのない一貫した支援（縦の連携）を行います。

(4) 障がいの状況に応じた支援

年齢、障がいの状態、生活の実態、地域の実情など、障がい者の多様な属性をふまえ、個々の障がい者の支援の必要性に配慮した適切な支援を行います。

また、障がい者が、自ら選択する地域において、必要な支援を受けながら日常生活や社会生活を営めるよう、その地域の実情に応じた支援を行います。

(5) 安全・安心への取組

新型コロナウイルス感染症防止の観点を踏まえ、ICTの導入等によるソーシャルディスタンスの確保など、「新しい生活様式」に基づき十分な対策を行います。

5 施策体系

障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、以下の体系に基づき障がい者施策の推進を図ります。

(1) 多様性を認め合う共生社会づくり

障がいの有無を一人ひとり違う個性として認め合うことのできる「多様性を認め合う共生社会づくり」を進めます。

障がい者に対する差別の解消や虐待の防止に取り組むとともに、合理的配慮の提供につながるユニバーサルデザインや点字・手話など情報保障の取組を進めます。また、コロナ禍における新たな偏見が生じている現況も含め、啓発等を通じて障がいに対する理解の促進を図るとともに、福祉用具の普及やバリアフリー観光などの社会参加の環境づくりを推進します。

(2) 生きがいを実感できる共生社会づくり

障がいの有無にかかわらず、自己の能力を生かしながら、自らの人生をデザインし、夢と希望を持っていきいきと生活できる「生きがいを実感できる共生社会

づくり」を進めます。

社会生活の基礎づくりを担う教育の充実、障がい者の生きがい、自立、社会参加につながる就労支援の充実に取り組みます。加えて、スポーツや文化・芸術活動などに参画できる環境の整備を進めます。

(3) 安心を実感できる共生社会づくり

障がい者がどこでどのような生活を送るかについて、自らの意思で選択し、安全で安心して暮らすことができる「安心を実感できる地域社会づくり」を進めます。

日常生活や社会生活に必要なサービスの充実や暮らしの場の確保、相談支援体制の整備、福祉・保健・医療・教育等が連携した体制の充実を図ります。また、障がい者を災害や犯罪等から守るため、防災や防犯対策を推進します。

<施策体系図>

第1節 多様性を認め合う共生社会づくり

- 1 権利擁護の推進
 - (1) 権利擁護のための体制の充実
 - (2) 虐待防止に対する取組の強化
 - (3) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
 - (4) 選挙等における配慮
- 2 障がいに対する理解の促進
 - (1) 啓発・広報の推進
 - (2) 福祉教育・人権教育の推進
 - (3) ボランティア活動の促進
- 3 情報アクセシビリティの向上と社会参加の環境づくり
 - (1) 情報アクセシビリティの向上と活動支援
 - (2) 福祉用具の活用の推進
 - (3) バリアフリー観光の推進

第2節 生きがいを実感できる共生社会づくり

- 1 特別支援教育の充実
 - (1) 指導・支援の充実
 - (2) 専門性の向上
 - (3) 教育環境の充実
- 2 就労の促進
 - (1) 一般就労の促進
 - (2) 福祉的就労への支援
 - (3) 多様な就労機会の確保
- 3 スポーツ・芸術文化活動の推進
 - (1) 障がい者スポーツの裾野の拡大
 - (2) 全国障害者スポーツ大会開催に向けた取組
 - (3) 障がい者の芸術文化活動への参加機会の充実

第3節 安心を実感できる共生社会づくり

- 1 地域移行・地域生活の支援の充実
 - (1) 地域生活への移行
 - (2) 相談支援の充実
 - (3) 地域生活支援の充実
 - (4) 福祉人材の育成・確保
 - (5) 社会的自立に向けた支援
- 2 福祉と医療などが連携した支援の充実
 - (1) 障がいの早期発見と対応
 - (2) 精神障がい者等への支援
 - (3) 医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援
 - (4) 発達障がい児・者への支援

3 防災・防犯対策の充実

(1) 防災対策の推進

(2) 防犯対策の推進

第2節 障がい者を取り巻く状況

1 障がい者を取り巻く環境変化

(1) 国際的な動向

国連では、障がいのある人の権利に関して、「精神遅滞者の権利に関する宣言」(昭和46(1971)年)、「障害者の権利に関する宣言」(昭和50(1975)年)、「障害者に関する世界行動計画」(昭和57(1982)年)、「障害者の機会均等に関する標準規則」(平成5(1993)年)をはじめ、さまざまな宣言・決議が採択されてきましたが、これらの宣言・決議は法的拘束力を持つものではありませんでした。

このような中、障がい者に関するはじめての国際条約として、平成18(2006)年12月に「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的とした「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」が国連総会で採択され、平成20(2008)年5月に発効しました。条約では、「自己決定権」や「合理的配慮」の考え方をはじめ、障がい者が他の人と平等に全ての人権や基本的自由を享受するために、社会において措置されるべき事項が規定されています。

わが国は、平成19(2007)年9月に条約に署名を行い、その後、条約の批准をめざして、必要な国内法の整備等を進めてきました。それらの準備を経て、平成26(2014)年1月20日に条約を批准、同年2月19日からわが国においても条約の効力が発生しています。

(2) 国内の動向

障がい当事者を中心として設置された「障がい者制度改革推進会議」の意見をふまえて改正された「障害者基本法」(平成23年8月施行)では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが目的とされています。また、障がい者の定義が見直され、「個人の機能障がいには原因があるもの」とする「医学モデル」から、「障がい(機能障がい)及び社会的障壁(日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等)により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする「社会モデル」に考え方が転換されたこと、「障害者権利条約」

の「合理的配慮」の概念を導入し、障がい者を理由とする差別の禁止が明記されたことなど、大きな改正が行われています。

さらに、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の制定（平成 24（2012）年 10 月施行）、「障害者自立支援法」の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」への改正（平成 25（2013）年 4 月施行）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定（平成 28（2016）年 4 月施行）など、今後の障がい者施策の推進にあたって基盤となる多くの法律が制定されました。

平成 26（2014）年 2 月の障害者権利条約の発効後、平成 28（2016）年 4 月には障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法が施行され、差別の禁止、合理的配慮の提供や差別解消に向けた取組が進められています。また、平成 28（2016）年 6 月には「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正され、医療的ケアの必要な障がい児を支援するための連携促進が求められる（平成 28（2016）年 6 月施行）とともに、障がい者の地域生活を支援する新たなサービスである自立生活援助や就労定着支援等が創設されたほか、障がい児を対象にした障害児福祉計画の作成が義務化されました（平成 30（2018）年 4 月施行）。加えて、「発達障害者支援法」が改正され、発達障がい者への支援の強化が図られました。

改正障害者雇用促進法により、平成 30（2018）年度からは法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が加わるとともに、法定雇用率も見直されることとなりました。

また、平成 31（2019）年 4 月には、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立、施行され、旧優生保護法により心身に多大な苦痛を受けてきた方々への反省が盛り込まれました。

こうした法整備や制度改革等と並行して、障がい者施策の取組方向を示す「障害者基本計画（第 4 次）」が策定（平成 30 年 3 月）され、令和 2（2020）年 5 月には、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度までの 3 年間を計画期間とする「第 6 期障害福祉計画」および「第 2 期障害児福祉計画」の基本指針が示されました。

【参考】障がい者施策の近年の動向

年月	内容
平成 24 年 6 月	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（障害者総合支援法）」成立（平成 25 年 4 月施行）
平成 24 年 6 月	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の促進等に関する法律（障害者優先調達促進法）」成立（平成 25 年 4 月施行）

平成 25 年 4 月	障がい者の法定雇用率の引き上げ
平成 25 年 4 月	障がい者の定義に政令で定める難病患者等を追加
平成 25 年 6 月	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（精神保健福祉法改正法）」成立（平成 26 年 4 月施行、一部平成 28 年 4 月施行）
平成 25 年 6 月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」成立（平成 28 年 4 月施行）
平成 25 年 6 月	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法改正法）」（平成 28 年 4 月施行、一部平成 30 年 4 月施行）
平成 25 年 9 月	「障害者基本計画（第 3 次）」閣議決定
平成 25 年 12 月	「アルコール健康障害対策基本法」成立（平成 26 年 6 月施行）
平成 26 年 1 月	「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」批准（平成 19 年 9 月署名、平成 26 年 2 月発効）
平成 26 年 5 月	「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」成立（平成 27 年 1 月施行）
平成 28 年 4 月	「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」成立（平成 28 年 5 月施行）
平成 28 年 5 月	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律（障害者総合支援法改正法）及び児童福祉法の一部を改正する法律（児童福祉法改正法）」成立（平成 30 年 4 月施行）
平成 28 年 5 月	「発達障害者支援法の一部を改正する法律（発達障害者支援法改正法）」成立（平成 28 年 8 月施行）
平成 30 年 3 月	「障害者基本計画（第 4 次）」閣議決定
平成 30 年 4 月	障がい者の法定雇用率の引き上げ、対象の追加（精神障がい者）
平成 31 年 4 月	「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」成立、施行
令和元年 6 月	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」成立（同年 6 月、9 月、令和 2 年 4 月施行）
令和 3 年 3 月	障がい者の法定雇用率の引き上げ

2 障がい者の状況

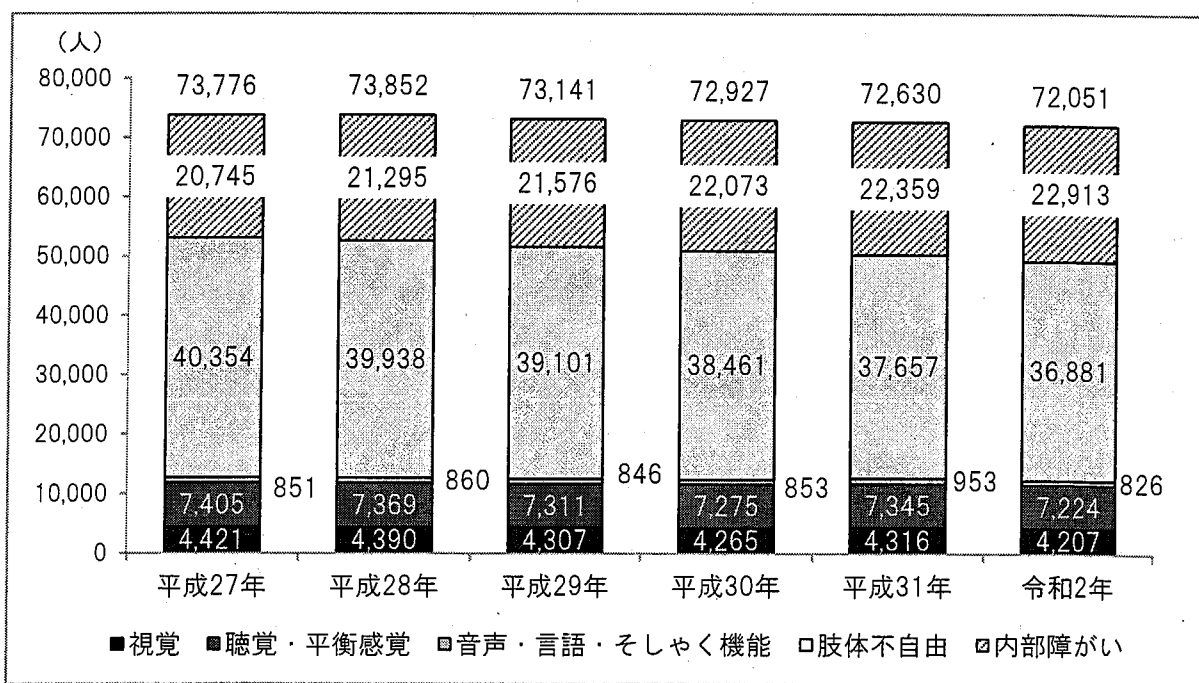
(1) 身体障がい

本県の身体障害者手帳所持者数は、令和2年（2020）年4月1日現在 72,051人となっており、近年は緩やかな減少傾向で推移しています。

障がい種別の内訳は、肢体不自由が36,881人（51.2%）と最も多く、次いで内部障がいが22,913人（31.8%）、聴覚・平衡感覚障がいが7,224人（10.0%）となっています。

障がい種別の人数の推移をみると、内部障がいは増加の傾向がみられ、特に心臓・腎臓などの障がいが増えていますが、視覚障がい、聴覚・平衡感覚障がいの人数は減少している状況です。

図表 1-1 身体障害者手帳所持者数（障がい種別）



※各年4月1日現在

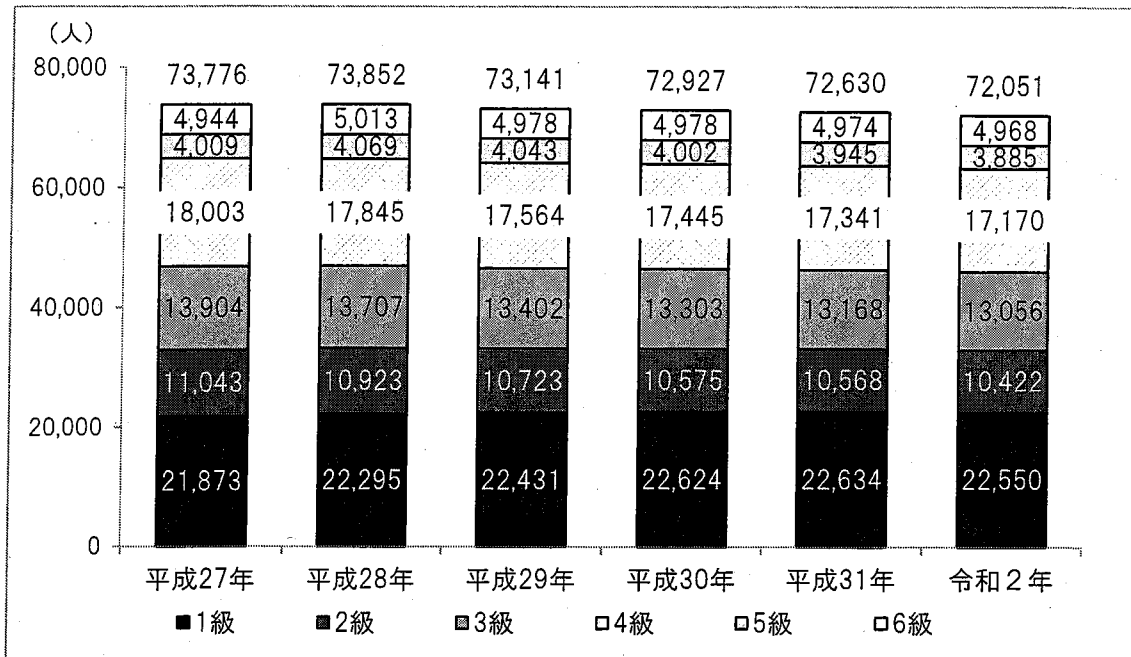
	視覚	聴覚・ 平衡感 覚	音声・ 言語・ そしや く機能	肢体不 自由	内部障がい							計	合計
					心臓	呼吸器	腎臓	膀胱 直腸	小腸	肝臓	その他		
平成 27 年 (構成比)	4,421 6.0%	7,405 10.0%	851 1.2%	40,354 54.7%	11,031 15.0%	1,465 2.0%	4,985 6.8%	2,865 3.9%	82 0.1%	140 0.2%	177 0.2%	20,745 28.1%	73,776 100.0%
平成 28 年 (構成比)	4,390 5.9%	7,369 10.0%	860 1.2%	39,938 54.1%	11,387 15.4%	1,436 1.9%	5,109 6.9%	2,956 4.0%	76 0.1%	141 0.2%	190 0.3%	21,295 28.8%	73,852 100.0%
平成 29 年 (構成比)	4,307 5.9%	7,311 10.0%	846 1.2%	39,101 53.5%	11,486 15.7%	1,386 1.9%	5,210 7.1%	3,031 4.1%	71 0.1%	186 0.3%	206 0.3%	21,576 29.5%	73,141 100.0%
平成 30 年 (構成比)	4,265 5.8%	7,275 10.0%	853 1.2%	38,461 52.7%	11,729 16.1%	1,345 1.8%	5,380 7.4%	3,135 4.3%	72 0.1%	192 0.3%	220 0.3%	22,073 30.3%	72,927 100.0%
平成 31 年 (構成比)	4,316 5.9%	7,345 10.1%	953 1.3%	37,657 51.8%	11,862 16.3%	1,351 1.9%	5,429 7.5%	3,200 4.4%	71 0.1%	206 0.3%	240 0.3%	22,359 30.8%	72,630 100.0%
令和 2 年 (構成比)	4,207 5.8%	7,224 10.0%	826 1.1%	36,881 51.2%	12,138 16.8%	1,334 1.9%	5,611 7.8%	3,296 4.6%	72 0.1%	218 0.3%	244 0.3%	22,913 31.8%	72,051 100.0%

※各年 4 月 1 日現在

障がいの程度を等級別にみると、1 級が最も多く 22,550 人 (31.3%)、次いで 4 級が 17,170 人 (23.8%) となっています。

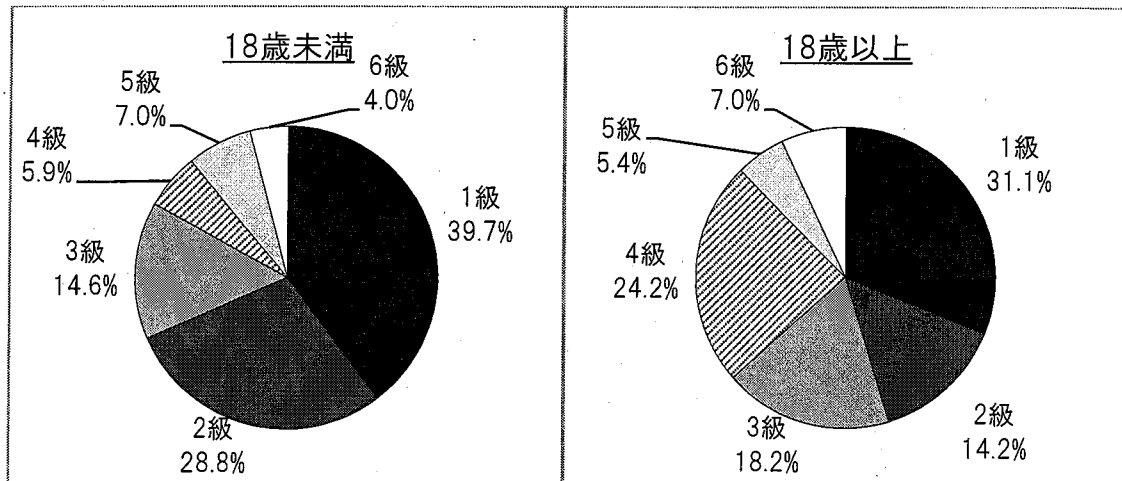
障がいの種類別および年齢別に障がいの程度をみると、肢体不自由では 18 歳未満の障がい児の 1 級および 2 級の割合 (76.9%) は、18 歳以上の障がい者 (36.7%) と比べて高くなっています。内部障がいは、18 歳未満、18 歳以上ともに 1 級の障がい者が半分以上を占めています。

図表 1-2 身体障害者手帳所持者数（等級別）



※各年4月1日現在

図表 1-3 身体障害者手帳所持者の等級別構成比（年齢別）



※令和2年4月1日現在

図表 1-4 身体障害者手帳所持者数（障がい種別・等級別・年齢別）

（単位：人）

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	障がい別 構成比
視覚	18歳未満 (構成比)	30 50.8%	7 11.9%	4 6.8%	5 8.5%	10 16.9%	3 5.1%	59 100.0%	5.8%
	18歳以上 (構成比)	1,450 35.0%	1,306 31.5%	315 7.6%	286 6.9%	517 12.5%	274 6.6%	4,148 100.0%	
	計 (構成比)	1,480 35.2%	1,313 31.2%	319 7.6%	291 6.9%	527 12.5%	277 6.6%	4,207 100.0%	
聴覚・ 平衡感覚	18歳未満 (構成比)	2 1.2%	72 43.9%	30 18.3%	22 13.4%	0 0.0%	38 23.2%	164 100.0%	10.0%
	18歳以上 (構成比)	321 4.5%	1,566 22.2%	1,033 14.6%	1,324 18.8%	36 0.5%	2,780 39.4%	7,060 100.0%	
	計 (構成比)	323 4.5%	1,638 22.7%	1,063 14.7%	1,346 18.6%	36 0.5%	2,818 39.0%	7,224 100.0%	
音声・言語 そしゃく機能	18歳未満 (構成比)	0 0.0%	0 0.0%	2 33.3%	4 66.7%	- -	- -	6 100.0%	1.1%
	18歳以上 (構成比)	38 4.6%	63 7.7%	418 51.0%	301 36.7%	- -	- -	820 100.0%	
	計 (構成比)	38 4.6%	63 7.7%	420 50.8%	305 36.9%	0 0.0%	0 0.0%	826 100.0%	
肢体不自由	18歳未満 (構成比)	413 43.4%	319 33.5%	93 9.8%	24 2.5%	87 9.1%	15 1.6%	951 100.0%	51.2%
	18歳以上 (構成比)	6,363 17.7%	6,810 19.0%	7,758 21.6%	9,906 27.6%	3,235 9.0%	1,858 5.2%	35,930 100.0%	
	計 (構成比)	6,776 18.4%	7,129 19.3%	7,851 21.3%	9,930 26.9%	3,322 9.0%	1,873 5.1%	36,881 100.0%	
内部障がい	18歳未満 (構成比)	105 50.7%	1 0.5%	74 35.7%	27 13.0%	0 0.0%	0 0.0%	207 100.0%	31.8%
	18歳以上 (構成比)	13,828 60.9%	278 1.2%	3,329 14.7%	5,271 23.2%	0 0.0%	0 0.0%	22,706 100.0%	
	計 (構成比)	13,933 60.8%	279 1.2%	3,403 14.9%	5,298 23.1%	0 0.0%	0 0.0%	22,913 100.0%	
合計	18歳未満 (構成比)	550 39.7%	399 28.8%	203 14.6%	82 5.9%	97 7.0%	56 4.0%	1,387 100.0%	100.0%
	18歳以上 (構成比)	22,000 31.1%	10,023 14.2%	12,853 18.2%	17,088 24.2%	3,788 5.4%	4,912 7.0%	70,664 100.0%	
	計 (構成比)	22,550 31.3%	10,422 14.5%	13,056 18.1%	17,170 23.8%	3,885 5.4%	4,968 6.9%	72,051 100.0%	

※令和2年4月1日現在

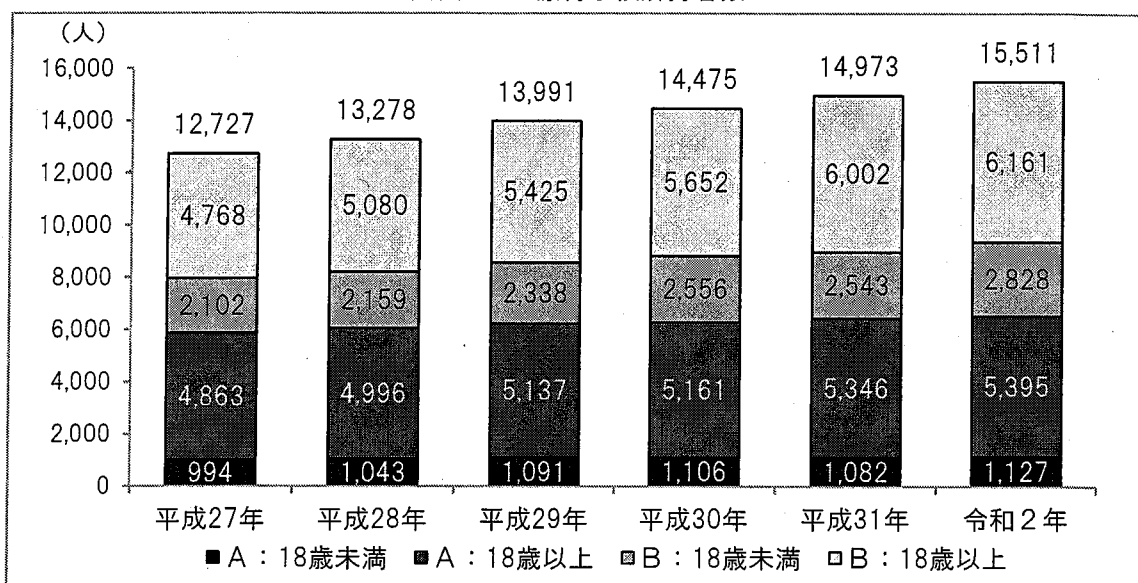
(2) 知的障がい

本県の療育手帳所持者数は、令和2（2020）年4月1日現在で15,511人となっており、増加傾向で推移しています。

障がいの程度別で見ると、療育手帳A（最重度・重度）所持者が6,522人（42.0%）、療育手帳B（中度・軽度）所持者が8,989人（58.0%）となっています。

また、年齢別で見ると、18歳未満が3,955人（25.5%）、18歳以上は11,556人（74.5%）となっており、いずれの年齢層においても増加傾向にあります。

図表 1-5 療育手帳所持者数



※各年4月1日現在

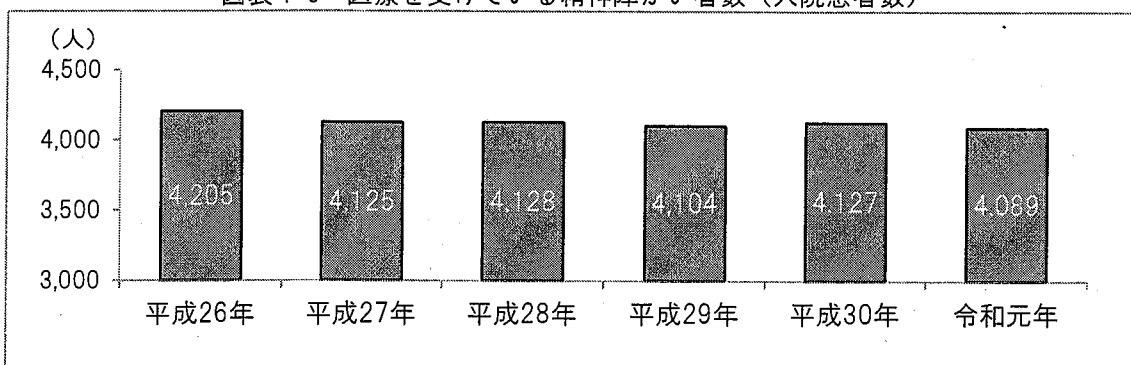
	18歳未満			18歳以上			合計
	A	B	計	A	B	計	
平成27年	994	2,102	3,096	4,863	4,768	9,631	12,727
(構成比)	7.8%	16.5%	24.3%	38.2%	37.5%	75.7%	100.0%
平成28年	1,043	2,159	3,202	4,996	5,080	10,076	13,278
(構成比)	7.9%	16.3%	24.1%	37.6%	38.3%	75.9%	100.0%
平成29年	1,091	2,338	3,429	5,137	5,425	10,562	13,991
(構成比)	7.8%	16.7%	24.5%	36.7%	38.8%	75.5%	100.0%
平成30年	1,106	2,556	3,662	5,161	5,652	10,813	14,475
(構成比)	7.6%	17.7%	25.3%	35.7%	39.0%	74.7%	100.0%
平成31年	1,082	2,543	3,625	5,346	6,002	11,348	14,973
(構成比)	7.2%	17.0%	24.2%	35.7%	40.1%	75.8%	100.0%
令和2年	1,127	2,828	3,955	5,395	6,161	11,556	15,511
(構成比)	7.3%	18.2%	25.5%	34.8%	39.7%	74.5%	100.0%

※各年4月1日現在

(3) 精神障がい

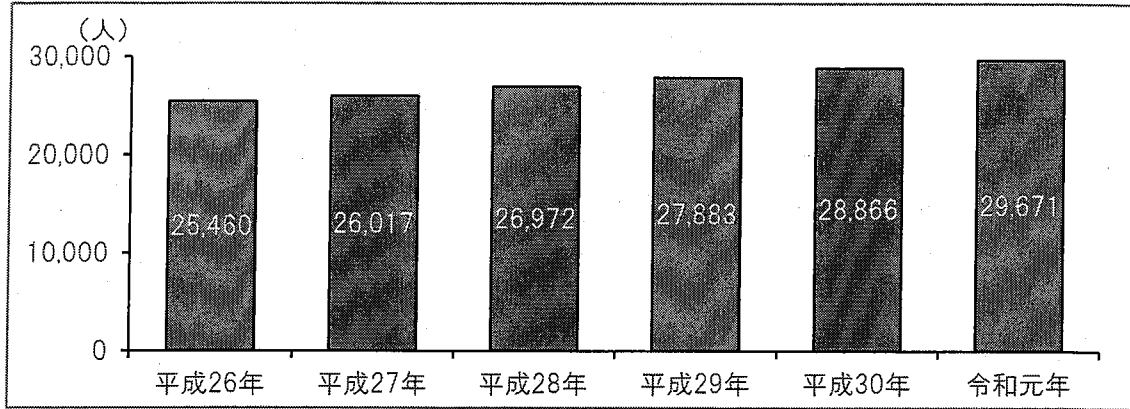
本県における精神科病院入院患者数は4,089人(令和元(2019)年6月30日現在)となり減少傾向で推移していますが、通院患者数(自立支援(精神通院)医療受給者数)は29,671人(令和2(2020)年3月末日現在)となり増加傾向で推移しています。

図表1-6 医療を受けている精神障がい者数(入院患者数)



※各年6月30日現在

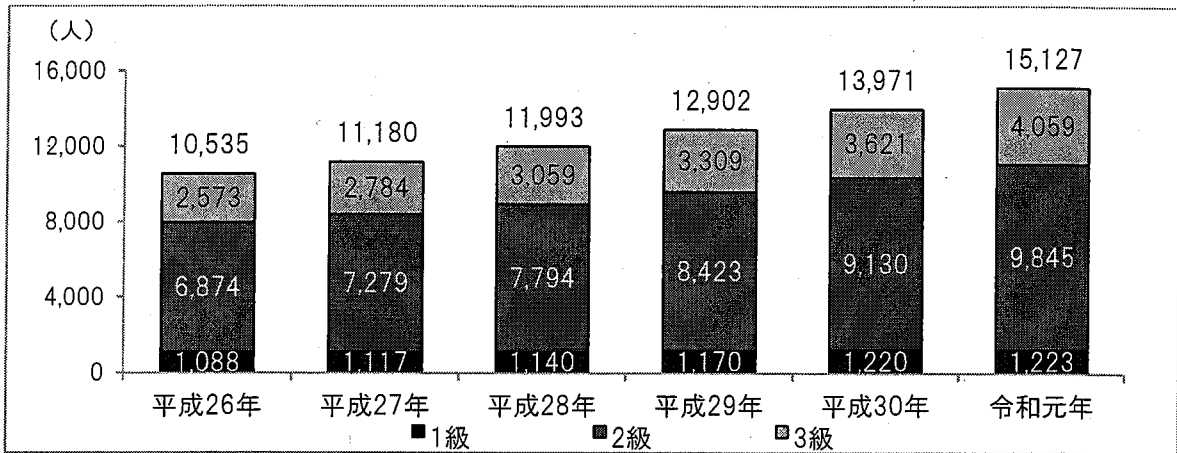
図表 1-6 医療を受けている精神障がい者数（通院患者数）



※各年度3月末日現在

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2（2020）年3月末日現在で15,127人となっており、増加傾向で推移しています。また、障がいの等級別では、2級が9,845人で全体の65%を占めています。

図表 1-7 精神障害者保健福祉手帳所持者数



※各年度3月末日現在

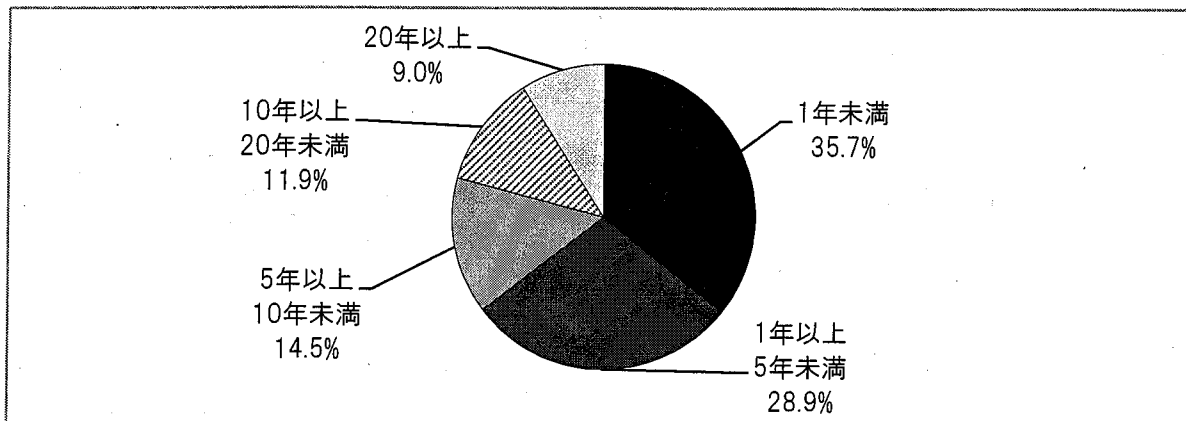
	(単位：人)						合計
	1級		2級		3級		
平成26年（構成比）	1,088	10.3%	6,874	65.2%	2,573	24.4%	10,535
平成27年（構成比）	1,117	10.0%	7,279	65.1%	2,784	24.9%	11,180
平成28年（構成比）	1,140	9.5%	7,794	65.0%	3,059	25.5%	11,993
平成29年（構成比）	1,170	9.1%	8,423	65.3%	3,309	25.6%	12,902
平成30年（構成比）	1,220	8.7%	9,130	65.3%	3,621	25.9%	13,971
令和元年（構成比）	1,223	8.1%	9,845	65.1%	4,059	26.8%	15,127

※各年度3月末日現在

精神科病院の入院患者の在院期間は、1年未満の入院患者が35.7%、1年以上5年未満が28.9%、5年以上10年未満が14.5%、10年以上20年未満が

11.9%、20年以上が9.0%となり、5年以上の在院期間の割合が減少しています。

図表 1-8 精神科病院の入院患者の在院期間



※令和元年6月30日現在

精神疾患の種類別構成をみると、入院患者は、統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害が全体の約60%を占めていますが、患者数は、減少傾向にあります。

通院患者は、気分障害が全体の約40%を占め緩やかな増加傾向にあります。また、統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害が全体の約25%を占め、減少傾向にあります。

図表 1-9 精神疾患の種類別構成（入院患者）

（単位：人）

	症状性を含む器質性精神障害		統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害		気分障害		神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害		てんかん		その他		合計
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
平成26年	806	19.2%	2,619	62.3%	324	7.7%	59	1.4%	39	0.9%	358	8.5%	4,205
平成27年	852	20.7%	2,490	60.4%	337	8.2%	51	1.2%	41	1.0%	354	8.6%	4,125
平成28年	816	19.8%	2,500	60.6%	354	8.6%	58	1.4%	33	0.8%	367	8.9%	4,128
平成29年	832	20.3%	2,485	60.6%	330	8.0%	55	1.3%	29	0.7%	373	9.1%	4,104
平成30年	894	21.7%	2,433	59.0%	333	8.1%	56	1.4%	23	0.6%	388	9.4%	4,127
令和元年	831	20.3%	2,446	59.8%	349	8.5%	61	1.5%	23	0.6%	379	9.3%	4,089

※各年6月30日現在

図表 1-9 精神疾患の種類別構成（通院患者）

（単位：人）

	症状性を含む 器質性精神障害		統合失調症、統 合失調症型障害 および妄想性障 害		気分障害		神経症性障害、 ストレス関連障 害および身体表 現性障害		てんかん		その他		合計
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
平成 26 年	650	2.6%	7,525	29.6%	10,198	40.1%	2,635	10.3%	1,673	6.6%	2,779	10.9%	25,460
平成 27 年	711	2.7%	7,508	28.9%	10,474	40.3%	2,682	10.3%	1,703	6.5%	2,939	11.3%	26,017
平成 28 年	743	2.8%	7,615	28.2%	10,870	40.3%	2,748	10.2%	1,735	6.4%	3,261	12.1%	26,972
平成 29 年	787	2.8%	7,577	27.2%	11,291	40.5%	2,854	10.2%	1,866	6.7%	3,508	12.6%	27,883
平成 30 年	821	2.8%	7,667	26.6%	11,619	40.3%	3,059	10.6%	1,961	6.8%	3,739	13.0%	28,866
令和元年	881	3.0%	7,557	25.5%	12,011	40.5%	3,200	10.8%	2,030	6.8%	3,992	13.5%	29,671

※各年度 3 月末現在

（４）難病

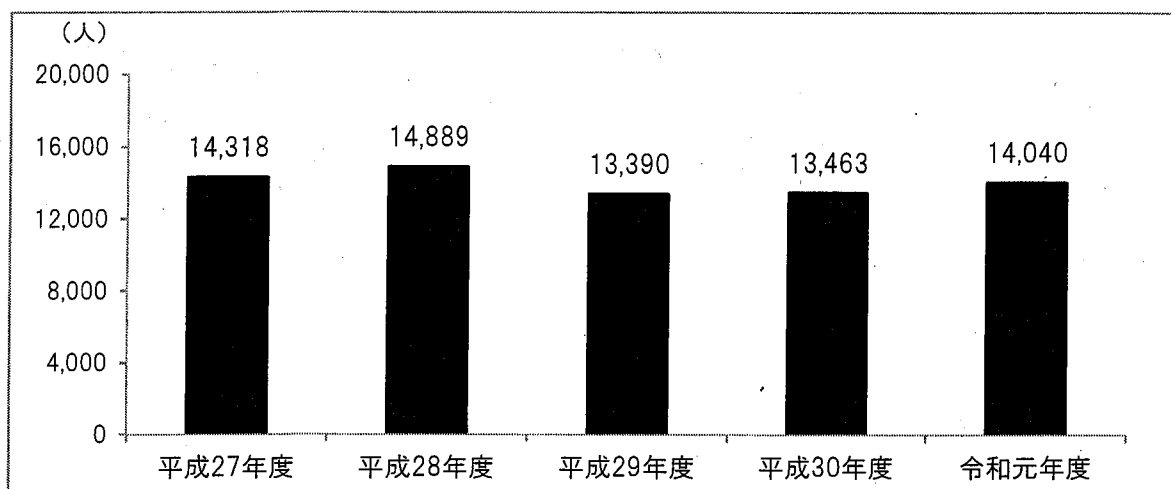
「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」によると、難病は、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。」とされています。

平成 27（2015）年 1 月から、この法律に基づく新たな制度が始まり、支給決定を受けた指定難病患者には「特定医療費（指定難病）受給者証」が交付されています。対象となる疾病については、法律施行時は 110 疾病でしたが、令和元（2019）年 7 月には 333 疾病へと拡大されています。

また、平成 25（2013）年 4 月 1 日に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」では、障がい者の定義に新たに難病等が追加され、令和元（2019）年 7 月 1 日現在、361 疾病が同法の対象となっています。

本県における特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は、令和 2（2020）年 3 月末日現在で 14,040 人となり、対象となる疾病数が異なるため単純な比較はできませんが、難病法の施行（平成 27 年 1 月 1 日）、特定医療費の支給に係る経過措置の終了（平成 29 年 12 月 31 日）を経て、増加傾向がみられます。また、疾病別にみると、パーキンソン病 2,033 人（14.5%）、潰瘍性大腸炎 1,766 人（12.6%）等が多くなっています。

図表 1-10 特定疾患医療受給者証所持者数・特定医療費（指定難病）受給者証所持者数



※各年度3月末日現在

図表 1-11 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数（対象疾患別）

(単位：人)

疾患名	受給者数	構成比
1 パーキンソン病	2,033	14.5%
2 潰瘍性大腸炎	1,766	12.6%
3 全身性エリテマトーデス	778	5.5%
4 後縦靭帯骨化症	724	5.2%
5 クローン病	576	4.1%
6 全身性強皮症	526	3.7%
7 特発性拡張型心筋症	433	3.1%
8 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	395	2.8%
9 原発性胆汁性肝硬変	350	2.5%
10 皮膚筋炎/多発性筋炎	345	2.5%
11 重症筋無力症	343	2.4%
12 多発性硬化症/視神経脊髄炎	300	2.1%
13 特発性血小板減少性紫斑病	278	2.0%
14 網膜色素変性症	271	1.9%
15 特発性間質性肺炎	243	1.7%
- その他	4,679	33.4%
合計	14,040	100.0%

※令和元年度3月末日現在

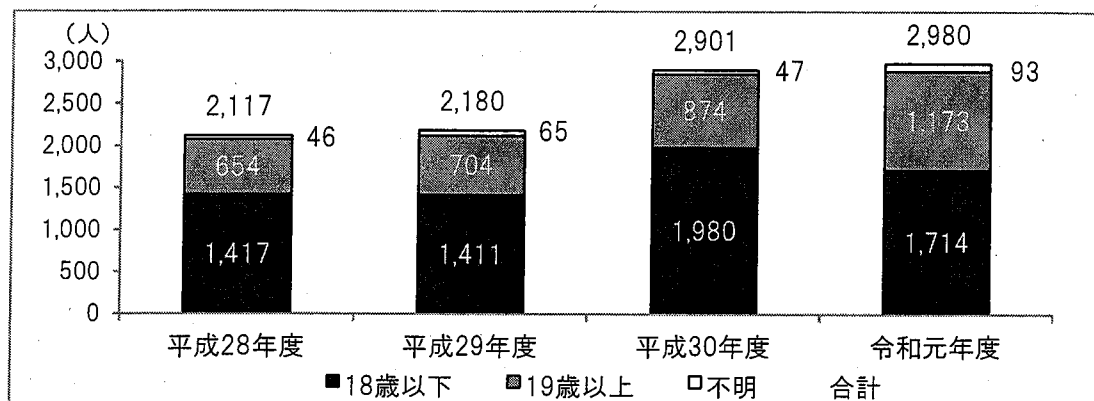
(5) 発達障がい

「発達障害者支援法」によると、発達障がいとは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類す

る脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」とされています。

県内に2か所設置している自閉症・発達障害支援センターにおける令和元(2019)年度の相談者数は2,980人で、増加傾向で推移しています。年齢別では、18歳以下が1,714人で全体の約58%を占めています。疾患別にみると、広汎性発達障害が667人、自閉症502人、アスペルガー症候群260人となっています。

図表 1-12 自閉症・発達障害支援センター相談支援数(実人数)



(単位:人)

	自閉症	アスペル ガー症候 群	広汎性発 達障害	注意欠陥 多動性障 害(AD /HD)	学習障害 (LD)	その他 (発達性 言語障 害・協調 運動障害 等)	不明(未 診断含 む)	合計
平成28年度 (構成比)	380 54.1%	198 28.2%	533 75.9%	132 18.8%	29 4.1%	143 20.4%	702 99.9%	2,117 100.0%
平成29年度 (構成比)	420 59.5%	211 29.9%	500 70.8%	162 22.9%	40 5.7%	141 20.0%	706 100.0%	2,180 100.0%
平成30年度 (構成比)	552 64.7%	279 32.7%	780 91.4%	169 19.8%	61 7.2%	207 24.3%	853 100.1%	2,901 100.0%
令和元年度 (構成比)	502 47.7%	260 24.7%	667 63.3%	214 20.3%	73 6.9%	211 20.0%	1,053 100.1%	2,980 100.0%

	0～3 歳	4～6 歳	7～12 歳	13～15 歳	16～18 歳	19～39 歳	40歳 以上	不明	合計
発達支援	38	168	953	287	195	603	157	43	2,444
	1.6%	6.9%	39.0%	11.7%	8.0%	24.7%	6.4%	1.7%	100.0%
就労支援					73	344	69	50	536
					13.6%	64.2%	12.9%	9.3%	100.0%

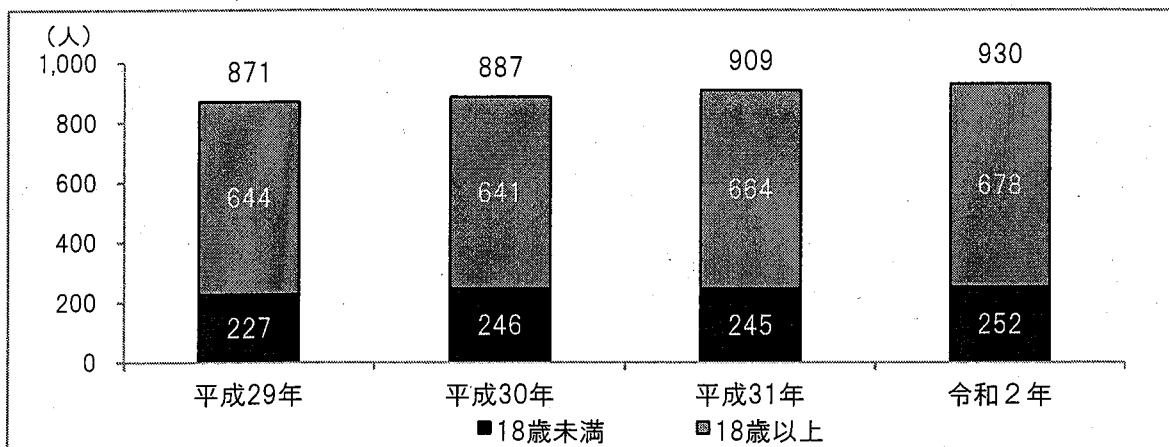
※令和元年度

(6) 重症心身障がい

「児童福祉法」によると、重症心身障害児は、「重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童」とされています。

令和2（2020）年4月1日現在における重症心身障がい児者数は、18歳未満252人、18歳以上678人、合計930人となっており、増加傾向で推移しています。

図表 1-13 重症心身障がい児・者数



(単位：人)

	18歳未満		18歳以上		合計	
	総数	うち施設 入所者	総数	うち施設 入所者	総数	うち施設 入所者
平成29年	227	5	644	236	871	241
平成30年	246	4	641	245	887	249
平成31年	245	4	664	233	909	237
令和2年	252	7	678	245	930	252

※各年4月1日現在

(7) 高次脳機能障がい

高次脳機能障がいは、交通事故等による外傷性脳損傷や脳梗塞等による脳血管障がい等の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がいといった認知機能に障がいが生じ、これに起因して日常生活、社会生活への適応が困難になる障がいであり、外観上わかりにくく、本人や家族も気づきにくいいため、人数や状態などの実態の把握は難しい状況にあります。

県内の広域的な専門的相談支援として、高次脳機能障がい支援普及事業を行っている三重県身体障害者総合福祉センターの令和元(2019)年度の新規相談者数は51人となっています。

新規相談者の原因疾患をみると、脳出血、脳梗塞、くも膜下出血などに代表される「脳血管障がい」と、脳挫傷、びまん性軸索損傷、外傷性くも膜下出血などが含まれる「外傷性脳損傷」が全体の80%以上を占めています。

図表 1-14 高次脳機能障がいの相談支援状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
新規相談者数	65 人	64	72	51
平均年齢	44.3 歳	44.1 歳	43.8 歳	42.7 歳
面談件数	1,031 件	980 件	804 件	342 件

新規相談者の原因疾患

(単位:人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
外傷性脳損傷	24	22	24	15
脳血管障がい	37	33	39	28
脳腫瘍	2	4	1	2
低酸素脳症	0	1	1	2
脳炎	1	1	5	2
その他	1	3	2	2
合計	65	64	72	51

※外傷性脳損傷：脳挫傷、DAI（びまん性軸索損傷）、外傷性SAH（外傷性くも膜下出血）

※脳血管障がい：脳出血、脳梗塞、SAH（くも膜下出血）

※その他：多発性硬化症、てんかん、急性水頭症等

(8) 遷延性意識障がい

遷延性意識障がいは、事故や病気などで脳に損傷を受け、重度の意識障がいになることで、自力での移動や摂食ができない、意思疎通が困難といった状態が継

続することをいいます。

本県では、遷延性意識障がい者の実態を把握するため、平成 26 (2014) 年 2 月に医療機関等への調査を行いました。その結果、県内の遷延性意識障がい者 (準ずる者を含む) 数は 1,180 人と推計されます。原因疾患としては脳血管障がい 750 人と 63.6% を占め、所在は病院 754 人 (63.9%)、介護老人福祉施設・介護老人保健施設 269 人 (22.8%) 等となっています。

図表 1-15 遷延性意識障がい者の原因疾患・所在

原因疾患 (単位：人)			所在 (単位：人)		
	人数	構成比		人数	構成比
脳血管障がい	750	63.6%	病院	754	63.9%
頭部外傷	47	4.0%	介護老人福祉施設 介護老人保健施設	269	22.8%
頭蓋内炎症	10	0.8%	障害者支援施設	20	1.7%
心疾患	39	3.3%	住宅	109	9.2%
呼吸器障がい	62	5.3%	その他	28	2.4%
その他 (認知症)	85	7.2%	合計	1,180	100.0%
その他	187	15.8%			
合計	1,180	100.0%			

年齢別

年代	全体	18歳未満	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上
人数	1,180	4	8	10	16	43	97	252	750
割合 (%)	100.0	0.3	0.7	0.9	1.4	3.6	8.2	21.4	63.6

※平成 25 年 12 月 1 日の入院者、平成 25 年 12 月 1 日～31 日の通院・受診者を基準とする調査

(9) 強度行動障がい

強度行動障がいは、自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態をいいます。

本県では、県内の強度行動障がい児・者の現状を把握するため、平成 29 (2017) 年 7 月に障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所、障害児入所施設を対象に調査を行いました。その結果、強度行動障がい児・者が在籍していると回答のあった障害福祉サービス事業所等 139 事業所・施設を利用している強度行動障がい者数は 882 人 (延べ人数) でした。サービスの種類別にみると、施設入所支援が最も多く 434 人、生活介護 162 人、短期入所 104 人と続き、上位 3 つのサービスで全体の約 8 割を占めています。

図表 1-16 強度行動障がい児者数（延べ人数）

（単位：人）

サービスの種類		施設数	人数	構成比	
入所	障害者支援施設	施設入所支援	23	434	49.2%
	障害児入所施設	福祉型障害児入所施設	3	9	1.0%
		医療型障害児入所施設	0	0	0%
	小計		26	443	50.2%
通所	障害福祉サービス事業所	生活介護	37	162	18.4%
		短期入所	19	104	11.8%
		共同生活援助	15	51	5.8%
		行動援護	6	29	3.3%
		就労継続支援B型	8	8	0.9%
		重度訪問介護	4	5	0.6%
	障害児通所支援事業所	放課後等デイサービス	23	78	8.8%
		児童発達支援	1	2	0.2%
	小計		113	439	49.8%
合計		139	882	100.0%	

※平成 29 年 7 月 1 日現在の利用者を基準とする調査

※サービスごとに人数をカウントしています。実人数ではありません。

（10）医療的ケア児

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童のことをいいます。

本県では、医療的ケア児の実数を把握するため、三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンターと協働し、全国に先駆けて平成 28（2016）年度から調査を行っています。その結果、在宅で生活を送る 20 歳未満の医療的ケア児数は、214 人（平成 28（2016）年度）から 240 人（令和元（2019）年度）と年々増加傾向にあり、そのうち人工呼吸器を使用する医療的ケア児数は、40 人（平成 28（2016）年度）から 73 人（令和元（2019）年度）と約 1.8 倍に増加しています。

図表 1-17 在宅で生活を送る 20 歳未満の医療的ケア児数

（単位：人）

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
総数		214	220	241	240
内訳	人工呼吸器	40	49	60	73
	気管切開	66	62	70	78
	胃瘻	62～66	69	67	71
	経鼻経管栄養	61～65	58	49	55
	在宅酸素	76	88	77	76

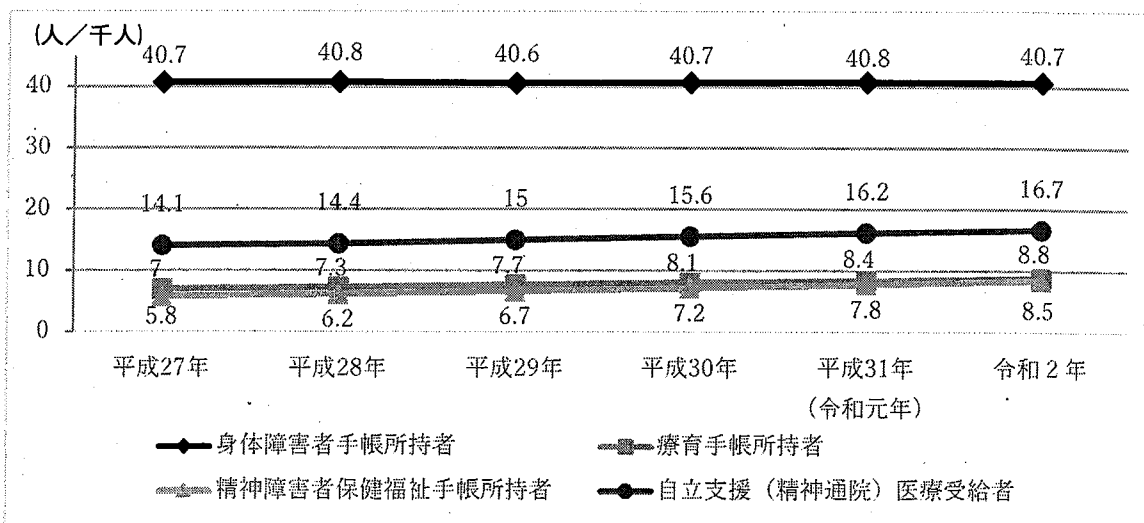
3 障がい者数の将来見込

(1) 障がい者比率の推移

本県における人口千人あたりの障がい者数をみると、令和2(2020)年4月1日現在で身体障害者手帳所持者数は40.7人、療育手帳所持者数は8.8人となっています。また、令和2(2020)年3月末日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、人口千人あたり8.5人、自立支援(精神通院)医療受給者数は16.7人となっています。

身体障害者手帳所持者数は、おおむね横ばいで推移していますが、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数、自立支援(精神通院)医療受給者数は、いずれも増加傾向がみられます。

図表 2-1 人口千人あたりの障がい者数の推移



(単位：人)

	身体障害者手帳所持者		療育手帳所持者		精神障害者保健福祉手帳所持者		自立支援(精神通院)医療受給者	
	人数	千人あたり	人数	千人あたり	人数	千人あたり	人数	千人あたり
平成27年	73,776	40.7	12,727	7	10,535	5.8	25,460	14.1
平成28年	73,852	40.8	13,278	7.3	11,180	6.2	26,017	14.4
平成29年	73,141	40.6	13,991	7.7	11,993	6.7	26,972	15
平成30年	72,927	40.7	14,475	8.1	12,902	7.2	27,883	15.6
平成31年(令和元年)	72,630	40.8	14,973	8.4	13,971	7.8	28,866	16.2
令和2年	72,051	40.7	15,511	8.8	15,127	8.5	29,671	16.7

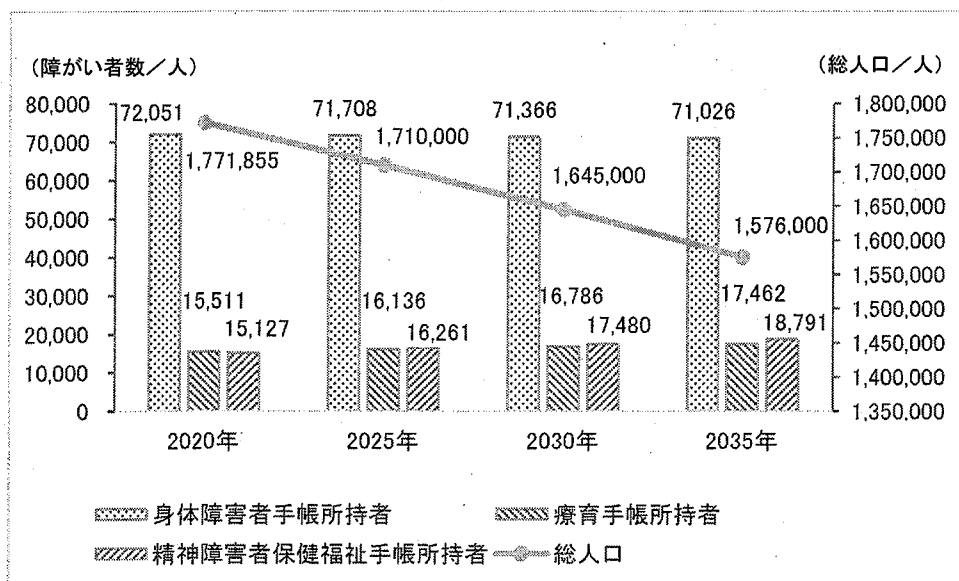
※身体障害者手帳所持者数、療育手帳所持者数は各年4月1日現在
 ※精神障害者保健福祉手帳所持者数、自立支援(精神通院)医療受給者数は各年3月末日現在
 ※総人口データとして三重県「月別人口調査結果」各年4月1日現在を使用

(2) 障がい者数の将来推計

国立社会保障・人口問題研究所が、平成 27 (2015) 年の国勢調査結果に基づいて行った推計によると、本県の総人口は平成 27 (2015) 年の約 182 万人から、2030 年に約 165 万人、2035 年には約 158 万人まで減少するとされています。

この前提をもとに本県の障がい者数の将来推計を行ったところ、身体障害者手帳所持者数は緩やかに減少していくものと見込まれます。一方、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、人口あたりの割合が上昇傾向にあることから、総人口が減少しても手帳所持者数は増加していくものと見込まれます。

図表 2-2 障がい者数の将来推計



※総人口は、2020年は県別人口調査結果(4月1日現在)、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」(平成30年3月推計)

※2020年は実人数、2025年以降の推計値は、2015年から2020年における各障害者手帳所持者数の伸び率から、将来の伸び率を設定し、それを5年前の障害者手帳所持者数に乘じ、合算したものを全県の障がい者数とした。

※身体障害者手帳所持者数、療育手帳所持者数は各年4月1日現在、精神保健福祉手帳所持者数は各年3月末日現在

4 障がいに係る調査

(1) 障がいに関する意識調査

①調査概要

県民の障がいや障がい者、障がい施策に対する意識を把握するため、電子アンケート（e-モニターアンケート、キッズモニターアンケート）により調査を行いました。

●調査期間

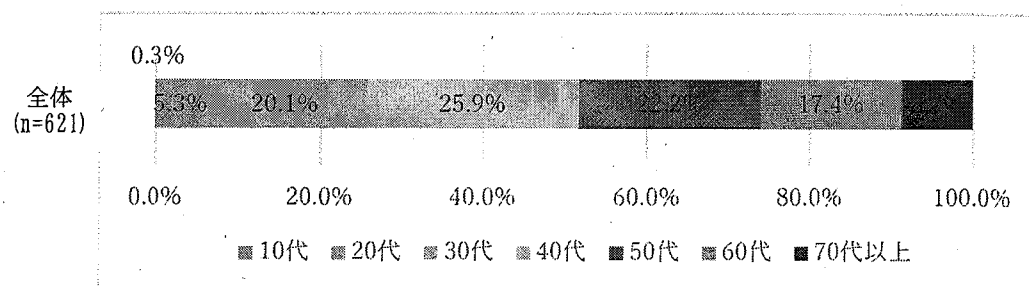
e-モニターアンケート：令和2（2020）年7月8日～7月29日

キッズモニターアンケート：令和2（2020）年10月5日～10月24日

※キッズモニターアンケートの結果は現在集計中です。

●回答者属性

e-モニターアンケート（対象：18歳以上）

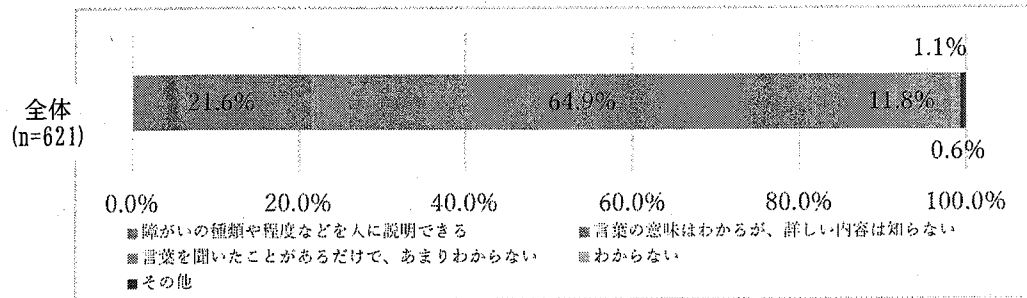


②結果概要

●理解度

県民に「障がいについてどの程度理解しているか」尋ねたところ、最も多い回答は「言葉の意味はわかるが、詳しい内容は知らない」で64.9%、次いで「障がいの種類や程度などを人に説明できる」が21.6%という結果でした。

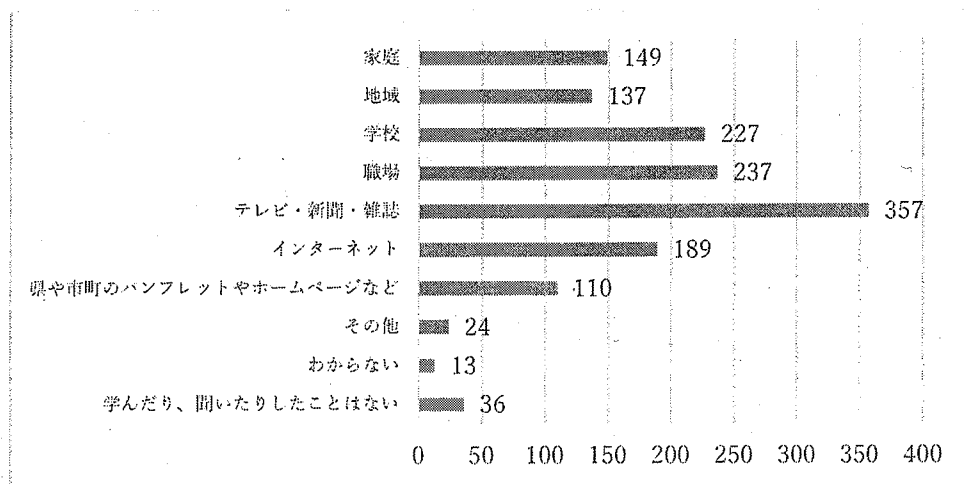
[e-モニターアンケート]



●知る機会

県民に「障がいや障がい者についてどこで学んだり聞いたりしたか」尋ねたところ、最も多い回答は「テレビ・新聞・雑誌」(357)で、次いで「職場」(237)、「学校」(227)の順でした。

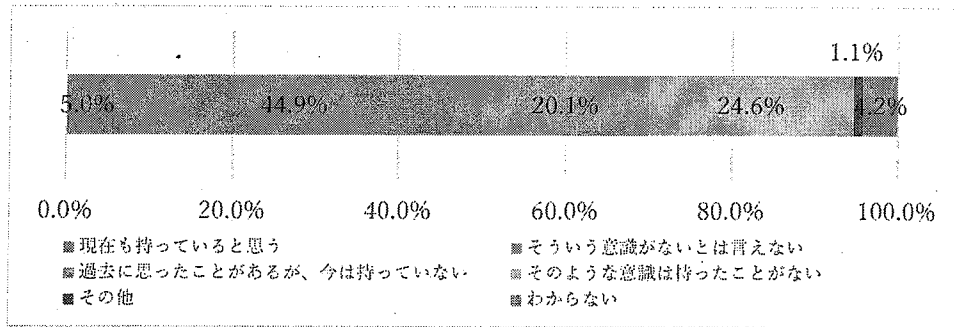
[e-モニターアンケート(複数選択可)]



●意識

県民に「障がい者に対して差別や偏見の意識を持ったことがあるか」尋ねたところ、最も多い回答は「そういう意識がないとは言えない」で44.9%、次いで「そのような意識は持ったことがない」が24.6%、「過去に思ったことがあるが、今は持っていない」が20.1%という結果でした。

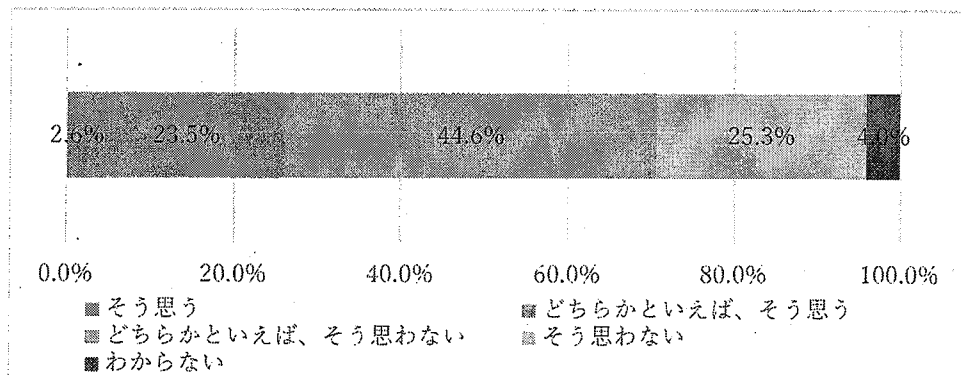
[e-モニターアンケート]



●差別や偏見のない社会

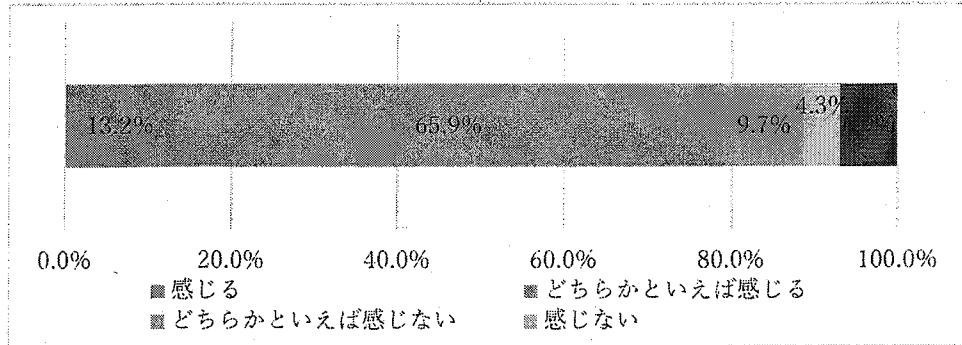
県民に「障がい者に対する差別や偏見のない社会になっているか」尋ねたところ、最も多い回答は「どちらかといえば、そう思わない」で44.6%、次いで「そう思わない」と「どちらかといえば、そう思う」がほぼ同じ割合（25.3%、23.5%）という結果でした。

[e-モニターアンケート]



さらに、県民に「以前に比べて障がい者に対する理解が進んでいるか」尋ねたところ、肯定的な回答（「感じる」と「どちらかといえば感じる」の合計）は、66.4%でした。

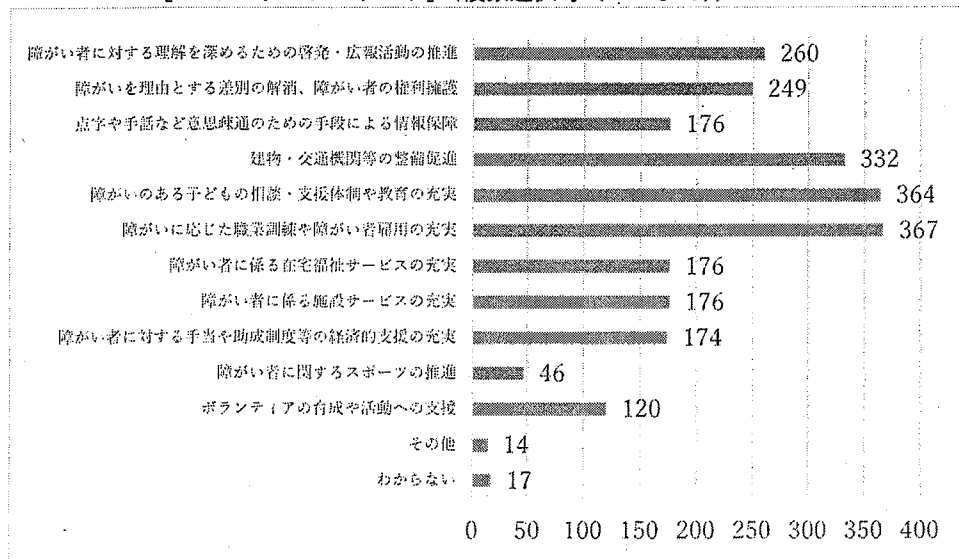
[e-モニターアンケート]



●施策等

県民に「障がい者に関する県の施策のうち、あなたが最も力を入れる必要があると思う分野は何か」を尋ねたところ、「障がいのある子どもの相談・支援体制や教育の充実」、「障がいに応じた職業訓練や障がい者雇用の充実」がほぼ同数（364、367）で最も多い回答で、次いで「建物・交通機関等の整備促進」（332）でした。

[e-モニターアンケート]（複数選択可（5つまで））



5 前計画期間（2018年度～2020年度）の取組成果と課題

みえ障がい者共生社会づくりプラン（2018年度～2020年度）では、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念とし、3つの施策体系「多様性を認め合う共生社会づくり」「生きがいを実感できる共生社会づくり」「安心を実感できる共生社会づくり」に基づき施策の展開を図ってきました。その取組成果や残された課題については以下のとおりです。

施策体系1 多様性を認め合う共生社会づくり

（1）権利の擁護

<数値目標>

目標項目	現状値	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	(平成29年度)	実績値	実績値	目標値
障がい者差別解消支援地域協議会設置率	—	56.7%	63.3%	100.0%

ア) 主な取組結果

①権利擁護のための体制の充実

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等について普及啓発活動に取り組むとともに、障がいを理由とした差別的取扱いや合理的な配慮の提供などに関する相談への対応を行いました。

また、学識経験者、当事者団体、弁護士、関係行政機関、関係福祉団体等の代表者30名で構成する「三重県障がい者差別解消支援協議会」を開催し、相談事案の処理経過の検証を行い、相談紛争解決機能の向上に取り組みました。

②虐待防止に対する取組の強化

虐待防止に対する取組の強化として、障害者虐待防止・権利擁護研修を開催しました。（共通講義、障害福祉サービス事業所管理者等コース、市町及び障害者虐待防止センター職員コース）

また、障害者福祉施設従事者等による虐待事案について、調査及び指導を行い、施設に対し改善策の提出を求めるとともに、その改善策に基づく再発防止の取組が適切になされているかの確認を行いました。なお、その際には、専門家チーム会議で有識者から技術的助言をいただき、障害福祉サービス事業者へ

の指導や市町に対する助言等支援の参考としました。

③情報・コミュニケーションに関する支援と配慮

視覚及び聴覚障がい者の情報・コミュニケーション支援を行うため、点訳・音訳奉仕員、手話通訳者・要約筆記者の養成を行うとともに、生活訓練、相談支援等を行いました。

④ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

内部障がいや難病など、外見からは援助や配慮を必要としていることがわかりにくい方が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのヘルプマーク（ストラップ）やヘルプカードの配布、啓発が進む中、これからの社会を担う、高校生や大学生等の若い世代への啓発として三重大学や津西高校での出前授業に取り組みました。また、三重県内全郵便局と連携し、年賀タウンメールによるヘルプマークの啓発に取り組みました。

ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに向け、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき公共的施設的设计段階で事前協議を受け、審査、指導を行い、完成した公共的施設に対して適合証を交付しました。

⑤選挙等における配慮

段差のある場所や入口と同一フロアにない場所にある投票所や期日前投票所において、市町選挙管理委員会で、スロープの設置、人的介助等の方法により投票環境改善の対策を講じました。

イ) 残された課題

障がい者差別解消支援地域協議会の設置・運営による取組の推進が行われるよう、働きかけや支援を行う必要があります。

成年後見制度利用促進に係る中核機関の設置や基本計画の策定について、進んでいない市町も多く、今後も支援が必要です。

また、障がい者虐待の未然防止と発生時の適切な対応のため、引き続き関係者の意識の醸成を図るとともに、各市町における専門性の強化や虐待判断の標準化が図られることが必要です。

(2) 障害に対する理解の促進

<数値目標>

目標項目	現状値	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	(平成29年度)	実績値	実績値	目標値
障がい者に対する理解が進んでいると感じる県民の割合	66.4%		77.3%	75.0%

ア) 主な取組結果

①啓発・広報の推進

内閣府との共催で障害者週間に合わせて「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を募集し、障がい者に対する理解を深めるための啓発に取り組みました。

障がい者に対する理解や社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深めることを目的に、こころのバリアフリー推進事業兼「よしもととの《笑い》による共に生きる社会づくりプロジェクト」として障がい当事者との協働により広く一般県民を対象とした啓発イベントを実施しました。また、三重労働局等と連携し事業者向け研修会「公正採用研修会」の場を活用し、障がいを理由とする差別の解消のための啓発を実施しました。

②福祉教育・人権教育の推進

学校において、視覚障がいを持つ方や社会福祉協議会の方を講師に招き、障がいのある方等との交流や講演会等を通して、さまざまな立場の人が生活する中、みんなが安心できる社会について考える取組や、アイマスク・車椅子体験学習、高齢者疑似体験など児童生徒の発達段階や地域の実態に応じた特色ある取組を実施しました。

また、人権学習指導資料等を活用し、共生社会の実現に向けて、障がい者の人権に係わる問題を解決するための学習に取り組みました。

③ボランティア活動の促進

小中学校において、地域の方と連携し、地域に花を植えたり、清掃や魚の放流といった海や河川等の環境保全を行ったりするなど、地域活動に取り組みました。また、高齢者施設の方々や幼児との交流、学校全体での募金活動を行ったりするなど、地域の方々と連携しながら児童生徒のボランティア精神の向上に取り組みました。

イ) 残された課題

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の正確な理解がなされず差別事案が発生することがあることから、障がい者に対する理解や社会的障壁の除去の重要性について引き続き周知を継続する必要があります。

身体障がい者補助犬の受け入れに対する理解が十分に深まっていないことから、引き続き啓発活動を行う必要があります。

小中学校において、総合的な学習の時間等を活用して、実際に車いす体験やバリアフリー体験等を行うだけでなく、各教科等でそれぞれの教科等の特徴に応じた体験的な学習を充実することにより、障がいに対する理解をさらに図る必要があります。

(3) 社会参加の環境づくり

<数値目標>

目標項目	現状値	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	(平成28年度)	実績値	実績値	目標値
視覚・聴覚障がい者の活動支援に係る人数	—	395人	767人	1,080人 (累計)

ア) 主な取組結果

①障がいの状態に応じた活動支援

三重県視覚障害者支援センターにおいて、視覚障がい者の在宅生活における適応力を高めるために、一人ひとりの生活実態に合わせた形で居住する地域での歩行訓練や身辺・家事管理に関する指導、コミュニケーション手段としての点字研修等を実施しました。

三重県聴覚障害者支援センターにおいて、難聴・中途失聴者を中心に手話教室を開催し、聴覚障がい者の情報・コミュニケーション支援を行うため、手話通訳者・要約筆記者の養成を行いました。

②福祉用具の活用の推進

オストメイト等に関して、研修会、相談会や生活訓練を実施しました。

福祉用具に関するニーズを収集するとともに、「みえ福祉用具フォーラム2019」や「みえ福祉用具アイデアコンクール」の開催や、県内木工所と共同開発した自助具製作キットと訓練用具の販売促進を行うことで福祉用具の普及や開発、販路開拓等に向けた支援を実施しました。

③バリアフリー観光の推進

バリアフリー観光の推進に向け、観光ボランティアガイドバリアフリー研修を実施しました。

また、宿泊施設や観光ボランティアガイドの団体を対象としてバリアフリー観光調査を実施し、施設のバリアフリー対応状況等の調査結果を情報発信するとともに、施設等に対し、外国人を含む障がい者への対応についてのアドバイスを行いました。

イ) 残された課題

中途視覚障がいが増える中、歩行訓練等のニーズに対応するため、一層指導者の確保を図る必要があります。

難聴者・中途失聴者等のコミュニケーション支援のため手話教室等の生活訓練を実施する必要があります。あわせて、手話通訳者等の養成、難聴者・中途失聴者への支援を実施し、聴覚障がい者等の情報保障の基盤整備に努める必要があります。

施策体系2 生きがいを実感できる共生社会づくり

(1) 特別支援教育の充実

<数値目標>

目標項目	現状値	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	(平成29年度)	実績値	実績値	目標値
特別支援学級においてパーソナルカルテを活用している小中学校の割合	80.9%	87.4%	97.7%	100%

ア) 主な取組結果

①指導・支援の充実

障がいのある子どもに関して、必要な支援情報が円滑に引き継がれ、適切な指導・支援が行えるよう、市町教育委員会の就学支援担当者を対象にした連絡会を実施し、パーソナルカルテの活用と学校間での支援情報の引継ぎや個別の指導計画等の作成状況を把握しました。

また、特別支援学校や小中学校教員が参加する研修会等で指導・助言を行い、中学校から引き継がれたパーソナルカルテ等の効果的な活用促進が図れるよう高等学校の特別支援教育コーディネーター会議を開催しました。

「特別支援学校における交流及び共同学習のガイドライン」に基づき、交流及び共同学習を計画的に実施しました。

障がい者スポーツを通じた交流及び共同学習の実施により相互理解を図る

ことができました。

②専門性の向上

自分の意思を相手に伝えるなど、コミュニケーション手段としてタブレットパソコン等の情報機器を授業で活用することで、自立と社会参画に向けた取組を進めました。

③教育環境の充実

西日野にじ学園の児童生徒の増加による施設の狭隘化を解消するため、旧四日市市あけぼの学園を西日野にじ学園の教室として使用できるよう改修し、教育環境の改善を図りました。

県立学校のバリアフリー化推進のため、階段への手すり設置、トイレへの手すり設置等の改修を実施しました。

イ) 残された課題

発達障がいなど特別な支援を必要とする子どもたちが増加していることから、引き続き、市町教育委員会と連携し、適切な指導・支援が行えるよう確実な支援情報の引継ぎなど、早期からの一貫した支援を進める必要があります。また、特別支援教育に係る研修講座を実施し、特別支援教育を推進する中心的な役割を担う人材育成を図る必要があります。

県立学校への多機能トイレやエレベータの整備については設置スペースの確保や、校舎の構造、強度の十分な調査が必要です。

(2) 就労の促進

<数値目標>

目標項目	現状値 (平成28年度)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		実績値	実績値	目標値
一般就労に移行した障がい者数	389人	437人	401人	524人

ア) 主な取組結果

①一般就労の促進

障がい者雇用アドバイザーによる企業の求人開拓（7事業所）や雇用に関する支援制度の情報提供等により障がい者の就労の場の拡大に取り組みました。

また、三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク（登録企業数 295 社[令和2年3月31日現在]）については、メールマガジンの発行により登録企業に情

報提供を行うとともに、「産・福・学」の情報交流会、企業見学会を開催し企業間の情報交換や交流などの取組を支援しました。

ステップアップカフェ「C o t t i 菜」で、障がい者がいきいきと働く姿を企業や県民の皆さんに見ていただき、様々な人が交流することで、障がい者が働くことや障がいに対する理解を促進しました。

②福祉的就労への支援

障がい者就業・生活支援事業を障害保健福祉圏域（9圏域、8センター）で実施しました。また、障害者就業・生活支援センターの機能強化業務として、職場定着支援、就労移行支援事業所等との連携及び支援等を位置付け、就労の定着に向けた支援に取り組みました。

障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、障害者就労施設等への調達拡大に向けて市町とともに取り組みました。

③多様な就労機会の確保

農林水産分野については、一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会等と連携しながら、ノウフク・ブランド構築に向けて、農福連携マルシェの開催、就労支援事業所と企業等との連携による新規商品開発等を行い、福祉事業所における施設外就労拡大のため、障がい者が農業で就労可能な仕事の切り出しと、就労体験のマッチング等に必要の人づくり等を行いました。

また、都道府県で連携しながら意見交換や先進事例の調査、国への提言、農福連携マルシェの開催に取り組みました。

イ) 残された課題

県全体として法定雇用率をやや上回ったものの、業種や事業規模等により高低が見られ、未だに多くの求職者が存在する状況にあります。また、平成30年4月から精神障がい者が法定雇用率の対象となったことを踏まえ、さらに障がい者雇用の促進に取り組む必要があります。

就労の継続を図るため、引き続き就労定着支援事業所の設置促進を図る必要があります。

福祉的就労における工賃は着実に上昇はしてきているものの、依然として低い状況にあるため、県の平均工賃等を下回る事業所の工賃等の底上げを図る必要があります。

新型コロナウイルス感染症による経済活動の縮小や感染拡大の防止により対面販売の機会が減少したこともあり、就労系障害福祉サービス事業所の受注が減少し、工賃等へも影響が生じています。

農福連携の定着と発展を目指す上では、都道府県間、日本農福連携協会等と

の全国的な連携が不可欠であり、「農福連携全国都道府県ネットワーク」を主導する三重県のリーダーシップが引き続き求められています。

障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、県から障害者就労施設等への調達拡大や発注内容の多様化に向けて市町とともに取り組む必要があります。

(3) スポーツ・文化活動の推進

<数値目標>

目標項目	現状値	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	(平成29年度)	実績値	実績値	目標値
全国障害者スポーツ大会の団体競技における予選会出場率	83.3%	91.7%	91.7%	100%

ア) 主な取組結果

①障がい者スポーツの環境整備

障がい者のスポーツへの参加意欲の向上と機会の充実を図るため、三重県障がい者スポーツ大会を開催しました。

全国障害者スポーツ大会北信越・東海ブロック予選会に11競技団体が出場しました。

令和元年度から選手の確保・育成と士気向上を図るため、競技別に三重とこわか大会に向けた選手の育成指定を行い、定期的な育成練習会を開催しました。

障がい者スポーツ指導員、障がい者スポーツトレーナーの養成に取り組むとともに、地域における障がい者スポーツ教室や体験会などへの障がい者スポーツ指導員等の派遣を支援し、障がい者スポーツの普及・啓発を図りました。

②全国障害者スポーツ大会開催に向けた取組

理学療法士、義肢装具士、スポーツ医等が一体となって練習プログラムを提供し選手の競技力向上を支援できる体制を整え、国内外の大会をめざす身体障がい者選手を支援しました。

英国パラスイミングチームによる東京パラリンピックの事前キャンプを受け入れました。

③障がい者の文化活動への参加機会の充実

障がい者団体などの多様な主体との協働により、毎年「三重県障がい者芸術文化祭」を開催しました。

イ) 残された課題

東京パラリンピックや三重とこわか大会の開催を好機ととらえ、障害者スポーツの裾野の拡大に向けた取組を進める必要があります。

引き続き、国内外の大会で活躍できる選手を発掘し、競技力の向上を図る必要があります。

障害者関係団体との連携強化を進め、より多くの方からの作品応募や参加が得られるような多様な発表機会を創出することが必要です。

施策体系3 安心を実感できる共生社会づくり

(1) 地域生活を支えるサービスの充実

<数値目標>

目標項目	現状値	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	(平成28年度)	実績値	実績値	目標値
地域生活移行者数	—	17人	31人	150人 (累計)

ア) 主な取組結果

①地域生活への移行

圏域の自立支援協議会の活性化に向けて、スーパーバイザーを設置し、圏域で地域移行に取り組める体制づくりを支援しました。

相談支援従事者研修(初任者・現任者)において、サービス等利用計画等の質の向上を図るため、カリキュラム内容の充実を通じて、相談支援専門員の資質向上を支援しました。

②相談支援の充実

重層的で途切れのない相談支援体制を構築するため、相談支援従事者及び、市町担当者を対象としてセンターの設置促進や、機能強化を目指した専門コース別研修を実施しました。(基幹相談支援センター設置市町数：13市町)

高次脳機能障がい者及びその家族の地域生活を支援するために必要な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、及び医療機関、施設等で高次脳機能障がい者の支援に携わる者に対する研修等を実施しました。

③地域生活支援の充実

障がい者が、地域において自立した生活を送ることができるよう、グループホーム等の居住の場や、児童発達支援センター等の日中活動の場の整備を促進

しました。

地域生活支援拠点等の運用をするうえで、重要な役割を担う基幹相談支援センターの設置促進及び、機能強化に向け、市町担当者と相談支援従事者等を対象とした専門コース別研修を実施しました。

④福祉人材の育成・確保

「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づき、相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修、強度行動障害支援者養成研修等を開催し、人材育成を図りました。

⑤経済的な支援

障がい者医療費助成事業を行っている市町に対し補助を行いました。

障がい者の保護者が死亡又は重度の障がい者となった場合に、残された障がい者に年金を支給する心身障害者扶養共済制度を運用し、令和元年度には 683 人に対し 194,060 千円の給付を行いました。

イ) 残された課題

相談支援の充実等により、入所中の障がい者が本人の意思に沿って住居を選択できる環境づくりを進める必要があります。

福祉施設に入所する障がい者の重度化や高齢化が進む中、重度の障がいであっても地域で安心して生活ができるよう、社会資源等の整備や地域生活への移行に向けて本人や家族の不安を軽減し地域生活を支援する相談支援等の取り組みを促進する必要があります。

地域で暮らす障がい者が、居宅介護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービスおよび短期入所など障害福祉サービスを適切に利用できるよう、引き続き事業所を支援していくことが必要です。

福祉人材センターへの求職者も減少傾向にあり、それに伴い、福祉・介護現場への就職者数も減少しています。

(2) 保健・医療体制等の充実

<数値目標>

目標項目		現状値	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		(平成28年度)	実績値	実績値	目標値
精神科病院における早期退院率	入院後3か月後時点	58.9%	53.9%	70.4%	69.0%
	入院後6か月後時点	81.9%	80.0%	80.6%	84.0%
	入院後1年時点	87.6%	86.8%	84.3%	92.0%

ア) 主な取組結果

①障がいの早期発見と対応

市町が進める児童発達支援体制づくりにおいて、障害児入所施設の発達支援の専門性や地域支援機能を活かした取組を連携させていくことで、地域における障がい児等支援拠点（児童発達支援センター等）の整備を促進するとともに、その機能の拡充・強化を図りました。

②精神障がい者等への支援

すべての障害保健福祉圏域において自立支援協議会精神部会や精神障がい者地域移行・地域定着推進協議会等「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」構築のための協議の場を設置し、長期入院者の地域移行に係る状況把握や課題検討を行いました。

6か所の圏域にピアサポーターを配置して、体験談を語るなど退院意欲向上のための退院支援プログラムを行いました。

③医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援

医療的ケアに関し、4つの地域ネットワークにおける支援者支援や地域づくりを目指したスーパーバイズ機能構築に向けた研修会を実施するとともに医療的ケアを必要とする障がい児・者の支援を適切に行い総合調整する医療的ケア児・者コーディネーターの養成を開始しました。

自立支援協議会に医療的ケア課題検討部会を設置し、医療的ケアに係る課題への具体的な取組について議論しました。

医療的ケアを必要とする児童生徒が身体的に安定した状態で教育活動に参加でき、付き添う保護者の負担が軽減されるよう、特別支援学校に常勤講師（看護師免許所有）を配置し、医療的ケアを実施しました。

在宅の重症心身障がい児(者)とその家族の生活を支援するため、相談支援を行うとともに療育機関等福祉サービスの情報提供を行いました。

④発達障がい児・者への支援

自閉症等の特有な発達障がいを有する障がい児(者)に対する総合的な支援を行う地域の拠点として、自閉症・発達障害支援センターを設置し、相談支援を行いました。また、発達障害者地域支援マネジャーを配置し、地域支援機能の強化を図りました。

発達障害者支援地域協議会を開催し、地域における発達障がい者等への支援体制に関する課題の共有、関係機関の連携強化に向けた協議等を行いました。

イ) 残された課題

障がい児等の地域生活を支援する拠点(児童発達支援センター等)の整備を一層推進し、その機能の拡充・強化を図っていく必要があります。

保健所における精神障がい者等の相談支援における相談内容が、精神疾患のみならず、貧困や同居家族の高齢化に伴う問題等の課題を抱える事例が増加しており、多様な関係機関との連携が必要です。

長期入院精神障がい者のさらなる退院率向上に向け、継続して精神科医療機関と地域障がい者福祉サービス事業所と連携した取組が必要です。ピアサポーターの活動をより効果的に入院患者の退院意欲向上に活用するための対策が必要です。

日中活動の場や短期入所(レスパイト)先として医療的ケア児・者を受入可能な障害福祉サービス等事業所の不足など、医療的ケアが必要な障がい児・者が地域生活を行う上で必要な支援が充分ではない現状があります。

発達障がい等特別な支援を必要とする子どもたちが増加していることから、引き続き、県内の発達障がいのある児童生徒等への支援体制について、充実を図る必要があります。

支援を必要とする障がい者等に、ライフステージを通して円滑に支援が届くよう、ライフステージの各段階における、支援のつなぎや関係機関の連携を深めていく必要があります。

(3) 防災・防犯対策の充実

<数値目標>

目標項目	現状値	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	(平成28年度)	実績値	実績値	目標値
福祉避難所運営マニュアル策定率	44.5%	50.9%	46.5%	70.0%

ア) 主な取組結果

①防災対策の推進

地域における避難行動要支援者対策の促進を図るため、すべての市町で作成が完了した避難行動要支援者名簿に基づき、関係者への名簿情報の提供や名簿情報に基づく個別計画の策定について、市町に働きかけや助言を行いました。

Lアラート（公共情報 commons）に提供した情報が複数の手段により伝達され、要配慮者の避難にも有効に活用できるよう、全国総合訓練に参加するとともに、報道機関等の情報伝達者に対して訓練への参加を促しました。

視覚障がい者、同行援護従事者、ボランティア、行政関係者等を対象として、災害時の避難行動セミナーを開催し、障がい者にとって有効な避難方法、その支援のあり方や情報支援、避難所における支援のあり方について、理解を深めました。

災害時における聴覚障がい者の安否確認や避難所支援のため、三重県聴覚障害者支援センターが新たに2市町と災害時要援護者の支援に関する協定を締結しました。（締結済11市町：伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、志摩市、明和町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、多気町）

②防犯対策の推進

スマートフォン等を利用した緊急通報「110番アプリシステム」の運用を開始し、聴覚や言語に障がいのある人のための緊急通報手段を拡充しました。

イ) 残された課題

避難行動要支援者名簿情報の避難支援者等関係者への提供や、その名簿情報に基づく個別計画の策定を促進する必要があります。

福祉避難所は29市町で確保されましたが、市町間で福祉避難所の確保状況に差があり、さらなる確保を進める必要があります。また、運営マニュアルの策定は半数程度にとどまっており、策定を促進する必要があります。

三重県聴覚障害者支援センターと市町の間で締結される、避難行動要支援者

名簿の提供等に関する協定の締結市町をさらに増やすために、協定を締結した市町への支援を強化する必要があります。

第2章 障がい者施策の総合的推進

第1節 多様性を認め合う共生社会づくり

1 権利擁護の推進

現状と課題

- ①障がい者に対する差別や偏見の意識が根強く残る中で、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変容に伴い、障がい者の行動特性をに基づく新たな偏見が生じているともいわれる状況の下、障がいを理由とする差別の解消に関して、障害者差別解消法や「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例（平成31年4月1日全面施行）」に基づく取組や市町における対応体制を強化していくことが一層必要となっています。
- ②障がい者虐待の未然防止と発生時の迅速かつ適切な対応のため、関係者の虐待防止・権利擁護意識の醸成を図るとともに、各市町における専門性の強化や虐待判断の標準化が図られることが必要です。
- ③ユニバーサルデザインやバリアフリー化の取組を推進して、合理的配慮の提供や環境の整備を促進することが必要です。
- ④選挙において、障がい者が投票する権利を正当に行使できるよう、取組を進めていく必要があります。
- ⑤旧優生保護法により心身に多大な苦痛を受けてきた方々の名誉と尊厳を尊重していくための取組を進める必要があります。

めざす共生社会の姿

障がいを理由とする差別の解消、障がい者に対する虐待の防止が図られるとともに、支援体制が整備され、障がい者の権利擁護が図られています。

また、障がい者の日常生活や社会生活の場面で、合理的配慮の提供や、ユニバーサルデザインやバリアフリー化による環境整備が進み、さまざまな社会的障壁が取り除かれています。

数値目標

障害者差別解消支援地域協議会設置率

- ・現状値 63.3% (令和元(2019)年度)
- ・目標値 100% (2023年度)
- ・目標項目の説明 障害者差別解消法で任意設置とされている県および市町の障害者差別解消支援地域協議会の設置率

SDGs : 3, 4, 10, 11, 17

施策の基本的な方向

障がい者を理由とする差別の解消に向け、取組の強化を図るとともに、合理的配慮につながるさまざまな環境整備に取り組みます。

また、障がい者虐待の未然防止と迅速かつ適切な対応を行うため、障がい福祉従事者の権利擁護意識の醸成や市町への支援や事業所に対する指導等を行います。

さらに、障がい者の選挙権の行使に向けた取組が進められています。

施策の展開

(1) 権利擁護のための体制の充実

①障がい者差別に関する相談について、相談窓口寄せられた相談に適切に対応するとともに、相談事例や合理的配慮の好事例等について、三重県障がい者差別解消支援協議会等を通じて事例の検証や情報共有を図り、障がい者に対する差別の解消や未然防止に役立てます。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

②県の行政サービスにおいて、合理的配慮の提供が適切になされるよう、職員に対して三重県職員対応要領の周知徹底を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

③学校教育において、合理的配慮の提供が適切になされるよう、職員に対して三重県職員対応要領の周知徹底を図るとともに、各市町教育委員会とも連携して取り組んでいきます。(教育委員会 人権教育課)

④三重県障がい者差別解消支援協議会で構築したネットワークを生かして、関係機関が連携した地域全体での相談・紛争解決機能の向上に取り組みます。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑤市町において、相談窓口の適切な運営、職員対応要領に基づく適切な合理的配慮の提供、障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営による取組の推進が行われるよう、働きかけや支援を行います。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑥三重県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業に要する経費を助成し、判断能力に不安のある知的障がい者や精神障がい者などに対する福祉サービス契約時の援助や日常的な金銭管理等を支援します。(子ども・福祉部 地域福祉課)

⑦「成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)」もふまえながら、市町職員をはじめ関係機関職員に対する研修会の実施等、成年後見制度に関する周知・啓発を行います。(医療保健部 長寿介護課)

⑧障がい者の成年後見制度の利用を促進するため、市町が実施する利用支援や啓発、市民後見人の育成等の取組に対して助成を行います。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑨障がい者等の消費者トラブル防止のため、「消費者啓発地域リーダー」を養成し、市町と連携して地域における啓発活動を推進するとともに、消費者に身近な市町における見守り体制の充実に向けた取組を促進します。環境生活部 暮らし・交通安全課)

⑩旧優生保護法により心身に多大な苦痛を受けてきた方々の名誉と尊厳を尊重していくための取組を進めます。(子ども・福祉部 子育て支援課)

(2) 虐待防止に対する取組の強化

①障害福祉サービス事業所における虐待の未然防止や事案への迅速で適切な対応を図るため、管理者や従業者を対象とした研修を実施します。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

②市町の虐待判断の標準化や迅速で適切な対応が行われるよう、職員研修を実施し、専門的知識および技術を有する人材の育成を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

③障害福祉サービス事業所の従事者による虐待事案が生じた際には、当該事業所に対して虐待防止改善計画の作成を求めるとともに、改善状況を継続的に確認し、再発防止につなげます。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

④障害者虐待対応事例集の活用や有識者等で構成される専門家チームとの連携により、障害福祉サービス事業者や市町に対する助言や支援を行います。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

(3) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

①ユニバーサルデザインの考え方が県民の皆さんに浸透するよう、地域におけるユニバーサルデザインの意識づくりを図るとともに、感性豊かな子どもの頃からユニバーサルデザインの意識が育まれる環境づくりを進めます。(子ども・福祉部 地域福祉課)

②地域におけるユニバーサルデザイン啓発活動のリーダー的な役割を担う「UDアドバイザー」がより効果的な活動を継続できるよう支援します。(子ども・福祉部 地域福祉課)

③「三重おもいやり駐車場利用証制度」の周知を図るとともに、事業者等のおもいやり駐車場の設置を促進します。(子ども・福祉部 地域福祉課)

④内部障がいや難病など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分からない方が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるため、必要な方にヘルプマーク(ストラップ)やヘルプカードの配布を行うとともに、県民の皆さんにヘルプマークの趣旨の理解とおもいやりのある行動への働きかけを行います。(子ども・福祉部 地域福祉課)

⑤県立文化施設において、障がい者が文化活動に参加しやすい環境の整備に努めます。また、県立図書館において、障がいにより来館が困難な人のためのインターネットを活用した図書の貸出など、ソフト面での充実に努めます。(環境生活部 文化振興課)

⑥誰もが必要な情報を入手できるよう、「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に沿った情報発信を推進するとともに、イベントにおける「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」を活用した会場設営や運営を推進し、新型コロナウイルス感染症対策も踏まえ、誰もが参加しやすいイベントの開催を進めます。また、これらのガイドラインやマニュアルを広く周知します。(子ども・福祉部 地域福祉課)

⑦誰もが安全・安心で快適に利用できる建築物等の整備を進めるため、「バリアフリー法」「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」等に基づき、審査や指導を行うとともに、施設整備や管理を担う人たちに対して、ユニバーサルデザインの考え方等についての研修を実施します。(子ども・福祉部 地域福祉課)

⑧県営住宅における住戸内の段差解消等のバリアフリー改修を、引き続き計画的に進めます。(県土整備部 住宅政策課)

⑨バリアフリーに関する基準が設けられたサービス付き高齢者向け住宅の登録や長期優良住宅の認定を適確に実施するとともに、これらの制度についてホームページや

パンフレットを利用し、積極的な普及促進に努めます。（県土整備部 住宅政策課）

⑩公共交通機関である鉄道を利用する際に、障がい者をはじめとする全ての人が安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化（エレベーターの設置や内方線の整備等）を支援します。（子ども・福祉部 地域福祉課）

⑪国の補助制度を活用しながら、バス事業者が行う低床バス購入に対して助成を行います。（地域連携部 交通政策課）

⑫路線バスのバリアフリー化について、バス事業者が行うノンステップバスの導入を促進します。（子ども・福祉部 地域福祉課）

⑬通学路交通安全プログラム等に基づく交通安全対策を推進し、道路管理者として歩道を整備する際にはバリアフリー化に努めます。（県土整備部 道路管理課）

⑭「社会資本整備重点計画」の内容をふまえつつ、道路管理者と連携して、「バリアフリー法」に基づき市町が策定する「交通バリアフリー基本構想」に即して作成される「交通安全特定事業計画」に基づき、公安委員会として、主な生活関連道路を中心にバリアフリー対応型信号機（音響式信号機等）、の整備を推進します。（警察本部 交通規制課）

（４）選挙等における配慮

①投票所や期日前投票所を設置する市町選挙管理委員会に対し、障がい者が利用しやすいよう、駐車場の確保や段差解消などのバリアフリー化を働きかけます。（選挙管理委員会）

②自宅での投票が可能な郵便等による不在者投票制度をはじめ、代理投票制度や点字による投票制度の活用および正しい利用方法について、周知を図ります。（選挙管理委員会）

③県選挙管理委員会が発行する選挙公報について、障がい者団体や市町選挙管理委員会と協力し、点字版および音訳版（カセット版、DAISY版）を提供します。（選挙管理委員会）

④知事選挙について、手話通訳付きの政見放送を実施します。なお、参議院議員選挙区選挙については、平成30年12月の公職選挙法の改正により、手話通訳や字幕が付与された政見放送が実施できることとなったため、改正内容を候補者に周知していきます。（選挙管理委員会）

2 障がいに対する理解の促進

現状と課題

- ①県民の障がいについての理解を深めるため、さまざまな機会をとらえて啓発や広報に取り組むことが必要です。特に障がいを理由とする差別の解消に関しては、障害者差別解消法の趣旨に基づいた「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」（平成31年4月全面施行）の施行をふまえて、さらに合理的配慮の提供や環境の整備につながる機運醸成を進めていくことが必要です。なお、啓発活動においては、新型コロナウイルス感染症対策に配慮し、実施の有無や実施方法を見直すことが必要です。
- ②次世代を担う児童生徒が障がいについての理解を深めるための教育を推進する必要があります。
- ③障がい者との交流が、障がいや障がい者についての理解促進につながると考えられることから、新型コロナウイルス感染症対策に充分配慮したうえで、地域住民や児童生徒のボランティア活動への参加を促進することが必要です。

めざす共生社会の姿

障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の理念が浸透し、障がいや障がい者に関する理解が進んでいます。

数値目標

障がい者に対する理解が進んでいると感じる県民の割合

- ・現状値 77.3%（令和元（2019）年度）
- ・目標値 85.0%（2023年度）
- ・目標項目の説明 e-モニター調査で、障がい者に対する理解が進んでいると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合

SDGs : 3, 4, 8, 10, 17

施策の基本的な方向

障がいについての理解を深めるため、さまざまな機会を活用して啓発や広報の充実を図るとともに、学校において人権・福祉教育等を進めます。

また、地域住民や児童・生徒のボランティア活動を通じて、障がいについての理解促進を図ります。

施策の展開

(1) 啓発・広報の推進

- ①「障害者週間（12月3日～9日）」に関する啓発広報活動として、関係機関と連携し、「心の輪を広げる体験作文」や「障害者週間のポスター」を幅広く募集し、障がいのある人に対する理解を促進します。また、障がい者団体をはじめとする各種団体が実施するイベントへの後援などさまざまな機会を活用し、幅広く啓発活動を展開します。なお、イベントの後援などを行う場合は、感染症対策への配慮を求めます。（子ども・福祉部 障がい福祉課）
- ②「障がい者雇用支援月間（9月）」を中心に三重労働局やハローワーク、三重障害者職業センター等と連携して、事業主をはじめ県民に障がい者雇用の促進に向けた啓発等を行います。（雇用経済部 雇用対策課）
- ③「精神保健福祉普及運動（11月上旬の1週間）」における普及啓発活動として、三重県精神保健福祉協議会と連携した精神保健福祉三重県大会を開催し、功労者の表彰や講演などを通じて精神保健福祉への理解を促進します。（医療保健部 健康推進課）
- ④「差別をなくす強調月間（11月11日～12月10日）」、「人権週間（12月4日～10日）」の期間を中心として、人権擁護委員、津地方法務局、市町等と連携した街頭啓発を行います。また、三重県人権センターにおいて、講演会の開催やパネル展示などを通じて啓発活動に取り組みます。（環境生活部 人権課）
- ⑤障がいを理由とする差別の解消についての関心と理解を深めるため、県民向けの各種啓発活動を実施するとともに、集団指導や出前トーク等の機会を通じて事業者等に障害者差別解消法及び「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」について説明し、その周知を図ります。また、相談窓口に寄せられた相談事例、合理的配慮に関する優良事例、障がい者差別の解消に向けた検証事例をホームページ等、様々な機会を通じて広く提供します。（子ども・福祉部 障がい福祉課）
- ⑥新型コロナウイルス感染症による生活様式の変容に伴い、障がい者の行動特性を基にした新たな偏見が生じているとも言われており、これらの解消のため、普及啓発に市町や関係機関、関係団体と共に取り組みます。（子ども・福祉部 障がい福祉課）
- ⑦精神障がい者に対する理解の促進や地域生活への移行に関する地域の理解を高めるため、医療、福祉、行政等の関係者やピアサポーター等による啓発活動を行います。（医療保健部 健康推進課）
- ⑧「アルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）」を中心に、アルコール関連

問題等に関する理解を促進するため、県民、医療関係者、事業者等に対する普及、啓発を行います。（医療保健部 健康推進課）

⑨身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の受入れに関する正しい知識と理解を促進するため、補助犬ユーザーと共に講習会を開催するほか、クラウドファンディングの募集など県民への啓発を行います。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

⑩身体・知的障害者相談員等、障がい福祉に携わる関係者が人権問題に対する理解と認識を深めるとともに主体的に人権問題に取り組めるよう、研修等の機会を提供します。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

⑪関係団体や市町等と連携して、イベント等の啓発の場を活用しながら、三重県手話言語条例の理解や手話の普及促進を図ります。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

⑫三重県視覚障害者支援センターにおいて、小中学校を訪問し、点字体験や視覚障がい体験等を行ってもらう学校訪問活動や、夏休み期間に点字教室、盲導犬体験教室等を開催するなど、視覚障がい者への理解の促進を図ります。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

（２）福祉教育・人権教育の推進

①小中学校において、総合的な学習の時間や特別活動等の時間を活用して、福祉施設訪問や特別支援学校との交流等、障がい者との交流やバリアフリー体験など、体験的な学習に取り組めます。（教育委員会 小中学校教育課）

②小中学校において、総合的な学習の時間等を活用して、児童・生徒が手話について理解・体験する学習に取り組めます。（教育委員会 小中学校教育課）

③県立高等学校の福祉科や福祉に関するコース等において実践力を育成するため、福祉施設等において介護実習を実施します。（教育委員会 高校教育課）

④高等学校において、学校の実態や生徒の特性等に応じて、手話に関する授業を実施します。（教育委員会 高校教育課）

⑤小中学校および県立学校等において、共生社会の実現に向けて、障がい者の人権に係わる問題を解決するための学習に取り組めます。（教育委員会 人権教育課）

（３）ボランティア活動の促進

①ボランティアの活動分野や形態の多様化をふまえ、さまざまなニーズに対応したボ

ランティア活動に参加できる体制を整備し、ボランティア活動の推進を図ります。(子ども・福祉部 地域福祉課)

②小中学校において、校内や校外の多様なボランティア活動の取組を通じて豊かな人間性を育むことができるよう、地域の方々と連携しながら取り組みます。(教育委員会 小中学校教育課)

③高等学校において、学校内外における継続的なボランティア活動を通じて、地域に積極的に貢献しようとする心と豊かな人間性を育てるとともに、ボランティア活動に臨む精神の涵養や態度の育成を図ります。(教育委員会 高校教育課)

④高等学校において、学校の実態や生徒の特性等に応じて、ボランティア活動として手話を使ったさまざまな活動の取組を行います。(教育委員会 高校教育課)

3 情報アクセシビリティの向上と社会参加の環境づくり

現状と課題

①障がい者が地域で自立して社会活動に参加できるよう、新型コロナウイルス感染症に配慮して障がいの状態に応じた訓練、研修等の実施や移動支援を進めることが必要です。

②視覚や聴覚に障がいのある人が円滑に情報を受発信し、コミュニケーションを行うことができるよう、新型コロナウイルス感染症に配慮してICTの活用などによる障がいの特性に配慮した意思疎通支援の取組を進め、合理的配慮の提供につなげていくことが求められます。とりわけ手話については、「三重県手話言語条例」に基づき、誰もが手話に親しむとともに、遠隔手話サービスの利用促進等、手話が広く利用される環境整備を推進していく必要があります。

③障がい者の自立と社会参加の促進のため、障がい者のニーズに合った福祉用具の活用や普及促進を図ることが求められます。

④障がいのある人が県内の観光を楽しめる環境づくりを進め、バリアフリー観光を推進していく必要があります。

めざす共生社会の姿

障がい者の社会参加の促進に向け、情報へのアクセスが確保され、障がいの状態に応じた適切な活動支援や福祉用具が提供されています。

また、障がいの有無にかかわらず観光地を利用できる機会が確保されています。

数値目標

視覚・聴覚障がい者の活動支援に係る人数

- ・現状値 767人 (令和元(2019)年度)
- ・目標値 1,140人 (2023年度)
- ・目標項目の説明 手話通訳者、要約筆記者および盲ろう通訳・介助員のスキルアップ研修受講申込者数(累計)

遠隔手話通訳サービスの利用件数

- ・現状値 ー人 (令和2(2020)年度)
- ・目標値 100人 (2023年度)
- ・目標項目の説明 スマートフォンやタブレット端末を使用した遠隔手話通訳サービスの利用件数

SDGs : 3, 4, 10, 11

施策の基本的な方向

障がい者が地域で自立して社会活動に参加できるよう、情報アクセシビリティの向上を図り、障がいの状態に応じた活動支援を行うとともに、福祉用具の活用を促進します。

また、県内におけるバリアフリー観光を推進し、障がい者が観光を楽しめる環境づくりを進めます。

施策の展開

(1) 情報アクセシビリティの向上と活動支援

①三重県視覚障害者支援センターを設置し、視覚障がい者の日常生活に必要な歩行訓練、身辺・家事管理に関する指導、コミュニケーション手段としての点字研修などを実施します。また、視覚障がい者に対する情報提供に資するため、点字図書やデジタル図書等の製作や貸出を行うとともに、点訳・朗読奉仕員の養成などの人材育成を進めます。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

②三重県聴覚障害者支援センターを設置し、聴覚障がい者の日常生活に必要な手話研修や各種学習会などを実施するとともに、相談支援を行います。また、聴覚障がい者の自由なコミュニケーションと情報発信・入手等の情報保障を総合的に確保するため、手話付きたまたは字幕映像ライブラリーの製作や貸出、手話通訳者・要約筆記者・盲ろう通訳介助員の養成や派遣、遠隔手話サービスの利用促進、情報支援機器の貸出等を行います。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

- ③県の広報について、紙媒体だけでなく、ホームページやSNSなど、さまざまな媒体の優れた点を生かしてわかりやすく発信するとともに、手話や字幕、点字、音声により、聴覚障がい者や視覚障がい者が容易に県政情報を入手できるようにします。(戦略企画部 広聴広報課)
- ④県のホームページについて、ウェブアクセシビリティに配慮した誰もが利用しやすいページを提供します。(戦略企画部 広聴広報課)
- ⑤県が実施するイベントや会議等において、手話通訳等による情報保障を行います。(子ども・福祉部 障がい福祉課)
- ⑥知事定例記者会見等において、手話通訳による情報保障を行います。(戦略企画部 広聴広報課)
- ⑦県庁見学等の来庁時に、手話による対応が必要な場合には手話通訳者を配置し、情報保障を行います。(戦略企画部 広聴広報課)
- ⑧県立の文化施設において、筆談や資料提示、手話研修の受講促進に取り組むとともに、手話通訳の活用など、各施設の特性をふまえて、聴覚障がい者に配慮した観覧環境の提供に努めます。(環境生活部 文化振興課)
- ⑨令和3(2021)年3月に改定する「第2次三重県手話施策推進計画(仮称)」に基づき、手話通訳を行う人材の育成や手話の普及等、手話を使用しやすい環境整備を進めます。(子ども・福祉部 障がい福祉課)
- ⑩聴覚・言語に障がいのある人等が警察へ相談する場合の通信手段(メール、ファックス等)について、県警ホームページの活用をはじめとする各種広報活動を通じて一層の周知に努めます。(警察本部 広聴広報課)
- ⑪身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を育成して希望者に貸与し、身体障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)
- ⑫失語症者の意思疎通を支援しその社会参加を促進するための基盤整備として、失語症者向け意思疎通支援者の養成研修を実施します。(子ども・福祉部 障がい福祉課)
- ⑬地域生活支援事業において市町が実施する、移動支援事業に対する助成を行います。(子ども・福祉部 障がい福祉課)
- ⑭さまざまな障がいに応じた専門的な療養や日常生活支援に関する、研修会や相談会を実施します。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

(2) 福祉用具の活用の推進

- ①市町が実施する補装具費の支給や修理に対する助成や、適合判定を行い、身体障がい者の社会参加や自立を促進します。(子ども・福祉部 障がい福祉課)
- ②在宅で生活する重度障がい者の日常生活の便宜を図るため、市町が実施する日常生活用具の給付に対する助成を行います。(子ども・福祉部 障がい福祉課)
- ③暗所視支援眼鏡など、ICTを活用した視覚障がい者用デバイスの試用を視覚障害者支援センターの生活訓練で行うことにより、視覚障がい者の社会参加や自立を促進します。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

(3) バリアフリー観光の推進

- ①バリアフリー観光の推進に向け、関係団体と協働しながら取組を進め、障がい者の旅行者の受入拡大につなげます。(観光局 観光政策課)
- ②障がい者等が具体的な観光旅行をイメージできるよう、バリアフリー観光情報を発信し、旅行の機会創出につなげます。(観光局 観光政策課)
- ③バリアフリー観光を推進するため、関係団体等と協働し、県内の観光施設、宿泊施設等に対して、手話通訳等に係る情報の提供や障がい者への対応に関する支援を行います。(観光局 観光政策課、子ども・福祉部 障がい福祉課)

1 特別支援教育の充実

現状と課題

- ①発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちが増加しており、それぞれの学びの場において、一人ひとりに応じた早期からの一貫した指導・支援を充実する必要があります。
- ②特別な支援を必要とする子どもたちがどの学校にも在籍していることから、全ての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を高めることが求められます。
- ③特別支援学校においては、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行っています。卒業後も地域の中で自分らしくいきいきと生活していくことができるよう、職業教育や職場開拓などを含めたキャリア教育の一層の充実が必要です。
- ④共生社会の実現に向けて、障がいの有無に関わらず、誰もが互いに理解を深め尊重し合いながら生活していく態度を育むことが大切です。
- ⑤特別支援学校に在籍する子どもたちが増加している地域もあることから、施設の狭隘化等への対応が必要です。

めざす共生社会の姿

障がいのある子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、継続的な指導・支援を受けることにより、自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、授業で共に学ぶことや行事等の交流などをおして、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。

数値目標

特別支援学校における交流および共同学習の実施件数

- ・ 現状値 851 回（令和元（2019）年度）
- ・ 目標値 950 回（2023 年度）
- ・ 目標項目の説明 県立特別支援学校と小中学校、高等学校等との交流および共同学習を実施した回数

SDGs : 4, 8, 17

施策の基本的な方向

三重県特別支援教育推進基本計画等に基づき、障がいのある子どもたちが早期からの一貫した教育を受けられるよう、支援体制を充実するとともに、子どもたち一人ひとりの特性に応じた指導が受けられるよう、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。

施策の展開

(1) 指導・支援の充実

①障がいのある子どもに関して、必要な支援情報が円滑に引き継がれ、適切な指導・支援が行えるよう、早期から一貫した支援体制の充実を図ります。(教育委員会 特別支援教育課)

②幼稚園・認定こども園・保育所、小・中・高等学校、特別支援学校間で指導・支援に必要な情報を引き継ぐツールであるパーソナルファイルについて、市町教育委員会と連携して小中学校への指導・助言を行い、一層の活用促進を図ります。(教育委員会 特別支援教育課)

③障がいのある子どもが障がいのない子どもと、可能な限りともに教育を受けられるよう配慮しつつ、障がいのある子どもが、その年齢および能力に応じ、かつ、特性をふまえた十分な教育が受けられるよう、適切な就学を図ります。(教育委員会 特別支援教育課)

④特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、キャリア教育サポーターを配置して生徒本人に適した職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行います。また、特別支援学校版キャリア教育プログラムの作成と活用の促進や、企業と連携した技能検定の実施など、キャリア教育の充実を図ります。(教育委員会 特別支援教育課)

⑤障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、可能な限り同じ場で学ぶことができる場面のひとつとして交流および共同学習を進めます。(教育委員会 特別支援教育課)

⑥障がいのある子どもと障がいのない子どもが障がい者スポーツを通じた交流および共同学習を実施し、相互理解を図ります。(教育委員会 特別支援教育課)

⑦高等学校に在籍する発達障がい等特別な支援を必要とする生徒について指導・支援の充実を図るとともに、通級による指導の実施校の拡充を検討します。(教育委員会 特別支援教育課)

⑧医療的ケアを必要とする児童生徒が身体的に安定した状態で教育活動に参加できるとともに、付き添う保護者の負担が軽減されるよう、特別支援学校において医療的ケアを実施します。（再掲）（教育委員会 特別支援教育課）

（２）専門性の向上

①特別支援学校のセンター的機能として、小・中・高等学校等の教員に子どもの特性に応じた指導・支援の方法や個別の指導計画等の作成についての助言等を行い、特別支援教育に係る専門性の向上を図ります。（教育委員会 特別支援教育課）

②個別の指導計画等の作成や活用を進めるとともに、研修の場を設けるなど、子ども一人ひとりの教育的ニーズや障がいの特性に応じた指導・支援の充実を図ります。（教育委員会 特別支援教育課）

③特別支援学校において、子どもたちの可能性を伸ばし、生活空間や参画できる社会を広げるため、タブレット端末等ＩＣＴ機器を授業で効果的に活用します。（教育委員会 特別支援教育課）

④新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業期間中に、全ての特別支援学校においてオンライン学習の環境を整えました。今後もオンライン教育の活用方策について検討を進め、子どもたちの学びの充実を図ります。（教育委員会 特別支援教育課）

（３）教育環境の充実

①特別支援学校に在籍する子どもたちの安全な通学手段としてのスクールバスの計画的な配備や子どもたちの増加に伴う施設の狭隘化への対応等、地域の実情や教育的ニーズをふまえ個別に検討します。（教育委員会 特別支援教育課）

②三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき、学校施設のバリアフリー化を推進します。（教育委員会 学校経理・施設課）

③特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき、希望する保護者に就学奨励費を支給し、特別支援学校の就学に係る経済的負担の軽減を図ります。（教育委員会 特別支援教育課）

④心身障がい児を受け入れている私立の幼稚園および幼保連携型認定こども園に対して特別支援教育に要する経費を助成することで、障がいのある子どもの教育の充実を図ります。（子ども・福祉部 少子化対策課）

⑤私立特別支援学校における特別支援教育に要する経費の助成を行うことで、障がいのある子どもの教育の充実および保護者の経済的負担の軽減を図ります。（環境生活部 私学課）

2 就労の促進

現状と課題

①障がい者の一般就労について、新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動が停滞し、経済状況が悪化することが懸念されます。また、平成 30（2018）年 4 月から精神障がい者が法定雇用率の算定対象となるとともに、民間企業における法定雇用率が 2.0%から 2.2%への引き上げが行われました。本県の民間企業における障がい者実雇用率は着実に改善しているものの、法定雇用率が令和 3（2021）年 4 月までに 2.3%にさらに引き上げられることをふまえ、関係機関との連携強化を図りながら障がい者雇用に関する理解を深めるとともに、雇用の促進に向けてさらなる取組を推進する必要があります。

②福祉的就労について、工賃は依然として低い状況にあることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により販売機会や発注も減少していることから、一層の受注拡大や受注体制の強化を図るとともに、障害福祉サービス事業所における多様で質の高い就労機会を提供する必要があります。また、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、関係機関が連携して障がい者への就労支援に取り組む必要があります。

また、障害者優先調達法に基づく取組を一層推進するため、ICTも活用し共同受注によるマッチング強化を図るなど、優先調達を拡大する必要があります。

③福祉事業所による農作業請負、いわゆる農業における施設外就労（農福連携）を促進する等、さらなる就労の場の拡大に取り組む必要があります。

めざす共生社会の姿

障がい者の就労の場が確保され、個人の適性に応じた働きやすい環境の中で、働くことを通じて、経済的な自立や自己実現が図られています。

数値目標

一般就労へ移行した障がい者数

・現状値 401人（令和元（2019）年度）

・目標値 524人（2023年度）

・目標項目の説明 障がい者就業・生活支援事業、県の機関における職場実習事業、社会的事業所を通じて一般就労した障がい者数

SDGs : 1, 3, 4, 8, 10, 11, 16, 17

施策の基本的な方向

コロナ禍における経済情勢を踏まえ、障がい者の一般就労の促進を図るとともに、福祉事業所等における支援を充実します。

また、「三重の農福連携等推進ビジョン」に基づき、農林水産業分野における障がい者就労の促進に向けた取組の推進を図ります。

施策の展開

(1) 一般就労の促進

- ①民間企業における法定雇用率が令和3（2021）年4月までに2.3%に引き上げられることをふまえ、三重労働局等、関係機関との連携強化を図りながら課題等の把握に努めるとともに、障がい者雇用の機運をさらに高め、障がい者の実雇用率および法定雇用率達成企業割合の向上に努めます。（雇用経済部 雇用対策課）
- ②三重県障がい者雇用推進協議会を開催し、関係団体等との調整や連携を行い、障がい者雇用の促進に取り組みます。（雇用経済部 雇用対策課）
- ③三重県障がい者雇用推進企業ネットワークにより、障がい者雇用実績のある企業と新たに障がい者雇用を進めたい企業とで情報交換や交流を行い、企業間の主体的な取組を支援します。（雇用経済部 雇用対策課）
- ④ステップアップカフェを活用し、企業や県民の方が障がい者雇用に関する理解を深めるためのさまざまな取組を行います。（雇用経済部 雇用対策課）
- ⑤障がい者雇用アドバイザーによる企業の求人開拓や雇用に関する支援制度の情報提供を行い、障がい者の就労の場の拡大につなげます。（雇用経済部 雇用対策課）
- ⑥三重労働局と連携して、障がい者を対象とした就職面接会を実施し、障がい者の就労につなげます。（雇用経済部 雇用対策課）
- ⑦障がい者職業訓練コーディネーターを配置して職業訓練を実施し、障がい者が就職に必要な技能を習得できるよう支援します。（雇用経済部 雇用対策課）
- ⑧津高等技術学校において、パソコン技能等を習得する職業訓練を実施し、身体障がい者の就労促進を図ります。（雇用経済部 雇用対策課）
- ⑨一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継

続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行う「就労定着支援」が適切に利用できるよう、事業所等への指導・助言によりサービスの質を確保します。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑩コミュニケーションロボットをはじめとするICTを活用した障がい者のテレワークの促進に取り組み、通勤が困難な重度の身体障がいやコミュニケーションに障がいがある方などの就労モデルを構築します。(雇用経済部 雇用対策課)

(2) 福祉的就労への支援

①障害者就業・生活支援センターを設置し、就労中または就労を希望する障がい者に対して、就労機会の提供等の支援を行います。また、関係機関のネットワークの強化やアセスメントの充実に取り組みます。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

②就労系障害福祉サービス事業所に対して、研修会の開催やコンサルタントの派遣等を行い、福祉的就労における工賃等の向上を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

③企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行う「就労移行支援」が適切に利用できるよう、事業所等の受皿の確保や指導・助言によりサービスの質を確保します。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

④就労継続支援A型事業所について、障がい者の就労機会向上と収入増加を図られるよう、指導に努めます。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑤福祉事業所への受発注の仲介、調整、品質管理の指導等を行う共同受注窓口の運営を助成し、ICTも活用したマッチング強化を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

(3) 多様な就労機会の確保

①三重県障がい者就農促進協議会や市町と連携して、農業ジョブトレーナーとなる人材の発掘や資質向上に取り組み、就農支援の充実を図ります。(農林水産部 担い手支援課)

②福祉事業所の農業参入や、農業経営体による施設外就労や障がい者雇用の促進を図り、農福連携のさらなる拡大に向け取り組みます。(農林水産部 担い手支援課)

③林業用種苗生産事業者、木工業者や福祉事業所等への情報提供、働きかけを行い、

林業分野と福祉事業所との連携促進を図ります。（農林水産部 森林・林業経営課）

④障がい者が作業可能な漁業関連作業の掘り起こしを進めるとともに、福祉事業所の漁業参入を促すなど、水福連携の拡大に向け取り組みます。（農林水産部 水産振興課）

⑤農林水産業分野における障がい者就労の全国的な定着と発展に向け、都道府県ネットワークを活用し、有効施策の調査・研究を行うことで、新たな制度の創設や予算の確保に向けた国への提言等に取り組みます。（農林水産部 担い手支援課）

⑥障がいのある人もない人も「対等な立場」で「ともに働ける」社会的事業所について、経営の自立を促進するための支援を行います。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

⑦行政機関における知的障がい者および精神障がい者の雇用の実現と、県職員の障がい者に対する理解の促進を図るため、県の機関における知的障がい者および精神障がい者の職場実習を行います。（医療保健部 健康推進課、子ども・福祉部 障がい福祉課）

⑧公立学校等において障がい者の就労促進を図るため、教員採用選考試験等における障がい者を対象とした特別選考の実施に取り組むとともに、障がい者の雇用を通して、学校現場における障がい者の職域拡大に努めます。（教育委員会 教職員課）

⑨障害者優先調達推進法に基づき、県調達方針を策定して、県における優先調達の拡大や発注内容の多様化に取り組むとともに、市町に対し、優先調達の拡大を働きかけます。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

⑩県が行う物品等の調達において、障がい者雇用促進企業等を優遇する制度を運用し、障がい者の就労の促進および雇用の場の確保を図ります。（雇用経済部 雇用対策課）

3 スポーツ・芸術文化活動の推進

現状と課題

①障がい者の自立と社会参加を推進し、障がいへの理解促進を図るため、障がい者スポーツや障がい者の芸術文化活動を推進していく必要があります。

②三重とこわか大会の開催を好機ととらえ、障がい者へのスポーツの参加機会の提供や障がい者スポーツを支える人材の育成等、障がい者スポーツの裾野の拡大により一層取り組む必要があります。新型コロナウイルス感染症の拡大により、障がいのある

人のスポーツへの参加機会が減少しているため、コロナ禍に対応した参加機会の提供が求められています。

③障がい者芸術文化活動は、障がい者の生きがい・社会参加を促進するために重要であり、移動・意思疎通の困難性といった当事者の障がい特性に応じた支援や作品発表機会の創出等を通じて、地域の障がい者芸術文化活動を推進することが必要です。

めざす共生社会の姿

障がい者が、障がいに応じたスポーツ活動に参加できる機会が十分確保されるとともに、芸術文化の支援を受け、多様な活動の機会が拡充されています。

数値目標

障がい者スポーツに関心がある県民の割合

- ・現状値 54.0% (令和元(2019)年度)
- ・目標値 62.0% (2023年度)
- ・目標項目の説明 「e-モニター調査」で「関心がある」、「やや関心がある」割合の合計

SDGs : 3, 10, 11, 17

施策の基本的な方向

2021年に全国障害者スポーツ大会(三重とこわか大会)を開催するとともに、障がい者へのスポーツの参加機会の提供や障がい者スポーツを支える人材の育成等、障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組みます。

また、障がい者の芸術文化活動に対する支援や、自己の芸術的な能力の活用を図る機会の拡充に取り組みます。

施策の展開

(1) 障がい者スポーツの裾野の拡大

①三重県障がい者スポーツ大会および三重県ふれあいスポレク祭を開催し、障がい者のスポーツへの参加意欲の向上と機会の充実を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

②全国障害者スポーツ大会に選手を派遣するとともに、大会に帯同するスタッフとして、障がい者スポーツ指導員や施設の支援員等が参加できるよう支援します。(子ど

も・福祉部 障がい福祉課)

③地域の障がい者スポーツ体験会や初心者教室等への障がい者スポーツ指導員等の派遣を支援することにより、障がい者が安心してスポーツに参加できる環境づくりを進めます。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

④障がい者スポーツ指導員など、障がい者スポーツを支える関係者を計画的に養成するとともにスキルアップを図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑤国際大会や全国大会で活躍する選手や指導者に対し、表彰を行い、その功績を讃えるとともに、障がい者スポーツの推進を目的とした普及・啓発を行います。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑥障がい者がスポーツに参加、観戦できる機会を拡充するため、県営スポーツ施設におけるバリアフリー環境の整備に取り組みます。(国体・全国障害者スポーツ大会局 スポーツ推進課)

⑦県営スポーツ施設における利用料の減免等により、障がい者のスポーツ活動への参加を支援します。(国体・全国障害者スポーツ大会局 スポーツ推進課)

⑧全国障害者スポーツ大会(三重とこわか大会)開催後においても、県民が障がい者スポーツを「する」、「みる」、「支える」機会をさまざまな取組を通じて提供し、障がい者スポーツへの関心向上と理解促進を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

(2) 全国障害者スポーツ大会開催に向けた取組

①2021年の第21回全国障害者スポーツ大会(三重とこわか大会)の開催に向け、市町や競技団体などの関係機関と連携して準備を進めるとともに、大会運営に携わる競技役員やボランティア等を計画的に養成します。(国体・全国障害者スポーツ大会局 全国障害者スポーツ大会課)

②2021年の全国障害者スポーツ大会(三重とこわか大会)から正式競技となるボッチャについて、体験会を開催するなどさらなる普及に取り組みます。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

③国際大会や国内大会で活躍する選手の練習を間近に見て、感じるにより、障がい者スポーツへの参加意欲の向上や県民の障がいに対する理解促進につなげるため、国内競技団体の合宿、大規模大会の誘致に取り組みます。(国体・全国障害者スポーツ大会局 スポーツ推進課)

(3) 障がい者の芸術文化活動への参加機会の充実

①県内で芸術文化活動を行う障がい者が作品やパフォーマンスを発表する展覧会の開催等を通じて、障がい者の社会参加を促進します。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

②東京オリンピック・パラリンピックや三重とこわか国体・三重とこわか大会を契機として、障がい者芸術文化活動を支援する機運の醸成に取り組みます。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

③令和2(2020)年度に設置した、三重県障がい者芸術文化活動支援センターにおいて、障がい当事者や支援者に対する研修会の開催、関係者ネットワークの構築等の取組を実施し、芸術文化活動を支援する基盤の整備を行います。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

1 地域移行・地域生活の支援の充実

現状と課題

- ①施設入所者の地域生活への移行を促進するため、グループホームなどの居住の場や地域生活を支えるサービスの確保を図り、障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう取り組むことが必要です。
- ②障がい者のニーズにきめ細かく対応するため、市町、障害保健福祉圏域、県における重層的な相談支援体制を整備するとともに、ライフステージに応じた途切れのない支援を提供するため、相談支援の充実を図る必要があります。
- ③さまざまな障がいの状態に応じたきめ細かく質の高いサービスを提供するため、障害福祉サービスを担う専門的な人材の確保や資質向上に取り組む必要があります。
- ④障がい者の生活の安定を図り、社会的自立を促進するため、手当の支給や医療費負担の軽減などの経済的な支援が必要です。

めざす共生社会の姿

障害福祉サービス等を利用しながら、障がいの種類や程度に関わらず誰もが住み慣れた地域で安心して生活することが可能となっています。また、どこでどのように生活するかについて、自らの意思で選択できる環境が実現できています。

数値目標

地域生活移行者数

- ・現状値 31人 (令和元(2019)年度)
- ・目標値 150人 (2023年度)
- ・目標項目の説明 障害者支援施設に入所している障がい者(平成28(2016)年度末現在1,696人)のうち、2020年度末までに地域生活へ移行した人の累計

SDGs : 3, 4, 8, 10, 11, 17

施策の基本的な方向

相談支援の充実や支援を行う福祉人材の育成・確保を図りながら、地域生活への移行を促進するとともに、地域生活の支援を進めます。併せて、社会的自立に向けた支援として、各種手当の支給等を適正かつ迅速に行います。

施策の展開

(1) 地域生活への移行

①障がい者本位の視点に立ち、本人の尊厳を確保したサービス等利用計画や個別支援計画に基づく支援を通して、障がい者本人のエンパワメントの促進につなげます。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

②入所中の障がい者に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービスの体験的な利用支援等を行う「地域移行支援」の利用促進を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

③入所者の地域生活への移行に取り組む入所施設、相談支援事業所、市町などの関係職員に対して、研修等の実施により人材育成を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

④三重県身体障害者総合福祉センターにおいて、自立訓練（機能訓練）、短期入所などの障害福祉サービスを実施するとともに、地域におけるリハビリテーション機能を提供することにより、障がい者の地域生活への移行や地域生活の支援を行います。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑤県障害者自立支援協議会において、障がい者の地域生活への移行に係る課題等の検討を行い、入所施設等から地域生活への移行に係る取組の促進を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑥矯正施設退所後、高齢や障がいにより、自立した生活を営むことが困難と認められる方に対して、保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、三重県地域生活定着支援センターにおいて必要な援助を行い、地域に帰住して自立した日常生活または社会生活が営まれるよう支援します。(子ども・福祉部 地域福祉課)

(2) 相談支援の充実

①市町、障害保健福祉圏域、県における重層的で途切れのない相談支援体制を強化するため、市町における相談支援体制の拠点となる基幹相談支援センターの設置促進を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

②高次脳機能障がい者が、地域で自立した生活を送れるよう、広域的、専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化を図ります。

(子ども・福祉部 障がい福祉課)

③障害者就業・生活支援センターを設置し、国等関係機関との連携を図りながら就労中または就労を希望する障がい者に対して、就業およびそれに伴う日常生活上の支援を行います。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

④地域の協議会における地域課題の共有と分析を促進し、支援体制強化をは図るため情報提供や運営支援を行います。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑤民生委員・児童委員の活動を促進するため、担い手の確保に努め、地域の実情をふまえた適正な配置を行います。また、民生委員・児童委員の活動に必要な基礎的知識や、複雑多様化する福祉ニーズに対応できる資質向上のための研修を行います。(子ども・福祉部 地域福祉課)

⑥県障害者自立支援協議会において、地域の具体的課題を抽出し、対応の検討や評価を行うことにより、取組の水平展開や制度化を図るとともに、地域の協議会の運営を支援します。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

(3) 地域生活支援の充実

①障がい者が、地域において自立した生活を送ることができるよう、重度の障がいにも対応した、グループホームをはじめとする居住の場や日中活動の場の整備を行い、障害福祉サービスの基盤整備を進めます。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

②地域で暮らす障がい者が、居宅介護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービスおよび短期入所など障害福祉サービスを適切に利用できるよう、事業所等への指導・助言によりサービスの質を確保します。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

③単身等で生活する障がい者に対して、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などを行う「地域定着支援」が適切に利用できるよう、事業所等への指導・助言によりサービスの質を確保します。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

④障がい者の地域生活を支えるために必要な機能を集約した拠点(地域生活支援拠点)等の整備に向けた市町または障害保健福祉圏域における取組を支援し、その整備促進を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑤一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う「自立生活援助」が適切に利用できるよう、事業所等への指導・助言によりサービスの質を確保します。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑥行動障がいに対する行動観察を行い、取組で得られた支援手法の蓄積と活用により、一人ひとりの障がいの状況に応じた地域生活を支援します。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑦地域共生社会の実現に向けて、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするための「共生型サービス」について、介護保険の指定を受けている事業所が、障害福祉サービス事業所の指定を受けるために必要な情報の提供を行います。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑧福祉サービスの質の向上を図るための「みえ福祉第三者評価」について、全国的な推進組織である全国社会福祉協議会などと連携を図りながら事業運営を行うとともに、福祉事業者等が中・長期的な展望で福祉サービスの質の向上に取り組むことができるよう、意識の醸成を図ります。(子ども・福祉部 地域福祉課)

⑨障がい者が個別のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が図られるよう、指導監査の結果を市町と共有するとともに、障害福祉サービス等情報公表制度について、普及啓発を進めます。(子ども・福祉部 障がい福祉課、福祉監査課)

⑩適切な福祉サービスを提供するため、日常生活自立支援事業の運営を監視する「運営監視委員会」や、福祉サービス利用者等からの苦情解決を支援する「苦情解決委員会」で構成され、三重県社会福祉協議会が設置する「運営適正化委員会」の活動を支援することを通じて、利用者本位の福祉サービスの確保を図ります。(子ども・福祉部 地域福祉課)

(4) 福祉人材の育成・確保

①県立高等学校の福祉科および福祉に関するコース等において、地域の社会福祉を担う人材を育成します。(教育委員会 高校教育課)

②三重県福祉人材センターにおいて無料職業紹介や福祉職場相談会等を実施し、福祉人材の確保に努めます。(医療保健部 医療介護人材課、子ども・福祉部 障がい福祉課)

③中学校や高等学校の生徒、保護者および教職員を対象に、福祉の仕事セミナーを実施するなど、福祉の仕事のやりがいや魅力を伝え、イメージアップを図ることで、福祉分野への若い人材の参入を促進します。(医療保健部 医療介護人材課、子ども・福祉部 障がい福祉課)

④社会福祉施設職員の研修を支援することにより、福祉人材の確保や資質向上を図ります。(医療保健部 長寿介護課、子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑤支援者の資質の向上のため、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づき、相談支援における理念の浸透や、障がい当事者をはじめとする関係者による人材育成システムの構築により、人材の段階的な資質の向上を図るとともに、地域の支援体制の充実・強化を担う人材を育成します。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑥強度行動障害支援者養成研修を実施し、支援者の資質向上を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑦独立行政法人福祉医療機構に対して、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当金の支給に要する費用の一部を助成することにより、社会福祉施設職員等の処遇向上を図ります。(医療保健部 医療介護人材課)

⑧福祉・介護職員処遇改善加算等について、未活用の事業者への取得や低い加算を取得している事業者へのより高い加算の取得を、さまざまな機会を通じて事業者に促していくことにより、福祉・介護職員の処遇改善や安定的な人材育成を支援します。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑨障がい福祉分野の人材支援のため、障害者支援施設等における介護業務の負担軽減を図るためのロボット等導入について支援します。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑩同行援護従事者養成研修を行っている指定事業者に対して、地域の声を把握したうえで受講者の増加に向けた働きかけを行い、同行援護従事者の確保及び資質向上を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

(5) 社会的自立に向けた支援

①日常生活で常時特別の介護を要する20歳以上の在宅重度障がい者に特別障害者手当、20歳未満の重度障がい児に障害児福祉手当を支給します。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

②精神または身体に中度以上の障がいがあり、日常生活において介助を必要とする20歳未満の児童を家庭で養育している保護者に特別児童扶養手当を支給します。また、手当の支給に際しては、市町担当者への研修会の開催を通じて受付事務の円滑化を図るなど、引き続き、適正かつ迅速な認定を行います。(子ども・福祉部 子育て支援課)

③心身の障がい除去・軽減するための医療に関する公費負担医療制度である自立支援医療制度(精神通院医療・更生医療・育成医療・療養介護医療)を適切に運用し、

医療費の自己負担の軽減を図ります。(医療保健部 健康推進課、子ども・福祉部 子育て支援課、障がい福祉課)

④障がい者の経済的負担の軽減を図るため、医療費助成を実施する市町に対する補助を行います。家庭の経済状況に関わらず子どもが安心して医療を受けることができるよう、児童扶養手当の所得基準を適用した0～6歳の子どもに係る窓口無料化(現物給付)に対応するため補助を行います。なお、精神障がい者の助成対象拡大等については、引き続き検討を行います。(医療保健部 国民健康保険課)

⑤障がい者の保護者が死亡または重度障がいとなった場合に、残された障がい者に年金を支給する心身障害者扶養共済制度を運用し、障がい者の生活の安定を図るとともに保護者の抱く不安の軽減を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑥障がい者とその家族、介護者等が所有・使用する自動車について、一定の条件のもとに、自動車税の減免を行います。(総務部 税収確保課)

⑦障がい者世帯等の経済的自立と社会参加の促進を図り、安定した生活を営むために必要な資金の貸付を行う生活福祉資金貸付制度を運営する三重県社会福祉協議会に対して、必要な支援を行います。(子ども・福祉部 地域福祉課)

2 福祉と医療などが連携した支援の充実

現状と課題

①疾病や障がいを早期に発見し適切な治療を行うため、地域医療体制等の充実を図るとともに、必要な医療やリハビリテーションが受けられることにより、障がいの予防や軽減につなげることが必要です。

②精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療(精神科医療・一般医療)、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いが包括的に確保される「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進める必要があります。

③医療的ケアを必要とする障がい児・者に関しては、県内全域で4つのネットワークが構築されていますが、訪問診療を行う医師や訪問看護ステーション等の医療資源、医療的ケアを提供できる医療型障害児入所施設や短期入所事業所等の障害福祉サービス事業所が不足しているなどの課題があることから、さらなる取組を進めていく必要があります。

④子どもの発達支援について、医療、福祉、教育が連携した専門性の高い医療、福祉サービスの提供に取り組んでいく必要があります。

めざす共生社会の姿

年齢や障がいの状態に応じた保健サービス、医療およびリハビリテーションが提供され、これらを必要とする障がい者が地域生活を営むことができる環境が整備されています。また、障がいに関して早期から医療と保健、福祉の両輪の中で相互の連携を十分図りながら適切な支援が提供されています。

数値目標

精神科病院における早期退院率

・現状値	入院3か月後時点	70.4%	(令和元(2019)年度)
	入院6か月後時点	80.6%	(令和元(2019)年度)
	入院1年後時点	84.3%	(令和元(2019)年度)
・目標値	入院3か月後時点	69.0%	(2023年度)
	入院6か月後時点	86.0%	(2023年度)
	入院1年後時点	92.0%	(2023年度)
・目標項目の説明	県内の精神科病院への入院患者が、早期に退院し、長期入院化せずに地域での生活が可能となった者の割合		

SDGs : 3, 4, 11, 17

施策の基本的な方向

障がいや疾患の早期発見および適切な早期対応を行うとともに、保健、医療、福祉との連携が欠かせない精神障がい者、発達障がい児・者、難病の患者、医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援の充実を図ります。

施策の展開

(1) 障がいの早期発見と対応

①新生児に対する先天性代謝異常等検査を実施し、先天性代謝異常等を早期に発見し治療につなげることで、障がいの予防を図ります。(子ども・福祉部 子育て支援課)

②乳幼児健診の事後フォローとして実施している発達相談や専門的な相談について、専門医や臨床心理士、言語聴覚士等の人材確保が困難な市町に対し、専門的な支援を行います。(子ども・福祉部 子育て支援課)

③県内6か所の児童相談所において、児童福祉司、児童心理司などを配置し、障がいのある児童の相談支援を行います。(子ども・福祉部 子育て支援課)

④県立子ども心身発達医療センターにおいて、肢体不自由児を対象に、機能回復訓練、日常生活訓練等を行うとともに、小児整形外科、小児リハビリの専門病院として治療、訓練、装具療法等を行います。また、地域支援として、児童発達支援センターや特別支援学校に対して、セラピストにより技術支援を行います。(子ども・福祉部 子育て支援課)

⑤県立子ども心身発達医療センターにおいて、重症心身障がい児等を対象に、児童発達支援、生活介護等の児童福祉法および障害者総合支援法に基づくサービスを提供します。(子ども・福祉部 子育て支援課)

⑥県立子ども心身発達医療センターにおいて、聴覚障がいのある子どもを対象に、きこえの相談や療育指導、学校への訪問支援、早い段階での補聴器のフィッティング等の支援を行うとともに、関係機関と連携を強化し対応します。(子ども・福祉部 子育て支援課)

⑦市町における母子保健サービスの中で、「医療依存度の高いケース」や「メンタル疾患を抱える母親の支援」など県の技術的支援が必要なケースについては、同行訪問やケース検討会への参加等、市町や関係機関と連携して取り組みます。(子ども・福祉部 子育て支援課)

⑧子どもの周囲の「気づき」の段階から、ライフステージに応じた途切れのない支援や関係機関のスムーズな連携による支援が適切に提供できるよう、地域における保健、医療、保育、教育、福祉、就労支援等の関係機関の連携強化を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑨障害児入所施設に入所した時点から、退所後の地域生活を見据えた支援が行えるよう、児童相談所、障害児入所施設、市町等の関係機関が連携し、それぞれの役割に応じた途切れのない支援を提供します。(子ども・福祉部 障がい福祉課、子ども・福祉部 子育て支援課)

⑩児童発達支援、放課後等デイサービスおよび短期入所など障がい児のためのサービスを適切に利用できるよう、事業所等への指導・助言によりサービスの質を確保します。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑪障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、市町の相談支援との連携を図りながら専門的な療育指導等の支援を行います。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑫放課後児童クラブにおいて、障がい児を保育する指導員の経費等を補助する市町を支援することにより、障がい児の受け入れを促進します。(子ども・福祉部 少子化対策課)

(2) 精神障がい者等への支援

- ①保健所において、精神疾患の疑いのある者や精神障がい者、その家族、関係者を対象に、保健師、精神保健福祉士等が相談支援を行うとともに、必要に応じて訪問支援を行います。(医療保健部 健康推進課)
- ②各障害保健福祉圏域において、保健所が地域精神保健福祉連絡協議会等を設置して、多様な精神疾患に関する問題に対し、関係機関等と連携してネットワークを構築し、各地域の状況、特性に応じた総合的な取組を行います。(医療保健部 健康推進課)
- ③「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築をさらに推進するために、各障害保健福祉圏域あるいは各市町に設置している協議の場において、長期入院精神障がい者の地域生活への移行状況や課題を把握するとともに、地域の包括的・重層的な連携体制について検討ができるよう支援します。(医療保健部 健康推進課)
- ④三重県こころの健康センターにおいて、保健所、市町、関係機関等に対する技術指導・支援、情報提供を行うとともに、保健所等では対応が困難な相談への対応や専門性の高い相談支援を実施します。(医療保健部 健康推進課)
- ⑤長期入院精神障がい者の退院に向けた意欲を喚起するため、病院スタッフの地域生活への移行に関する理解を促進するとともに、長期入院精神障がい者とピアサポーターや地域の障害福祉サービス事業者等との交流の機会を確保します。また、ピアサポーターのネットワーク化を支援します。(医療保健部 健康推進課)
- ⑥障害保健福祉圏域を単位として、医師、看護師、精神保健福祉士等の多職種による訪問支援を行う、アウトリーチ体制の整備を図るとともに、未治療等の精神障がい者が支援を受けられるよう、アウトリーチチームによる訪問支援を行います。(医療保健部 健康推進課)
- ⑦精神疾患による不調を来し、自傷他害のおそれがあると判断される場合は、精神保健指定医による措置診察を行い、必要な医療の提供および保護を行います。また、治療に結びつけるための受診勧奨や家族支援を行うとともに、退院に向けた支援や退院後の支援等の地域保健福祉活動を行います。(医療保健部 健康推進課)
- ⑧休日または夜間等に緊急な精神科治療を必要とする場合に対応するため、病院群輪番制による精神科救急医療システムや電話による24時間精神科医療相談を実施します。また、地域で精神疾患の急性発症等により緊急の医療を必要とする精神障がい者に対して、保健所、医療機関、関係機関の連携により、適切な医療および保護につなげるための支援を行います。(医療保健部 健康推進課)

⑨「三重県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、アルコール健康障害の発生を予防するための啓発や早期発見、早期介入のための連携強化、相談・治療機関の確保、人材育成等に取り組みます。またギャンブル等依存症対策基本法に基づき、県計画を策定し、施策の推進を図ります。（医療保健部 健康推進課）

（３） 医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援

①医療的ケアを必要とする障がい児・者に応じた支援を行うため、県内における４つのネットワークを中心にして、市町や福祉、医療、保健、保育、教育など地域における関係機関の連携強化を図り、支援者からの相談に応じ地域づくりも担うスーパーバイズ機能を構築・推進するとともに、地域の障害福祉サービス事業所において医療的ケアを実施できる人材の育成等に取り組みます。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

②医療的ケアを必要とする障がい児・者の医療・福祉等関連分野の支援を総合調整する医療的ケア児・者コーディネーター（相談支援専門員等）を養成します。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

③医療的ケアを必要とする児童生徒が身体的に安定した状態で教育活動に参加できるとともに、付き添う保護者の負担が軽減されるよう、特別支援学校において医療的ケアを実施します。（教育委員会 特別支援教育課）

④地域における、保健・医療・福祉・教育等の多職種が協力して医療的ケアが必要な小児一人ひとりに対応できる連携体制を構築する取組を支援し、県内全域に広げます。また、小児の在宅医療に対応できる訪問看護師等の医療従事者、支援の窓口となるコーディネーター、医療と療育・教育をつなぐ人材の育成に取り組みます。（医療保健部 医療政策課）

⑤医療的ケアを必要とする障がい児・者の受入れに必要となる医療機器等の費用の一部を助成することなどにより、障害福祉サービス事業所等における受入れの促進を図り、地域で安心して生活していくための体制整備を図ります。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

⑥看護師等を雇い上げ、保育所等に派遣する市町を支援することにより、医療的ケアを必要とする児童の保育所等への受入体制を整備します。（子ども・福祉部 少子化対策課）

⑦喀痰吸引に係る介護職員への研修の実施や研修費用の助成等を行い、人材育成を図ることで、医療的ケアを必要とする障がい児・者の地域生活を支援します。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

⑧地域の協議会において、重症心身障がいや遷延性意識障がいの状態を含む医療的ケアを必要とする障がい児・者の地域生活を送る上での課題やニーズ等の検討を行うとともに、短期入所など地域での受入体制づくりの促進を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑨在宅の重症心身障がい児・者とその家族を対象に、医師、看護師、社会福祉士等による専門的な相談支援を行い、地域生活を支援します。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑩遷延性意識障がいについて、障がいの特性をふまえながら障害福祉サービス事業所等における受入れの促進を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑪各地域において、地域医療構想調整会議を開催し、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を視野に入れつつ、医療機関の機能分化・連携や在宅医療の推進について、協議を進めます。(医療保健部 医療政策課)

⑫特定医療費の支給認定対象者に医療給付を行い、経済的負担の軽減を図るとともに、相談窓口の設置や患者会活動の支援等を行い、難病患者支援の充実を図ります。(医療保健部 健康推進課)

⑬障がい児・者歯科ネットワーク「みえ歯ートネット」を運営し、障がい児・者の受け入れが可能な歯科医療機関を「協力歯科医院」として情報提供するとともに、三重県障害者歯科センターにおいて歯科診療を行うなど、障がい児・者の歯科保健対策の充実を図ります。(医療保健部 健康推進課)

⑭障がい者施設や特別支援学校において、障がい児・者、施設職員、保護者への歯科保健指導を行い、歯科口腔保健に対する意識の向上を図ります。(医療保健部 健康推進課)

(4) 発達障がい児・者への支援

①自閉症等の発達障がい児・者に対する個々の障がいに応じた相談支援を行う拠点である自閉症・発達障害支援センターを設置して、広域的、専門的な相談支援を行うとともに、専門性のさらなる向上と地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化を図ります。また、発達障害者地域支援マネジャーを配置し、地域支援機能の強化を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

②県立子ども心身発達医療センターにおいて、発達障がい児、情緒障がい児、精神障

がい児等、精神および行動に疾患・障がいのある子どもを対象に外来診療を行うとともに、グループ療育や生活療育活動等の提供を行う入院治療を実施します。また、電話相談を実施するなど、子どもの療育で悩んでいる家族を支援します。（子ども・福祉部 子育て支援課）

③県立かがやき特別支援学校において、併設する県立子ども心身発達医療センターや地域の特別支援学校が連携して発達障がいのある児童生徒への支援を実施し、県内の支援体制の充実を図ります。（教育委員会 特別支援教育課）

④特別支援学校が、センター的機能として、発達障がいのある児童生徒への指導・支援について小中学校、高等学校等に助言するなど、特別支援教育に係る専門性の向上を図ります。（教育委員会 特別支援教育課）

⑤市町に対して、保健、福祉、医療、教育の機能が連携した発達支援総合窓口の設置を働きかけるとともに、「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」を養成し、市町の発達支援総合窓口における専門人材の確保を支援し、身近な地域で安定した診療が受けられるよう地域の医療機関を含めたネットワークの充実を図ります。（子ども・福祉部 子育て支援課）

⑥発達障がい児等に対する支援ツール「CLM（Check List in Mie：発達チェックリスト）と個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を促進するため、巡回指導を行うとともに、発達支援に関する研修の場を提供します。（子ども・福祉部 子育て支援課）

⑦県立子ども心身発達医療センターにおいて、セラピスト（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の専門性を活用し、地域で発達障がい児に携わる職員・教員に対しても支援を行います。（子ども・福祉部 子育て支援課）

⑧発達障害者支援地域協議会を開催し、地域における発達障がい者等への支援体制に関する課題の共有、関係機関の連携強化に向けた協議等を行います。（子ども・福祉部 障がい福祉課）

3 防災・防犯対策の充実

現状と課題

①防災対策について、市町における避難行動要支援者名簿情報の利用および提供や個別計画の策定、福祉避難所の確保、避難確保計画の作成・避難訓練の実施促進など、さらなる取組を進めていく必要があります。

②防犯対策について、施設入所者等が安心して生活を送ることができるよう、防犯マニュアルの作成等の取組を進める必要があります。

めざす共生社会の姿

障がい者が地域社会において、安全で安心した生活を送ることができるよう、災害時における支援体制が強化されるとともに、犯罪に強い社会が形成されています。

数値目標

福祉避難所運営マニュアル策定率

- ・現状値 46.5% (令和元(2019)年度)
- ・目標値 70.0% (2023年度)
- ・目標項目の説明 福祉避難所運営マニュアルを策定している福祉避難所の割合

SDGs : 1, 3, 4, 10, 11, 13, 17

施策の基本的な方向

要配慮者が安心して生活できるよう、地域や事業所・施設における防災対策を推進します。

また、事業所や施設、地域における防犯対策を進め、障がい者が安心して生活できるよう取り組みます。

施策の展開

(1) 防災対策の推進

①避難行動要支援者名簿の情報が避難支援等関係者に提供され、名簿情報を活用した「個別計画」策定など地域の「共助」による支援体制が確立されるよう、市町に働きかけや助言を行い、地域における避難行動要支援者対策の促進を図ります。(防災対策部 防災企画・地域支援課)

②Ｌアラート(公共情報コモンズ)に提供した情報が複数の手段により伝達され、要配慮者の避難にも有効に活用できるよう、全国合同訓練への参加や報道機関に対して情報伝達者としての加入促進を図ります。(防災対策部 災害対策課)

③福祉避難所について、市町に対し、必要な箇所への設置を促すとともに、新型コロナウイルス感染症対策にも対応した運営マニュアルの策定や訓練の実施を支援します。(子ども・福祉部 子ども・福祉総務課)

④三重県視覚障害者支援センターにおいて、災害発生時の避難行動等、視覚障がい者

の減災対策に資する研修を実施します。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑤三重県聴覚障害者支援センターが災害発生時の情報支援の拠点となり、聴覚障がい者の支援を行います。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑥三重県聴覚障害者支援センターと市町の間で、避難行動要支援者名簿の提供等に関する協定の締結を促進するとともに、手話が可能な聴覚障がい者災害支援サポーターの登録を進め、災害時における聴覚障がい者の安否確認や避難所支援等を行います。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑦三重DPA T(災害派遣精神医療チーム)未登録の精神科病院に対して登録の働きかけを行うとともに、防災訓練への参加や研修の開催など人材育成に取り組みます。また、三重DPA Tチーム運営委員会を定期的に開催するとともに、災害拠点精神科病院の設置に向けて取り組むなど災害精神医療体制の強化を図ります。(医療保健部 健康推進課)

⑧スプリンクラー設備等の設置に要する費用の助成を行い、共同生活援助事業所等の防災対策の推進を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑨住宅火災発生時における初期消火や避難などの適切な対応が困難な障がい者を被害から守るため、消防本部等と連携をしながら、火災予防の啓発に努めます。(防災対策部 消防・保安課)

⑩事故・災害、急病・負傷等に迅速かつ適切に対応できるよう、社会福祉施設に対して安全対策マニュアル等の具体的な計画の策定を働きかけ、施設のリスクマネジメントの向上を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑪水防法、土砂災害防止法で義務化された、市町地域防災計画で定められた浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や訓練の実施を働きかけます。(県土整備部 防災砂防課、施設災害対策課、子ども・福祉部 障がい福祉課)

⑫大規模災害時において、被災した社会福祉施設等の運営を維持し、要配慮者(高齢者や障がい者、子ども等)の安全な生活を確保するため、三重県広域受援計画に位置づけられた県外からの応援介護職員等を円滑に受け入れ、被災現場へ送り込む体制を整備するとともに、三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWA T)を組織し、被災地からの要請に基づき、要配慮者に対する福祉支援活動を行います。(子ども・福祉部 子ども・福祉総務課)

(2) 防犯対策の推進

- ①非常通報装置・防犯カメラの設置や外構の修繕などの必要な安全対策に要する費用の助成を行い、障害者支援施設等の防犯対策の強化を図ります。(子ども・福祉部 障がい福祉課)
- ②防犯対策の観点から、障害者支援施設等に対し施設における点検項目や防犯マニュアルの作成例などについて情報提供を行います。(子ども・福祉部 障がい福祉課)
- ③「110番アプリシステム」、「ウェブ110番」及び「ファックス110番」の運用により、聴覚や言語に障がいのある人が事件等に遭遇した場合の通報手段を提供するとともに、制度の利用促進を図ります。(警察本部 通信指令課)
- ④県警ホームページに犯罪情報等の防犯に資するコンテンツを掲載するとともに、わかりやすい表現による情報提供に努めます。(警察本部 広聴広報課)

第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画

第1節 地域生活移行・就労支援等に関する目標の設定

障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、2023年度を目標年度として、県内の市町を通ずる広域的な見地から、各市町の障害福祉計画および障害児福祉計画における数値の集計と整合を図りつつ、次のとおり地域生活への移行・就労支援等に関する成果目標を設定します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者について、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等への移行を推進することとし、2023年度末における成果目標を次のとおり設定します。

【成果目標】

項目	前プラン目標 (令和2(2020) 年度)	現状(実績) (令和元(2019) 年度)	目標 (2023年 度)	備考
地域生活移行者数	150人 (対象:平成 28(2016)年度末 時点の施設入所 者)	31人	人	令和元(2019)年度末時点の施設入所者のうち、2023年度末までに地域生活へ移行する者の目標値(全市町の見込み人数の合計)
施設入所者数減少見込	51人 (平成28(2016) 年度末比)	21人	人	減少見込み(令和元(2019)年度末時点の施設入所者ー2023年度末時点の施設入所者)

国の基本指針では、令和元(2019)年度末時点における施設入所者数の6%以上が2023年度末までに地域生活へ移行するとともに、2023年度末の施設入所者数を令和元(2019)年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本としています。

(1) みえ障がい者共生社会づくりプラン(平成30年度～令和2年度)の実績

「地域生活移行者数」は令和元(2019)年度末時点で31人、「施設入所者数減少見込」は令和元(2019)年度末時点で21人となっており、目標を達成するのは困難な状況です。

この要因としては、福祉施設に入所する障がい者の重度化や高齢化が進む中、地域生活を支える体制の整備が十分に進んでいないこと、地域生活への移行に向けて本人や家族の不安を軽減し、関係者の理解を促進するための働きかけや取組が十分ではなかったこと、地域移行支援や地域定着支援に係る相談支援の利用が進まなかったことなどが考えられます。

(2) 目標達成に向けた施策

福祉施設入所者の自己決定を尊重し、自ら選択した地域で安心して暮らすことができるよう、地域社会における生活を支援することがますます重要となっており、日中活動の場や居住の場をはじめとする地域における支援体制の充実を図ることにより、障がい者が重度であっても、地域において安心して生活できる体制を整備するとともに、障がい者を介護する家族の不安の軽減を図ることが必要です。

福祉施設から地域生活への移行に関する成果目標を達成するため、障がい者の地域生活に向けた意欲を喚起するなど地域生活への移行に向けた支援、地域生活への移行を支えるための相談支援の充実および地域で生活できる支援体制の充実などに取り組む必要があります。

このため、県と福祉施設や市町等が地域生活支援拠点等を活用し連携強化を行うとともに、重度の障がい者を受け入れる日中サービス支援型共同生活援助事業所（グループホーム）の整備を推進していきます。

本プランにおいては、「第2章 障がい者施策の総合的推進」-「第3節 安心を実感できる共生社会づくり」-「1 地域生活を支えるサービスの充実」、「2 保健・医療体制等の充実」に取組内容を記載しています。

第2章 障がい者施策の総合的推進

第3節 安心を実感できる共生社会づくり

1 地域生活を支えるサービスの充実

(1) 地域生活への移行、(2) 相談支援の充実、(3) 地域生活支援の充実

2 保健・医療体制等の充実

(3) 医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援、(4) 発達障がい児・者への支援

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めることとし、2023年度末における成果目標を次のとおり設定します。

【成果目標】

項目	前プラン目標 (令和2(2020) 年度)	現状(実績) (令和元 (2019)年度)	目標 (2023年度)	備考
精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数	1,207人	1,527人	人	
精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数	1,066人	1,104人	人	
精神病床における入院後3か月時点の退院率	69%	70%	%	
精神病床における入院後6か月時点の退院率	84%	81%	%	ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して3か月(6か月、1年)以内に退院した者の割合
精神病床における入院後1年時点の退院率	92%	84%	%	
圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置圏域数	9圏域	9圏域	圏域	
市町ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置市町数	29市町	29市町	市町	複数市町による共同設置を含む
精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数	—	278日*	日	*平成28年3月の精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)

国の基本指針では、2023年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)について、国が示した推計式により算定した者の数を目標値として設定することを基本とすることとしています。また、入院中の精神障がい者の退院に関する目標について、2023年度における入院後3か月時点の退院率は69%以上、入院後6か月時点の退院率は86%以上、入院後1年時点の退院率は92%以上とすることを基本とすることとしています。

さらに地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があることから、当該整備状況を評価する指標として、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均に関する目標値を設定することとしています。

(1) みえ障がい者共生社会づくりプラン（平成30年度～令和2年度）の実績

「65歳以上および65歳未満の1年以上の長期入院者数」「入院後6か月時点、1年時点の退院率」については目標を達成するのは困難な状況ですが、「入院後3か月時点の退院率」については、おおむね目標を達成する見込みです。

また「精神障害にも対応した包括ケアシステム協議の場設置数」については、全ての障害保健福祉圏域に設置することができ、目標を達成しました。

(2) 目標達成に向けた施策

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る成果目標を達成するため、入院中の精神障がい者の地域生活への移行に向けた支援、地域で生活できる支援体制の整備、精神障がい者の偏見をなくするための地域住民への啓発などに取り組む必要があります。また、精神科医療機関、保健所、市町等の連携を強化するとともに、支援課題が多様化していることなどから、高齢福祉分野や生活困窮対策分野など、他の施策との連携を強化することが必要です。

本プランにおいては、「第2章 障がい者施策の総合的推進」-「第3節 安心を実感できる共生社会づくり」-「1 地域生活を支えるサービスの充実」、「2 保健・医療体制等の充実」に取組内容を記載しています。

第2章 障がい者施策の総合的推進

第3節 安心を実感できる共生社会づくり

1 地域生活を支えるサービスの充実

(1) 地域生活への移行、(2) 相談支援の充実、(3) 地域生活支援の充実

2 保健・医療体制等の充実

(2) 精神障がい者等への支援、(4) 発達障がい児・者への支援

※啓発については、「第2章 障がい者施策の総合的推進」-「第1節 多様性を認め合う共生社会づくり」-「2 障がいに対する理解の促進」に記載

3 地域生活支援拠点等の整備及びその有する機能の充実

障がい者の地域生活を継続して支援する観点から、地域生活支援拠点等（地域生活への移行、相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入・対応、専門性の確保および地域の体制づくりの機能を集約し、グループホームまたは障害者支援施設に付加した拠点（地域生活支援拠点）または地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制））において、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を行うこととし、2023年度末までにおける成果目標を次のとおり設定します。

【成果目標】

項目	前プラン目標 (令和2(2020) 年度)	現状(実績) (令和元(2019) 年度)	目標 (2023年度)	備考
地域生活支援拠点等が整備された圏域数	9圏域	1圏域	圏域	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数	—	—	回	

国の基本指針では、地域生活支援拠点等について、2023年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とすることとしています。

(1) みえ障がい者共生社会づくりプラン（平成30年度～令和2年度）の実績

地域生活支援拠点等の整備数は、令和元（2019）年度末時点で1圏域のみです。

この要因としては、地域の実情に応じたニーズや課題を共有し、相談、緊急時の受入・対応や専門的な人材の確保など地域生活支援拠点等に必要な機能を担う体制づくりについて、地域における合意形成を図ることに時間を要していることなどが考えられます。

(2) 目標達成に向けた施策

地域生活支援拠点等においては、地域生活への移行、相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入・対応、専門性の確保および地域の体制づくり等の機能を集約し、障がい者の地域生活の支援を行います。このような地域生活支援拠点等の整備にあたっては、それぞれの地域において、障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域のニーズ、サービスの整備状況等、各地域の個別の状況に応じ、必要とされる機能を整備していく必要があります。

本プランにおいては、「第2章 障がい者施策の総合的推進」-「第3節 安心を実感できる共生社会づくり」-「1 地域生活を支えるサービスの充実」、「2 保健・医療体制等の充実」に取組内容を記載しています。

第2章 障がい者施策の総合的推進

第3節 安心を実感できる共生社会づくり

1 地域生活を支えるサービスの充実

(1) 地域生活への移行、(2) 相談支援の充実、(3) 地域生活支援の充実

2 保健・医療体制等の充実

(2) 精神障がい者等への支援、(3) 医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援、(4) 発達障がい児・者への支援

4 福祉施設から一般就労への移行

障がい者の就労を促進する観点から、福祉施設の利用者について、就労移行支援事業等を通じて、一般就労への移行を推進するとともに職場への定着を図ることとし、2023年度末までにおける成果目標等を次のとおり設定します。

【成果目標】

項目	前プラン目標 (令和2(2020) 年度)	現状(実績) (令和元(2019) 年度)	目標 (2023年度)	備考
一般就労移行者数	260人	172人	人	2023年度において、福祉施設を退所し、一般就労する者の数(県内市町の成果目標の合計) ※実績：就労移行等実態調査(厚生労働省)
就労移行支援事業を通じて、一般就労に移行する者の数	—	—	人	
就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行する者の数	—	—	人	
就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行する者の数	—	—	人	
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の率	—	—	%	
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の率	—	—	%	【就労定着率】過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

【当該成果目標に係る「福祉施設」の範囲】

就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)

【活動指標】

項目	数値	備考
就労移行支援事業および就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数	人	2023年度における、就労移行支援事業および就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数
障がい者に対する職業訓練の受講者数	人	2023年度における、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職業訓練の受講者数
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	人	2023年度における、福祉施設利用者のうち、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する者の数
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	人	2023年度における、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する者の数
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援対象者数	人	2023年度における、福祉施設利用者のうち、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、2023年度中に一般就労へ移行する者の目標値については、令和元（2019）年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とすることとしています。また、就労移行支援事業の2023年度中の一般就労への移行実績については、2019年度の1.30倍以上とすることを基本とし、就労継続支援A型事業については2019年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。以下同じ。）に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、2023年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とすることとしています。

（1）みえ障がい者共生社会づくりプラン（平成30年度～令和2年度）の実績

「一般就労移行者数」については令和元（2019）年度172人となっており、目標を達成するのは、困難な状況です。

この要因としては、障がい者の障がい特性やニーズに応じた就労先の確保や職場に定着するために必要な支援が十分ではないこと、また、就労移行支援事業については、標準利用期間が限られていることから、期間内に一般就労への移行が見込まれる障がい者や、利用を希望する障がい者が少ないこと、参入する事業者が大きく増えていないことなどが考えられます。

(2) 目標達成に向けた施策

福祉施設から一般就労への移行に関する成果目標を達成するため、就労系障害福祉サービス事業所における意識向上、障害者就業・生活支援センターの機能強化など福祉施設から一般就労への移行に向けた支援に取り組む必要があります。

また、福祉施設から一般就労への移行に限らず、離職者や特別支援学校卒業生等への就労に向けた支援、障がい者の適性に応じた職場や職域の拡大など、障がい者雇用全般にわたり、障がい福祉、雇用、教育などの関係機関が連携し、総合的に取り組む必要があります。

さらに、共同受注窓口などによる福祉施設の受注の拡大や、優先調達の拡大など、福祉施設における工賃向上に向けた取組を進める必要があります。

本プランにおいては、「第2章 障がい者施策の総合的推進」-「第2節 生きがいを実感できる共生社会づくり」-「2 就労の促進」に取組内容を記載しています。

第2章 障がい者施策の総合的推進

第2節 生きがいを実感できる共生社会づくり

2 就労の促進

(1) 一般就労の促進、(2) 福祉的就労への支援、(3) 多様な就労機会の確保

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備を促進する観点から、2023年度末までにおける成果目標を次のとおり設定します。

【成果目標】

項目	現状 (令和元(2019) 年度)	目標 (2023年度)	備考
児童発達支援センターの設置圏域数	5圏域	圏域	
保育所等訪問支援を利用できる体制が構築された圏域数	7圏域	圏域	
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が確保された圏域数	4圏域	圏域	
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所が確保された圏域数	6圏域	圏域	

国の基本指針では、児童発達支援センターについて、2023年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上設置すること（市町村単独での設置が困難な場合には圏域での設置）、保育所等訪問支援について、2023年度末までに全ての市町村において利用できる体制を構築することを基本とすることとしています。また、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所について、2023年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上確保すること（市町村単独での確保が困難な場合には圏域での確保）を基本とすることとしています。

(1) 目標達成に向けた施策

障がい児支援の提供体制の整備等に関する成果目標を達成するため、ライフステージに応じた途切れのない支援や保健、教育、医療、福祉、就労支援等の関係機関の連携を強化する必要があります。

また、保育所等訪問支援事業の活用などを通じて、障がい児の地域社会への参加・包容の推進に取り組むとともに、特別な支援が必要な障がい児に対する関係分野の支援体制の充実を図る必要があります。

さらに、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行う障害児相談支援の充実に向けた取組を進める必要があります。

本プランにおいては、「第2章 障がい者施策の総合的推進」-「第2節 生きがいを実感できる共生社会づくり」-「1 特別支援教育の充実」および、「第3節 安心を実感できる共生社会づくり」-「1 地域生活を支えるサービスの充実」、「2 保健・医療体制等の充実」に取組内容を記載しています。

第2章 障がい者施策の総合的推進

第2節 生きがいを実感できる共生社会づくり

1 特別支援教育の充実

(1) 指導・支援の充実、(2) 専門性の向上、(3) 教育環境の充実

第3節 安心を実感できる共生社会づくり

1 地域生活を支えるサービスの充実

(2) 相談支援の充実

2 保健・医療体制等の充実

(1) 障がいの早期発見と対応、(3) 医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援、(4) 発達障がい児・者への支援

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供する観点から、障害福祉サービス等の質を向上させる体制を構築することとし、2023年度末までにおける成果目標等を次のとおり設定します。

【成果目標】

項目	現状 (令和元 (2019)年度)	目標 (2023年度)	備考
指導監査の結果を関係自治体と共有する場の開催回数	—	回	

【活動指標】

項目	値	備考
県が実施する指導監査の結果を関係自治体と共有する体制の有無		【指導監査】指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査
県が実施する指導監査の結果を関係自治体と共有する回数		【指導監査】指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査

国の基本指針では、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、2023年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とするとしています。

(1) 目標達成に向けた施策

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する成果目標を達成するため、障害者総合支援法や児童福祉法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていく必要があります。

本プランにおいては、「第2章 障がい者施策の総合的推進」-「第3節 安心を実感できる共生社会づくり」-「1 地域生活を支えるサービスの充実」に取組内容を記載しています。

第2章 障がい者施策の総合的推進
 第3節 安心を実感できる共生社会づくり
 1 地域生活を支えるサービスの充実
 (1) 地域生活への移行

第2節 障がい者支援のための体制整備

本プランの基本理念である共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービス等の支援により、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本的な考え方として、障がい者支援の体制整備を図ります。

また、障害福祉サービス等による支援を通じて、第1節で掲げた福祉施設から地域生活への移行等の成果目標を実現できるよう、必要なサービスの提供体制の整備を図ります。

1 障害福祉サービスの体制整備

(1) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

県内の全ての地域において、必要な訪問系サービスが提供されるとともに、希望する障がい者に日中活動系サービスが提供される体制の確保を図ります。

また、地域における居住の場として、グループホームの充実を図るとともに、障害福祉サービスにおける自立支援や訓練等により、福祉施設から地域生活への移行を進めます。

さらに、これらの訪問系サービス、日中活動系サービスや居住系サービスの提供により、障がい者の地域生活を支援するとともに、その支援を強化するため、地域生活支援拠点等の整備を図ります。

加えて、就労系障害福祉サービス事業所においては、障がい者の福祉施設から一般就労への移行・定着を進めるとともに、事業所における雇用の場の拡大を図ります。

このような基本的な考え方をふまえ、それぞれの地域における障害福祉サービスをはじめとする地域資源の実情に応じて、障害福祉サービスの提供体制の確保を図ります。

(2) 各年度における必要量（活動指標）の見込み

本プランでは、県内全ての市町障害福祉計画等の数値を障害保健福祉圏域ごとに集計し、令和3（2021）年度から2023年度までの各年度における指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み（以下、「活動指標」という。）を定めます。

なお、参考として、令和3（2021）年1月時点の事業所数および令和2（2020）年10月のサービス実績（出典 国民健康保険団体連合会データ）を併記します。

活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。（単位の考え方は、「2 相談支援の体制整備」、「3 障がい児支援のための体制整備」においても同じです。）

「時間分」…月間のサービス提供時間

「人日分」…「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

「人分」…月間の利用人数

① 指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み

種類	事業所の現状 (令和3 (2021)年1月 1日現在)	サービス量 実績(令和2 (2020)年 10月分)	令和3 (2021)年 度	2022年度	2023年度
訪問系サービス					
居宅介護、重度 訪問介護、同行 援護、行動援 護、重度障害者 等包括支援	事業所数 か所	時間	時間	時間	時間
		人	人	人	人
日中活動系サービス					
生活介護	事業所数 か所	人日分	人日分	人日分	人日分
	定員 人	人	人	人	人
自立訓練 (機能訓練)	事業所数 か所	人日分	人日分	人日分	人日分
	定員 人	人	人	人	人
自立訓練 (生活訓練)	事業所数 か所	人日分	人日分	人日分	人日分
	定員 人	人	人	人	人
就労移行支援	事業所数 か所	人日分	人日分	人日分	人日分
	定員 人	人	人	人	人
就労継続支援 (A型)	事業所数 か所	人日分	人日分	人日分	人日分
	定員 人	人	人	人	人
就労継続支援 (B型)	事業所数 か所	人日分	人日分	人日分	人日分
	定員 人	人	人	人	人
就労定着支援	事業所数 か所	人	人	人	人
	定員 人				
療養介護	事業所数 か所	人	人	人	人
	定員 人				
短期入所 (福祉型)	事業所数 か所	人日分	人日分	人日分	人日分
	定員 人		人	人	人
短期入所 (医療型)	事業所数 か所	人	人日分	人日分	人日分
	定員 人		人	人	人
居住系サービス					
自立生活援助	事業所数 か所	人	人	人	人
	定員 人				
共同生活援助	事業所数 か所	人	人	人	人
	定員 人				
施設入所支援	事業所数 か所	人	人	人	人
	定員 人				

(3) 障害福祉サービスに係る見込量（活動指標）確保のための施策

障がい者が必要とする障害福祉サービスを、障がい者が選択した地域において提供できるように設定した障害福祉サービスの見込量の確保を図るためには、県と市町が（自立支援）協議会等を通じ、連携を図るとともに、それぞれの役割に応じた取組を進める必要があります。このため、地域の（自立支援）協議会において、障害福祉サ

ービスに係る活動指標の進捗状況の確認や障害福祉サービスの運営における課題対応など、障害福祉計画のPDCAサイクルの確立を図るとともに、多様な事業者の参入を促進するなど地域の実情に応じた取組が展開されるよう、運営を支援します。

また、地域（自立支援）協議会などから具体的課題を抽出し、その課題について、県障害者自立支援協議会において対応の検討や評価を行うことにより、取組の水平展開や制度化を図ります。

さらに、サービス提供が可能な事業所が限られている、重症心身障がいや遷延性意識障がいの状態を含む医療的ケアを必要とする障がい児・者や強度行動障がいや発達障がいのある人に対する障害福祉サービスについては、制度等の周知を継続しつつ、障害福祉サービスを提供する事業所の拡充を図ります。

加えて、障害保健福祉圏域の活動指標と実績および、地域におけるサービスの提供体制等を考慮し、障害福祉サービス事業所の施設整備を促進します。

これらの取組などにより、障害福祉サービスの量の確保を図るとともに、障がい者に適切な障害福祉サービスが提供されるよう、事業所等への指導・助言により、サービスの質を確保します。

2 相談支援の体制整備

(1) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい者等が、地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保を図るとともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

障害福祉サービスの利用にあたって作成されるサービス等利用計画については、支給決定に先立ち必ず作成される体制を確保する必要があります。

また、個別のサービス等利用計画の作成にあたっては、利用者の状態像や希望を勘案し、連続性および一貫性を持った障害福祉サービス等が提供されるよう総合的な調整を行うとともに、利用者の生活状況を定期的に確認の上、必要に応じた見直しを行う必要があるため、このような質を担保した上で、利用者数の増加等に対応し、サービス等利用計画を作成する体制を確保する必要があります。

地域移行支援については、障害者支援施設や精神科病院から地域生活に移行する障がい者等に、必要なサービスを提供できるよう、地域生活への移行者数に係る成果目標等を勘案し、計画的にサービスの提供体制を確保する必要があります。

さらに、地域生活へ移行した後の定着を図るとともに、現に地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるよう、地域定着支援に係るサービスの提供体制を充実する必要があります。

発達障がい者等に対する支援については、発達障がいの症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが重要であり、また、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者の連携の下、障がい者の状況に応じた必要な支援が切れ目なく行われるよう、支援体制の整備を図る必要があります。

このような基本的な考え方および、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの設置状況等をふまえ、（自立支援）協議会等における地域の相談支援機関の連携のもと、地域の実情に応じ、相談支援の提供体制の確保を図ります。

(2) 各年度における必要量（活動指標）の見込み

① 指定計画相談支援および指定地域相談支援の種類ごとの必要量の見込み

種類	事業所の現状 (令和3 (2021)年1月 1日現在)	サービス量 実績(令和2 (2020)年 10月分)	令和3 (2021)年 度	2022年度	2023年度
計画相談支援	事業所数 1か所	1人	1人	1人	1人
地域移行支援	事業所数 1か所	1人	1人	1人	1人
地域定着支援	事業所数 1か所	1人	1人	1人	1人

② 発達障がい者等に対する支援の見込み

項目	現状(令和元 (2019)年度)	令和3 (2021)年度	2022年度	2023年度
発達障害者支援地域協議会の開催回数	回	回	回	回
発達障害者支援センターによる相談件数	件	件	件	件
発達障害者支援センターおよび発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	件	件	件	件
発達障害者支援センターおよび発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	件	件	件	件

(3) 相談支援に係る見込量(活動指標)確保のための施策

計画相談支援および地域相談支援は、障害福祉サービスの適切な利用を支えるとともに、障がい者の各種ニーズへの的確な対応が求められるなど、障がい者支援において、基本的かつ重要な役割を担うこととなります。

また、計画相談支援を提供する特定相談支援事業所は、市町において事業所の指定を行うことから、市町との連携を密に、必要な相談支援体制を確保する必要があります。

このようなことから、地域の(自立支援)協議会において、関係機関との有機的な連携を図りながら、相談支援の提供体制を含む障がい者等への支援の体制の整備を図ることができるよう、その運営を支援します。

特に、障がい者のニーズに応じ、障害福祉サービス等の利用に係る総合的な調整の役割を担う計画相談支援については、その提供体制の確保にとどまらず、質の向上を図る必要があることから、(自立支援)協議会の活性化を通じて、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の確立を促進します。

さらに、障害者支援施設等からの地域生活への移行を支えるとともに、地域生活を継続する役割を担う地域相談支援については、地域生活への移行や、地域生活支援体制の強化を図るための取組を通じ、利用促進を図ります。

発達障がい者等に対する支援については、地域における発達障がい者等への支援体制に関する課題の共有、関係機関の連携強化に向けた協議等を進めるため、発達障害者支援地域協議会を適切に開催します。

また、自閉症等の発達障がい者等に対する個々の障がいに応じた相談支援を行う拠点である自閉症・発達障害支援センターに発達障害者地域支援マネジャーを配置し、専門性のさらなる向上と地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化を図ります。

3 障がい児支援のための体制整備

(1) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい児については、子ども・子育て支援法第2条第2項において、「子ども・子育て支援の内容および水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていることおよび、同法に基づく教育、保育等の利用状況をふまえ、居宅介護や短期入所等の障がい児が利用できる障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援を確保することが必要です。

また、共生社会の形成を促進する観点から、教育、保育等とも連携を図った上で、障がい児およびその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで、途切れのない、効果的な支援を、身近な地域で提供する体制の構築が重要です。

近年増加している医療的ケア児・者や重症心身障がい児・者については、身近な地域で適切な支援を受けられるよう、ニーズ等の検討を行うとともに、短期入所等の支援体制を拡充することが必要です。

このような基本的な考え方および、それぞれの地域における障害福祉サービスをはじめとする地域資源の実情に応じ、障がい児支援の提供体制の確保を図ります。

(2) 各年度における必要量（活動指標）の見込み

① 指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み

種類	事業所の現状(令和3(2021)年1月1日現在)	サービス量実績(令和2(2020)年10月分)	令和3(2021)年度	2022年度	2023年度
児童発達支援	事業所数 箇所	人日分	人日分	人日分	人日分
	定員 人	人	人	人	人
放課後等デイサービス	事業所数 箇所	人日分	人日分	人日分	人日分
	定員 人	人	人	人	人
保育所等訪問支援	事業所数 箇所	人日分	人日分	人日分	人日分
		人	人	人	人
医療型児童発達支援	事業所数 箇所	人日分	人日分	人日分	人日分
	定員 人	人	人	人	人
居宅訪問型児童発達支援	事業所数 箇所	人日分	人日分	人日分	人日分
	定員 人	人	人	人	人
福祉型障害児入所施設	事業所数 箇所	人	人	人	人
医療型障害児入所施設	事業所数 箇所	人	人	人	人
障害児相談支援	事業所数 箇所	人	人	人	人
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	人	人	人	人

(3) 障がい児支援に係る見込量（活動指標）確保のための施策

障がい児に対し身近な地域でそのニーズに応じた必要な支援が提供できるよう、障害児通所支援等の障がい児支援サービスの見込量の確保を図るためには、県、市町、関係機関が（自立支援）協議会等を通じ、地域において連携した支援体制の整備を図る必要があります。

市町や障害保健福祉圏域単位における障がい児支援の中核となる機能の強化を図るため、地域の（自立支援）協議会等において、児童発達支援、障害児相談支援および保育所等訪問支援などの障害児通所支援を総合的に提供する施設の設置に向け、地域の実情に応じた検討が促進されるよう、その運営を支援します。

また、障害児入所施設について、入所した時点から退所後の地域生活を見据えた支援が行えるよう、児童相談所、障害児入所施設、市町等の関係機関が連携し、それぞれの役割に応じた途切れのない支援が提供される体制づくりを進めます。

さらに、県立子ども心身発達医療センターにおいて、重症心身障がい児等を対象に、児童発達支援、生活介護等の児童福祉法および障害者総合支援法に基づくサービスを提供します。

加えて、基幹相談支援センターや（自立支援）協議会等を中心とした関係機関のネットワークを構築し、障害児相談支援の充実を図ります。

また、子どもの周囲の「気づき」の段階から、ライフステージに応じた途切れのない支援や関係機関のスムーズな連携による支援が適切に提供できるよう、地域における保健、医療、保育、教育、福祉、就労支援等の関係機関の連携強化を図ります。

このほか、医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援が適切に提供されるよう、各障害保健福祉圏域またはこれらをまとめて構築された県内4つのネットワークを中心に、市町や福祉、医療、保健、保育、教育など地域における関係機関の連携強化を図り、支援者からの相談に応じ地域づくりも担うスーパーバイズチームを各ネットワークに配置するとともに、関連分野における支援の利用を調整するコーディネーターを養成し、総合的な支援の提供体制の構築を促進します。

これらの取組などにより、障がい児への支援に係るサービスの量の確保を図るとともに、障がい児に適切なサービスが提供されるよう、事業所等への指導・助言により、サービスの質を確保します。

4 各年度の指定障害者支援施設および指定障害児入所施設の必要入所定員総数

2023年度までの各年度における指定障害者支援施設および指定障害児入所施設の必要入所定員総数について、次のとおり設定します。

種類	現状(令和3 (2021)年1月 1日現在)	令和3(2021) 年度	2022年度	2023年度
指定障害者支援施設	人	人	人	人
指定障害児入所施設	人	人	人	人

5 地域生活支援事業の実施

(1) 県が実施する地域生活支援事業の実施に関する基本的考え方

地域生活支援事業は、障がい児・者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により、実施できる事業です。また、地域生活支援事業は、市町および県において行う事業であり、それぞれ障害者総合支援法において実施しなければならない具体的な事業（以下、「必須事業」という。）が規定されていますが、これに限らず、市町および県の判断により、必要な事業を実施することが可能とされています。

県においては、必須事業を中心に、専門的、広域的な対応が必要な事業を実施します。

(2) 実施する事業の内容および各年度における量の見込み

① 専門性の高い相談支援事業

ア) 発達障害者支援センター運営事業

発達障がいのある人またはその家族などに対して、相談支援、発達支援、就労支援および情報提供を総合的に行う拠点として、自閉症・発達障害支援センターを設置・運営します。

県内2か所の自閉症・発達障害支援センターにおいて、専門的な相談・支援を行うとともに、地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化のための体制づくりに取り組めます。

イ) 障害者就業・生活支援センター事業

職業生活における自立を図るため、就業およびこれに伴う日常生活、または社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行う拠点として、障害者就業・生活支援センターを、障害保健福祉圏域ごとに設置・運営します。

障害者就業・生活支援センターにおいては、障がい者の適性に応じた就労支援を行うため、就労に向けたアセスメントを充実させるとともに、就労先の開拓や就労定着に向けた支援の促進に取り組めます。

ウ) 高次脳機能障がい支援普及事業

高次脳機能障がい支援普及事業は、高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障がいの正しい理解を促進するための普及・啓発事業、支援手法等に関する研修等を行い、支援体制の確立を図ることを目的とする事業です。

三重県身体障害者総合福祉センターにおいて、広域的な専門相談支援を実施する

とともに、地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化のための体制づくりに取り組めます。

事業名	項目	現状(令和元(2019)年度)	令和3(2021)年度	2022年度	2023年度
発達障害者支援センター運営事業	実施か所数	か所	か所	か所	か所
障害者就業・生活支援センター事業	実施か所数	か所	か所	か所	か所
高次脳機能障がい支援普及事業	実施か所数	か所	か所	か所	か所

② 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

ア) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

身体障がい者福祉の概要や手話通訳または要約筆記の役割・責務等について理解するとともに、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術および基本技術を習得した手話通訳者ならびに要約筆記に必要な要約技術および基本技術を習得した要約筆記者を養成します。

イ) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。

事業名	項目	現状(令和元(2019)年度)	令和3(2021)年度	2022年度	2023年度
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	受講者総数	人	人	人	人
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	受講者総数	人	人	人	人

③ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

ア) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がいのある人の自立と社会参加を図るため、複数市町の住民が参加する障がい者団体等の会議、研修、講演または講義等に、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。

さらに、市町域または都道府県域を超えた広域的な派遣を円滑に実施するため、市町間では派遣調整ができない場合に、市町間の連絡調整を行います。

イ) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションおよび移動等支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

事業名	項目	現状(令和元(2019)年度)	令和3(2021)年度	2022年度	2023年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み件数	件	件	件	件
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	実利用見込み件数	件	件	件	件

④ 広域的な支援事業

ア) 相談支援体制整備事業

a) スーパーバイザー

地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的としたスーパーバイザーを配置します。

イ) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

a) 地域生活支援広域調整会議等事業

障害保健福祉圏域ごとに、精神障がい者地域移行・地域定着推進協議会等を設置し、会議において、長期入院精神障がい者の地域生活への移行状況の情報共有を行うとともに、地域生活への移行における課題や解決策の検討等を行うことにより、精神障がい者の支援体制を整備します。

b) 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業

長期入院精神障がい者の退院に向けた意欲を喚起するため、病院スタッフの地域生活への移行に関する理解を促進するとともに、長期入院精神障がい者と、ピアサポーター等との交流の機会を確保するなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。

c) DPAT（災害派遣精神医療チーム）体制整備事業

大規模災害発生時等の緊急時において、専門的なこころのケアに関する対応が円滑に行われるよう、DPAT（災害派遣精神医療チーム）の運営、災害拠点精神科病院の設置等について、関係機関や関係団体と協議を行うことにより、支援体制の強化を進めます。

ウ) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する発達障害者支援地域協議会を開催し、課題の共有、連携の強化等に向けた協議を行うことにより、発達障がい者への支援体制の整備を進めます。

事業名	項目	現状(令和元 (2019)年度)	令和3 (2021)年度	2022年度	2023年度
相談支援体制整備事業 (スーパーバイザー)	配置人数	人	人	人	人
地域生活支援広域調整 会議等事業	協議会の開 催回数	回	回	回	回
地域移行・地域定着支 援事業	実ピアサポ ーター人数	人	人	人	人
DPAT(災害派遣精神医 療チーム)体制整備事 業	運営委員会 の開催回数	回	回	回	回
発達障害者支援地域協 議会による体制整備事 業	協議会の開 催回数	回	回	回	回

⑤ サービス・相談支援者、指導者育成事業

ア) 障害支援区分認定調査員等研修事業

全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障がい者給付等の事務が行われるよう、障害支援区分認定調査員・審査会委員に対する研修を実施し、調査員等の養成や資質の向上を図ります。

イ) 相談支援従事者研修事業

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するため、必要なサービス利用や生活全般への支援に関するサービス等利用計画を作成する相談支援専門員を養成します。さらに、専門コース別研修により相談支援に従事する者の資質の向上を図ります。

ウ) サービス管理責任者等研修事業

事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置されるサービス管理責任者および児童発達支援管理責任者を養成します。

エ) 強度行動障害支援者養成研修事業

著しい行動障がいがある人に対して、障害福祉サービス事業所において、適切な支援が行えるよう、専門的な知識と技術を有する支援者を養成します。

オ) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業

身体障害者相談員および知的障害者相談員を対象に研修会を行い、相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図ります。

カ) 精神障害関係従事者養成研修事業

こころの健康センター等において、精神障がい者の地域生活への移行および地域生活の継続に向けた支援体制を確保するため、支援に従事する者を対象とした研修を実施します。

事業名	項目	現状(令和元(2019)年度)	令和3(2021)年度	2022年度	2023年度
障害支援区分認定調査員等研修事業	実施回数	回	回	回	回
	受講者数	人	人	人	人
相談支援従事者研修事業	実施回数	回	回	回	回
	受講者数	人	人	人	人
サービス管理責任者研修事業	実施回数	回	回	回	回
	受講者数	人	人	人	人
強度行動障害支援者養成研修事業	実施回数	回	回	回	回
	受講者数	人	人	人	人
身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業	実施回数	回	回	回	回
精神障害関係従事者養成研修事業	実施回数	回	回	回	回
	受講者数	人	人	人	人

⑥ その他障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業

ア) 社会参加支援事業

a) 障害者社会参加推進センター運営事業

障がい者等の社会参加を推進する障害者社会参加推進センターを設置、運営し、生活訓練、スポーツ教室等の事業を実施します。

b) 身体障害者補助犬育成事業

身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を必要とする方に対して、補助犬の育成に要する費用を助成し、社会参加を支援します。

c) 奉仕員養成研修事業

点訳または朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員および朗読奉仕員を養成します。

イ) 権利擁護支援

a) 障害者虐待防止対策支援事業

障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者または関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。

また、障がい者虐待防止及び障がい者の権利擁護の徹底を目的として、市町障がい者虐待防止担当職員、虐待防止センター職員及び障害福祉サービス事業所等のサービス管理責任者等に対する研修を開催します。

事業名	項目	現状(令和元 (2019)年度)	令和3 (2021)年度	2022年度	2023年度
障害者社会参加 推進センター運 営事業	設置か所数	か所	か所	か所	か所
身体障害者補助 犬育成事業	訓練頭数	頭	頭	頭	頭
奉仕員養成研修 事業	受講者総数	人	人	人	人
障害者虐待防 止・権利擁護研 修	開催回数	回	回	回	回

(3) 各事業の見込量(活動指標)確保のための施策

地域生活支援事業については、市町において、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により、必須事業に限らず、それぞれの市町の判断により実施されているところです。

一方で、総合的に、障がい者への支援を行う上で、地域資源の状況を考慮し、必要と考えられる事業が不足している地域もあります。

このようなことから、県において、専門的、広域的な対応が必要な事業を実施するとともに、市町における事業が適正かつ円滑に実施されるよう市町への支援および、基盤整備に関する広域的な調整等を図ります。

具体的には、必須事業未実施の市町について、それぞれの市町の特徴に配慮した上で、実施に向けた働きかけを行います。

また、地域の(自立支援)協議会において、県内に配置したスーパーバイザー等が助言を行うことなどにより、基幹相談支援センター等地域の関係機関とのネットワークの構築や広域的な課題解決に向けた体制の整備を図ります。

6 人材の確保および資質の向上ならびにサービスの質の向上のために講ずる措置

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等および、児童福祉法に基づく障がい児支援のためのサービスの提供にあたっては、障がい者の自立と社会参加の実現を図るとともに、障がい者のニーズに応じたサービスを提供する必要があります。このようなサービスを提供するためには、継続的に、サービスを提供する人材の確保や資質の向上とともに、サービスの質の向上に取り組む必要があります。

このようなことから、サービス提供に係る人材の研修および、事業者に対する第三者の評価の実施により、サービスを提供する人材の確保および資質の向上ならびにサービスの質の向上を図ります。

(1) サービス提供に係る人材の研修

サービス提供に係る人材の資質の向上のため、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づき、相談支援における理念の浸透や、障がい当事者をはじめとする関係者による人材育成システムの構築により、人材の段階的な資質の向上を図るとともに、地域の支援体制の充実・強化を図る人材を育成します。

(2) 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

福祉サービスの質の向上を図るための「みえ福祉第三者評価」について、全国的な推進組織である全国社会福祉協議会などと連携を図りながら事業運営を行うとともに、福祉事業者等が中・長期的な展望で福祉サービスの質の向上に取り組むことができるよう、意識の醸成を図ります。

また、障がい者が個別のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が図られるよう、障害福祉サービス等情報公表制度について、普及啓発を進めます。

7 関係機関との連携に関する事項

「第1節 地域生活移行・就労支援等に関する目標の設定」に掲げた成果目標を達成するためには、障がい福祉分野の取組に限らず、医療、教育、雇用等の分野を含めた総合的な取組が重要です。

地域生活への移行の成果目標の達成に向けては、地域生活を支える取組として必要となる、発達障がい・行動障がいのある障がい者や医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援において、それぞれの関係機関と連携した取組が必要です。

また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の成果目標の達成に向けては、保健、医療関係者等と連携した取組が必要です。

さらに、福祉施設から一般就労への移行の成果目標の達成に向けては、教育機関、公共職業安定所をはじめとする関係機関と連携した取組が必要です。

加えて、障がい児支援の提供体制の整備等の成果目標の達成に向けては、ライフステージに応じた途切れのない支援や関係機関のスムーズな連携による支援を適切に

提供できるよう、保健、医療、保育、教育、福祉、就労支援等の関係機関と連携した取組が必要です。

このようなことから、関係機関による効果的な連携を図るため、関係機関が参加する地域の（自立支援）協議会の運営を支援するとともに、それぞれの課題に応じ、課題解決のために必要な関係機関と連携した総合的な取組を進めます。

8 その他自立支援給付および地域生活支援事業ならびに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

（１）障がい者等に対する虐待の防止

障がい者虐待の未然防止と適切な対応を行うため、有識者等で構成される専門家チームや関係機関と連携しながら、市町への支援や事業所への指導・支援を行います。

第２章-「第１節 多様性を認め合う共生社会づくり」-「１ 権利の擁護」-「（２）虐待防止に対する取組の強化」等において取組について記載しています。

（２）意思決定支援の促進

意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、関係者に対する普及に努めます。

第２章-「第３節 安心を実感できる共生社会づくり」-「１ 地域生活を支えるサービスの充実」-「（４）福祉人材の育成・確保」等において取組について記載しています。

（３）障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、相談窓口における対応、三重県障がい者差別解消支援協議会での相談事例の検証や合理的配慮に関する好事例についての情報共有、啓発活動等に取り組みます。

第２章-「第１節 多様性を認め合う共生社会づくり」-「１ 権利の擁護」-「（１）権利擁護のための体制の充実」等において取組について記載しています。

（４）障害福祉サービス等および障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

利用者の安全・安心の確保を図るため、事業所における防災対策や防犯対策の推進に取り組みます。

第２章-「第３節 安心を実感できる共生社会づくり」-「３ 防災・防犯対策の充実」等において取組について記載しています。

【県における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な活動指標一覧表】

(活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだもの)

種類	事業所の現状 (令和3(2021)年 1月1日現在)	サービス量実績 (令和2(2020)年 10月分)	令和3(2021) 年度	2022年度	2023年度
訪問系サービス					
居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、重度 障害者等包括支援	事業所数 か所	時間	時間	時間	時間
		人	人	人	人
日中活動系サービス					
生活介護	事業所数	か所	人日分	人日分	人日分
	定員	人	人	人	人
自立訓練 (機能訓練)	事業所数	か所	人日分	人日分	人日分
	定員	人	人	人	人
自立訓練 (生活訓練)	事業所数	か所	人日分	人日分	人日分
	定員	人	人	人	人
就労移行支援	事業所数	か所	人日分	人日分	人日分
	定員	人	人	人	人
就労継続支援 (A型)	事業所数	か所	人日分	人日分	人日分
	定員	人	人	人	人
就労継続支援 (B型)	事業所数	か所	人日分	人日分	人日分
	定員	人	人	人	人
就労定着支援	事業所数	か所	人	人	人
	定員	人	人	人	人
療養介護	事業所数	か所	人	人	人
	定員	人	人	人	人
短期入所 (福祉型)	事業所数	か所	人日分	人日分	人日分
	定員	人	人	人	人
短期入所 (医療型)	事業所数	か所	(福祉型に含む)	人日分	人日分
	定員	人		人	人
居住系サービス					
自立生活援助	事業所数	か所	人	人	人
	定員	人	人	人	人
共同生活援助	事業所数	か所	人	人	人
	定員	人	人	人	人
施設入所支援	事業所数	か所	人	人	人
	定員	人	人	人	人
相談支援					
計画相談支援	事業所数	か所	人	人	人
地域移行支援	事業所数	か所	人	人	人
地域定着支援	事業所数	か所	人	人	人
障がい児支援のためのサービス					
児童発達支援	事業所数	か所	人日分	人日分	人日分
	定員	人	人	人	人
放課後等デイサービス	事業所数	か所	人日分	人日分	人日分
	定員	人	人	人	人
保育所等訪問支援	事業所数	か所	人日分	人日分	人日分
	定員	人	人	人	人
医療型児童発達支援	事業所数	か所	人日分	人日分	人日分
	定員	人	人	人	人
居宅訪問型児童発達支援	事業所数	か所	人日分	人日分	人日分
	定員	人	人	人	人
福祉型障害児入所施設	事業所数	か所	人	人	人
医療型障害児入所施設	事業所数	か所	人	人	人
障害児相談支援	事業所数	か所	人	人	人
医療的ケア児に対する関連 分野の支援を調整するコー ディネーターの配置人数		人	人	人	人

第3節 障害保健福祉圏域別計画

■サービス量（活動指標）の見込みを定める単位となる区域の設定

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス、指定地域相談支援および指定計画相談支援ならびに児童福祉法に基づく指定通所支援および指定障害児相談支援の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域については、障がい児・者の生活圏、地理的条件等を勘案し、県内を9つの区域に分けた障害保健福祉圏域と同一の区域とします。

障害保健福祉圏域	市町
桑名員弁	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
四日市	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿・亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪多気	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市、志摩市、鳥羽市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	伊賀市、名張市
紀北	尾鷲市、紀北町
紀南	熊野市、御浜町、紀宝町

1 障害保健福祉圏域プラン

(1) 障害保健福祉圏域の現状

●障害保健福祉圏域構成市町：

●障害保健福祉圏域人口： 人（県全体に占める割合 %）

●面積： k㎡（県全体に占める割合 %）

(2) 障害保健福祉圏域における障がい者の状況

項目	人数
身体障害者手帳所持者（令和2（2020）年4月1日現在）	人
療育手帳所持者（令和2（2020）年4月1日現在）	人
精神障害者保健福祉手帳所持者（令和2（2020）年3月31日現在）	人

(3) 障害保健福祉圏域における2023年度の成果目標

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標
地域生活移行者数	人
施設入所者数減少見込	人

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	か所

③ 地域生活支援拠点等の整備及びその有する機能の充実

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	か所
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数	回

④ 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標
福祉施設から一般就労への移行者数	人
就労移行支援事業を通じて、一般就労に移行する者の数	人
就労継続支援A型事業を通じて、一般就労に移行する者の数	人
就労継続支援B型事業を通じて、一般就労に移行する者の数	人
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の率	%
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の率	%

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	目標
児童発達支援センターの設置	か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	か所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	か所

(4) 障害保健福祉圏域における指定障害福祉サービス等の活動指標の見込み
(活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだもの)

種類	事業所の現状 (令和3(2021)年 1月1日現在)	サービス量実績 (令和2(2020)年 10月分)	令和3(2021) 年度	2022年度	2023年度	
訪問系サービス						
居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、重度 障害者等包括支援	事業所数 か所	時間	時間	時間	時間	
		人	人	人	人	
日中活動系サービス						
生活介護	事業所数	か所	人日分	人日分	人日分	人日分
	定員	人	人	人	人	人
自立訓練 (機能訓練)	事業所数	か所	人日分	人日分	人日分	人日分
	定員	人	人	人	人	人
自立訓練 (生活訓練)	事業所数	か所	人日分	人日分	人日分	人日分
	定員	人	人	人	人	人
就労移行支援	事業所数	か所	人日分	人日分	人日分	人日分
	定員	人	人	人	人	人
就労継続支援 (A型)	事業所数	か所	人日分	人日分	人日分	人日分
	定員	人	人	人	人	人
就労継続支援 (B型)	事業所数	か所	人日分	人日分	人日分	人日分
	定員	人	人	人	人	人
就労定着支援	事業所数	か所	人	人	人	人
	定員	人	人	人	人	人
療養介護	事業所数	か所	人	人	人	人
	定員	人	人	人	人	人
短期入所 (福祉型)	事業所数	か所	人日分	人日分	人日分	人日分
	定員	人	人	人	人	人
短期入所 (医療型)	事業所数	か所	(福祉型に含む)	人日分	人日分	人日分
	定員	人		人	人	人
居住系サービス						
自立生活援助	事業所数	か所	人	人	人	人
	定員	人	人	人	人	人
共同生活援助	事業所数	か所	人	人	人	人
	定員	人	人	人	人	人
施設入所支援	事業所数	か所	人	人	人	人
	定員	人	人	人	人	人
相談支援						
計画相談支援	事業所数	か所	人	人	人	人
地域移行支援	事業所数	か所	人	人	人	人
地域定着支援	事業所数	か所	人	人	人	人
障がい児支援のためのサービス						
児童発達支援	事業所数	か所	人日分	人日分	人日分	人日分
	定員	人	人	人	人	人
放課後等デイサービス	事業所数	か所	人日分	人日分	人日分	人日分
	定員	人	人	人	人	人
保育所等訪問支援	事業所数	か所	人日分	人日分	人日分	人日分
医療型児童発達支援	事業所数	か所	人日分	人日分	人日分	人日分
	定員	人	人	人	人	人
居宅訪問型児童発達支 援	事業所数	か所	人日分	人日分	人日分	人日分
	定員	人	人	人	人	人
障害児相談支援	事業所数	か所	人	人	人	人
医療的ケア児に対する関連 分野の支援を調整するコー ディネーターの配置人数	人	人	人	人	人	人

(5) 障害保健福祉圏域における課題と今後の取組

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

【課題】

【今後の取組】

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【課題】

【今後の取組】

③ 地域生活支援拠点等の整備及びその有する機能の充実

【課題】

【今後の取組】

④ 福祉施設から一般就労への移行

【課題】

【今後の取組】

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

【課題】

【今後の取組】

⑥ 相談支援の提供体制

【課題】

【今後の取組】

第4章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」という基本理念を実現するため、さまざまな主体との「協創」により計画を推進します。

1 県における推進体制

本計画に基づく障がい者支援施策を着実に推進するため、三重県障がい者支援施策総合推進会議において、福祉、医療、労働、教育などそれぞれの分野が協議・連携し、施策を総合的に推進します。

2 県民力による「協創」

本計画を推進するため、県、市町、団体、県民等が、それぞれの役割を果たし、協創により、共生社会を実現する必要があります。

(1) 県の役割

県は、市町で行うことが困難な広域的・専門的な事業の実施や、市町への助言・指導などを行います。また、積極的に情報提供を行うなど、共生社会に向けた意識啓発を行います。さらに、県域を超える広域的な課題について、国や地方自治体との緊密な連携を図ります。

(2) 市町の役割

市町は、県民に最も身近な立場から、ニーズを的確に把握し、地域生活を支える基礎的でニーズにあったきめ細かいサービスを提供することが求められています。そのため、福祉、医療、労働、教育、住宅などそれぞれの分野の連携による障がい者施策の計画づくりやその推進などが求められています。

(3) 団体の役割

社会福祉法人等の福祉や医療に関する各種団体のほか、企業等が積極的に参加し、地域を支えることが期待されています。また、さまざまなサービス提供を実施する

団体については、多様で質の高いサービス提供が求められています。さらに、当事者団体等については、利用者のニーズにあったサービス提供のための連携が期待されます。

(4) 県民の役割

共生社会の実現の主役は、そこに住み地域をよく知っている県民一人ひとりです。福祉サービスの利用者であり担い手でもある県民一人ひとりの声やニーズ、行動がその地域の共生社会を実現します。県民一人ひとりが自ら力を発揮する機会を見いだし、主体的に共生社会づくりに参画することが期待されます。

第2節 計画の進行管理（PDCA サイクル）

本計画を着実に実施していくため、各施策の進捗状況を把握するなど、適切な進行管理を行います。

1 計画（Plan）

本計画により、県の障がい者施策の基本的方向を定めます。

策定にあたっては、「障害者基本法」に基づく三重県障害者施策推進協議会や、「障害者総合支援法」に基づく三重県障害者自立支援協議会で意見を聴くとともに、県議会の常任委員会での審議やパブリックコメントの実施により、いただいた意見を計画に反映します。

2 実行（Do）

本計画に基づき、具体的な施策を展開します。

施策の展開にあたっては、三重県障がい者支援施策総合推進会議において、福祉、医療、労働、教育などそれぞれの分野が協議・連携し、総合的に推進します。

3 評価（Check）

本計画に掲げた施策の実施状況について、毎年度、年次報告としてとりまとめます。

とりまとめた年次報告について、三重県障害者施策推進協議会および三重県障害者自立支援協議会において、報告し、施策の達成状況について、調査等を行います。

障害保健福祉圏域の取組については、地域の（自立支援）協議会において、実施状況を把握し、分析・評価を行います。また、地域の取組では解決できない課題について、三重県障害者自立支援協議会に報告し、協議を行います。

これらの協議会において、現状を多面的に分析し、課題を抽出します。

4 改善 (Act)

評価によって、明らかになった施策等の課題について、次年度の施策展開に反映します。また、必要に応じ、三重県障がい者支援施策総合推進会議において協議・検討を行います。

障害保健福祉圏域の取組については、地域の（自立支援）協議会の運営を支援することにより、改善を図ります。

第3節 計画の見直し

本計画は 2023 年度を目標年度として策定するものですが、計画の進捗状況や法制度の改正等さまざまな状況の変化により、見直しの必要が生じた場合は、計画期間中においても、適宜、必要な見直しを行います。

